

令和3年度（2021年度）

統計法施行状況報告

令和4年9月26日

総務省

政策統括官

（統計制度担当）



## はじめに

「令和3年度（2021年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和3年度（2021年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネットを通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ策定された現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年（2020年）6月2日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）<sup>※</sup>が開始されて以降、4回目の取りまとめとなる。

※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は平成30年（2018年）3月6日に閣議決定を行ったが、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計の不適切事案を受けた新たな取組を盛り込むため、令和2年（2020年）6月2日に再度閣議決定を行った。

また、本報告は、令和3年（2021年）12月に国土交通省の統計調査に係る不適切事案が発覚したことを契機として、統計委員会において公的統計の総合的な品質向上に向けた検討が行われ、令和4年（2022年）8月に建議が取りまとめられたことを踏まえ、本件に係る一連の対応状況の概要についても記述している。

なお、構成は3部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

- 第1部：令和3年度（2021年度）における主な統計行政の動きを概括したもの
- 第2部：基本計画の内容や進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの
- 第3部：公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供の状況、統計委員会の開催状況等を取りまとめたもの



## 目 次

【本編】	1
第1部 令和3年度（2021年度）における統計行政の主な動き	1
1 建設工事受注動態統計調査における不適切事案への対応等について	3
（1）建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案の概要及びその後の国土交通省の対応	3
（2）公的統計の総合的な品質向上に向けた取組	4
2 令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の実施について	5
3 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂について	5
4 統計データアナリスト等の資格付与の開始について	6
第2部 基本計画の推進状況	7
1 基本計画	9
（1）基本計画に関する法施行状況報告	9
（2）第Ⅲ期基本計画の概要	10
2 基本計画の取組状況	10
3 別編[基本計画 事項別推進状況]	13
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	14
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	14
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	54
「第4 基本計画の推進」関係	84
第3部 統計法条文別実施状況	89
I 公的統計の作成	91
1 基幹統計	91
（1）基幹統計の指定、変更等の状況	91
（2）法定の基幹統計の状況	92
（3）基幹統計と基幹統計調査の関係	92
（4）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	93
（5）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	94
（6）基幹統計の公表の状況	94
2 一般統計調査	95
（1）一般統計調査の実施又は変更の承認状況等	95
（2）一般統計調査の結果の公表の状況	96
3 指定地方公共団体が行う統計調査	97
4 指定独立行政法人等が行う統計調査	98
5 事業所母集団データベース	98

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況.....	98
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況.....	99
6 統計基準の設定.....	100
7 法に基づく協力要請.....	100
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況.....	100
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況.....	101
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況.....	101
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況.....	101
II 調査票情報等の利用及び提供.....	102
1 調査票情報の二次利用.....	102
2 調査票情報の提供.....	102
3 オーダーメイド集計の実施.....	105
4 匿名データの作成及び提供.....	106
5 調査票情報等の適正管理のための措置.....	108
III 統計委員会.....	109
1 統計委員会及び部会の開催実績等.....	109
2 評価分科会の開催実績等.....	111
(1) 統計技術評価の取組の根拠.....	111
(2) 統計技術評価に資する報告.....	111
3 建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案等を受けた会合の開催実績等.....	112
(1) 「対応精査タスクフォース」の開催状況.....	112
(2) 「公的統計品質向上のための特別検討チーム」の開催状況.....	112
IV その他.....	114
1 統計情報の提供（e-Statの取組等）.....	114
<b>【資料編】</b> .....	115
[はじめに・統計行政の主な動き関連]	
資料1 統計法の概要.....	117
資料2 統計改革に係る統計法等改正状況.....	119
資料3 「公的統計基本計画」の変更について.....	120
資料4 公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）のポイント.....	121
[基本計画関連]	
資料5 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の概要.....	124
資料6 行政記録情報等の統計作成への活用状況.....	125
資料7 オンライン調査の推進状況.....	129
資料8 統計関連業務の民間委託の状況.....	134
資料9 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況.....	136

資料10	調査の概要等のe-Statへの登録状況.....	136
資料11	「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和3年度フォローアップ.....	138
[公的統計の作成関連]		
資料12	基幹統計及び基幹統計調査一覧.....	145
資料13	基幹統計調査の承認一覧.....	146
資料14	基幹統計調査の年度別承認件数.....	147
資料15	基幹統計の公表までの期間.....	148
資料16	一般統計調査の承認一覧.....	149
資料17	一般統計調査の年度別承認件数.....	152
資料18	一般統計調査の結果の公表までの期間.....	153
資料19	都道府県別統計調査の届出件数.....	155
資料20	指定都市別統計調査の届出件数.....	155
[調査票情報等の利用及び提供関連]		
資料21	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）.....	156
資料22	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）.....	158
資料23	法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）.....	160
資料24	「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例.....	161
資料25	オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査.....	165
資料26	オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）.....	166
[統計委員会関連]		
資料27	統計委員会委員名簿.....	168
資料28	統計委員会臨時委員名簿.....	169
資料29	統計委員会専門委員名簿.....	171
資料30	統計委員会開催状況（第163回～第175回）.....	172
資料31	統計委員会における諮問・答申実績.....	174
資料32	統計委員会が軽微な事項と認めるもの.....	175
資料33	令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議 （令和3年（2021年）6月30日）.....	177
[その他関連]		
資料34	国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数.....	182
資料35	政府統計の総合窓口（e-Stat）について.....	185
資料36	政府統計共同利用システムについて.....	186





# 第 1 部

令和 3 年度（2021 年度）における

統計行政の主な動き



## 第1部 令和3年度（2021年度）における統計行政の主な動き

### 1 建設工事受注動態統計調査における不適切事案への対応等について

#### (1) 建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案の概要及びその後の国土交通省の対応

令和3年（2021年）12月15日、国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、同年3月まで、調査対象の事業者から提出された調査票の数値が書き換えられており「二重計上」が生じていたとの報道がなされた。

同報道等を受けて、内閣総理大臣から「統計の学者のみならず、元検事や弁護士を入れた第三者委員会を国土交通大臣の下に立ち上げ、徹底的に検証し、一ヶ月以内にまとめ、統計委員会に報告し、政府統計の信頼回復を図ること」との指示がなされた。

かかる指示を踏まえ、令和3年（2021年）12月23日、国土交通省において「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」が設置され、令和4年（2022年）1月14日に「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」<sup>(注1)</sup>（以下「検証委員会報告書」という。）が取りまとめられ、国土交通大臣に提出された。

同検証委員会において事実認定された内容は表1のとおりである。

表1 検証委員会における事実認定の概要

1 合算問題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成12年の建設受注統計の開始時点から、遅れて提出された調査票の「受注高」を当月調査票の「受注高」に合算するよう、統計室から都道府県に指示</li><li>○ 合算した理由の係長供述。①過月分調査票を遡及的に組み込むことは実務上困難、②完全に除外すると、年間受注高が正しい数値を下回るため、合算した方が年間受注高が正確、③完全に除外すると、調査票裏面の個別工事内訳情報が活用できなくなる。</li></ul>
2 二重計上問題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成21年度からの推計方法の見直しの検討の結果、平成25年4月から、回収率の逆数を乗じて推計する方法による欠測値補完を開始したが、この際合算処理を継続した結果、二重計上問題が発生</li><li>○ 二重計上を認識しつつ、あえて大きな数字を公表する等の作為的な意図は認められなかった。時の政権のために本件二重計上を生じさせたことは確認できなかった。</li></ul>
3 事後対応問題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成31年1月の一斉点検の際、係長が合算問題は調査項目ではないが、報告した方がよい旨を補佐、企画専門官に相談したが、報告されなかった。</li><li>○ 室長は令和元年6月頃に合算を、遅くとも同年11月頃には二重計上を認識。課長、局長級の政総審も同年12月に認識。その後、会計検査院や総務省に十分な説明を行わず、合算処理廃止は令和3年4月分から。</li><li>○ この間、令和元年12月分からは、政策立案総括審議官の了解を得、都道府県での合算をやめる指示を出し、課長判断で前月分合算に変更し、統計室でマスキングテープを貼り合算していた。</li></ul>

(注) 本表は、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会報告書の概要」（令和4年（2022年）1月 国土交通省大臣官房（監察担当））に基づき作成

(注1) 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る調査報告書」（令和4年（2022年）1月14日）（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001459557.pdf>）その後、令和4年（2022年）5月に追加調査報告書が国土交通大臣に提出された。（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001481524.pdf>）

その後、同省においては、検証委員会報告書を踏まえ、不適切な処理がなされた建設工事受注動態統計を適正な姿に復元するとともに、総力を挙げて再発防止策の検討・所管統計の検証を実施するため、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」（以下「遡及改定検討会議」という。）及び「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」（以下「再発防止・統計検証タスクフォース」という。）が、令和4年（2022年）1月20日に設置された。

遡及改定検討会議では、「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議報告書～統計の信頼回復に向けた結論～」<sup>(注2)</sup>が同年5月13日に取りまとめられ、遡及改定の方針等が示されるとともに、同年8月5日には、同報告書で決定された方針に基づいて算出された建設工事受注動態統計調査等の遡及改定値の公表が行われた。

また、再発防止・統計検証タスクフォースでは、統計や法律等の専門家とともに、再発防止策の検討及び国土交通省所管の統計の点検が行われ、同年8月10日に開催された第6回再発防止・統計検証タスクフォースにおいて、「国土交通省統計改革プラン」<sup>(注3)</sup>が取りまとめられた。

## （2）公的統計の総合的な品質向上に向けた取組

統計委員会では、総務大臣から、建築工事受注動態統計調査をめぐる事案に関し、平成22年度（2010年度）度以降の総務省の対応について検証の必要性があるとの要請を受けて、令和3年（2021年）12月24日、企画部会に「対応精査タスクフォース」が設置され、総務省政策統括官（統計制度担当）室の本事案に係る対応について精査が行われた。

その後、令和4年（2022年）1月14日に「統計委員会タスクフォース精査結果報告書－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応－」<sup>(注4)</sup>が取りまとめられ、総務大臣に提出された。

また、同年1月19日、総務省及び各府省に対してなされた内閣総理大臣指示「統計委員会において、国土交通省の検証委員会報告書を精査の上、統計作成上の課題や問題を抽出し、各府省の基幹統計について集計プロセ

---

（注2）「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議報告書～統計の信頼回復に向けた結論～」（令和4年（2022年）5月13日）

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001481541.pdf>)

（注3）「国土交通省統計改革プラン」

概要 (<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001496936.pdf>)

本文 (<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001496920.pdf>)

（注4）「統計委員会タスクフォース精査結果報告書－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応－」（令和4年（2022年）1月14日）

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01shingi05\\_01000036.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shingi05_01000036.html))

スを点検するとともに、再発防止策やデジタル化、人材育成などの公的統計の改善施策を取りまとめることとし、こうした統計委員会の活動に協力し、統計の信頼回復に向けて全力で取り組むこと」を受けて、統計委員会の企画部会の下に「公的統計品質向上のための特別検討チーム」が設置された。

同特別検討チームでは、国土交通省の検証委員会報告等を精査し、政府の統計調査全体に共通する統計作成上のリスク、課題や問題を抽出するとともに、各府省の基幹統計の調査・集計プロセスの点検・確認<sup>(注5)</sup>が行われた。

上記の検討を踏まえ、令和4年(2022年)8月10日、統計委員会において、再発防止策やデジタル化、人材育成の方策が「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」<sup>(注6)</sup>(ポイントは資料4参照)として取りまとめられ、総務大臣に提出された。

また、同日、統計幹事を構成員とする統計行政推進会議において、建議で提案された各対策の実施内容、実施時期等を定めた「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年(2022年)8月10日 統計委員会建議)を受けた政府の対応について<sup>(注7)</sup>の申合せがなされた。

## 2 令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査の実施について

総務省及び経済産業省が実施する経済センサス - 活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域的に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする基幹統計調査である。

令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査は、令和3年(2021年)6月1日に実施され、令和4年(2022年)5月31日に速報集計が公表されている。

経済センサス - 活動調査の結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料として事業者にも広く活用されている。

## 3 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂について

工業統計調査は、第Ⅲ期基本計画において、「工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調

---

(注5) 点検・確認の結果については、「公的統計の総合的な品質向上に向けて(報告書)」のp.37~49に掲載([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000829746.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000829746.pdf))

(注6) 「公的統計の総合的な品質向上に向けて(建議)」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000829745.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000829745.pdf))

(注7) 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」(令和4年(2022年)8月10日 統計委員会建議)を受けた政府の対応について」(令和4年(2022年)8月10日)  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000830198.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000830198.pdf))

査に包摂することに向けて結論を得る。」とされたことを受け、調査を所管する総務省及び経済産業省において検討が開始された。

その結果、工業統計調査は、令和4年（2022年）調査から経済構造実態調査に統合し、製造業事業所調査として実施するとの整理がなされ、令和3年（2021年）3月に、総務大臣に対して、当該整理内容を含む調査計画の変更案についての承認申請がなされた。

その後、統計委員会の審議を経て、同年7月9日に調査計画の変更案は承認され、基幹統計調査としての工業統計調査は中止（廃止）となり、経済構造実態調査に包摂されることとなった。

#### 4 統計データアナリスト等の資格付与の開始について

「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年（2019年）12月24日 統計改革推進会議統計行政新生部会)の報告書において、政府統計のプロフェッショナルとしての専門性の向上を図るための取組として、統計業務資格保有者(統計データアナリスト・統計データアナリスト補)の配置を推進することが明記され、第Ⅲ期基本計画にも同様の内容が盛り込まれたことを受けて、総務省において、その具体化に向けた検討が行われることとなった。

令和2年度（2020年度）に認定基準等の整備が行われた後、令和3年度（2021年度）には、「統計データアナリスト等認定実施規程」（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）が策定され、国の職員に対する資格付与が開始された。

その結果、令和3年度（2021年度）には、統計データアナリスト17人、統計データアナリスト補48人の認定が行われている。

また、これと連動する形で、統計研究研修所において、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修」（中級）及び「統計データアナリスト研修」（上級）が開始されている。

## 第2部 基本計画の推進状況





## 第2部 基本計画の推進状況

### 1 基本計画

#### (1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。また、法第4条第7項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとされており、同条第8項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）は、平成21年（2009年）3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。計画期間：平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）まで。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が、平成26年（2014年）3月に閣議決定された。

その後、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで）が、第Ⅱ期基本計画の終期を待たず、1年前倒しで策定された。

さらに、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計の不適切事案を発端として、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日）<sup>（注1）</sup>が取りまとめられ、また、統計改革推進会議統計行政新生部会において「統計行政

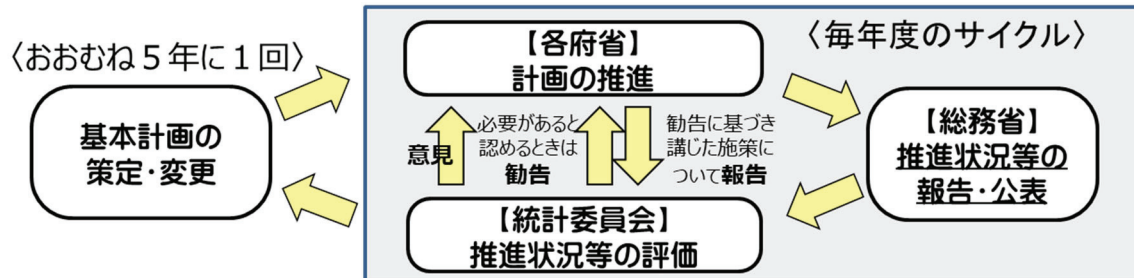
---

（注1）「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日）（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000647066.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000647066.pdf)）

（注2）「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日）（[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224\\_shinsei\\_honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_honbun.pdf)）

の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」  
 （令和元年（2019年）12月24日）<sup>（注2）</sup>が取りまとめられたことを踏まえ、  
 第Ⅲ期基本計画に新たな取組が追加された（令和2年（2020年）6月2日  
 閣議決定）。

図 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



## （2）第Ⅲ期基本計画の概要

第Ⅲ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅲ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成30年度（2018年度）からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進などの「公的統計の整備に関する事項」と行政記録情報等の活用などの「公的統計の整備に必要な事項」が掲げられている。

なお、令和2年度（2020年度）の基本計画の変更により、別表には品質確保に向けた取組の強化等に関する事項が追加されている。

## 2 基本計画の取組状況

令和3年度（2021年度）は、基本計画の取組状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた事項について、各府省から取組実績の報告を受けることとした。

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、特に令和3年度（2021年度）中に進捗のあった主な取組の状況は、表2のとおりである。

なお、令和3年度（2021年度）における全事項の取組実績については、『3 別編[基本計画 事項別推進状況]』に掲載している。

表2 令和3年度(2021年度)における各府省の主な取組実績

基本計画の記載(概要)	主な取組実績
<p>【基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実】</p> <p>◇ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。</p> <p>◇ 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。</p> <p>◇ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、令和5年度(2023年度)までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。</p>	<p>⇒ 平成30年(2018年)1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能となるようレシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、令和元年(2019年)12月に全ての地域に導入完了</p> <p>さらに、令和4年(2022年)2月に入力支援機能等を追加した新システムへ移行完了&lt;総務省&gt;</p> <p>⇒ 令和4年(2022年)1月にローテーション・サンプリングへの全面移行を完了した。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。</p> <p>引き続き、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に令和3年(2021年)7月より「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げ、検討を行っている。&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>⇒ サービス分野の生産物分類については、平成31年(2019年)3月に生産物分類策定研究会としての案を取りまとめ、統計委員会に報告を行った上で、平成31年(2019年)4月25日に決定(総務省政策統括官(統計基準担当)決定)し、公表した。</p> <p>財分野の生産物分類については、令和3年(2021年)3月に生産物分類策定研究会としての案を取りまとめ、統計委員会に報告を行った上で、令和3年(2021</p>

	<p>年) 5月31日に決定(生産物分類策定研究会決定)し、公表した。&lt;総務省&gt;</p>
<p><b>【経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等】</b></p> <p>◇ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。</p>	<p>⇒ 工業統計調査(令和元年度(2019年度)から経済構造実態調査と同時・一体的に実施)の経済構造実態調査への包摂について、令和2年(2020年)3月に立ち上げた有識者を交えた「経済構造実態調査検討会」や都道府県との意見交換を実施した。令和4年(2022年)調査から工業統計調査を経済構造実態調査に包摂させ、製造業事業所調査として実施するといった整理をし、令和3年(2021年)3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。&lt;総務省及び経済産業省&gt;</p>
<p><b>【農林水産関連施策の推進を図るための統計整備】</b></p> <p>◇ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>⇒ 経営統計調査については、令和元年(2019年)調査から調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に再編したことで、生産費調査の「個別経営体」及び「組織法人経営体」の区分と異なることとなっていた。令和4年(2022年)調査に向け、生産費調査の区分について再検討した結果、利活用上の支障を考慮しこれまでと同様の区分で調査を継続することとした。(令和4年(2022年)調査について、総務大臣への調査計画の変更申請を行い、令和3年(2021年)8月に承認済み)&lt;農林水産省&gt;</p>

### 3 別編[基本計画 事項別推進状況]

※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和3年度（2021年度）における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。

※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

※ 「令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【 】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

## 【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 障害者統計については、平成29年度（2017年度）中に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることを盛り込むべく検討が進められている。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している。これらの施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る。</p>	(各府省)	-
第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	<p>◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取り組むを推進する。</p>	総務省	令和元年(2019年)から実施する。
	<p>◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 消費動向指数（CTI）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。</p>	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。
<p>◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。</p>	財務省	令和元年度(2019年度)から実施する。	

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 障害のある者と障害のない者との比較を可能とするための障害者統計の充実に向けて、学識経験者及び関係府省の者を構成員とする検討チームの下、「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業」を行い、報告書を取りまとめた。【内閣府、総務省及び厚生労働省】
- ・ 令和3年（2021年）に実施した社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握し、令和4年（2022年）中に調査結果の公表を予定している。【総務省】
- ・ 令和4年（2022年）国民生活基礎調査から、国連障害者権利委員会がその利用について勧告しているワシントングループの設問により日常生活における機能制限の程度に関する状況を新たに把握することとし、調査実施の準備を進めている。【厚生労働省】
- ・ 平成30年（2018年）1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能な、レスポンス読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、令和元年（2019年）12月に全ての地域に導入完了。  
さらに、令和4年（2022年）2月に入力支援機能等を追加した新システムへ移行完了。
- ・ 新旧家計簿別の家計収支の状況を集計するとともに、家計簿改正による集計値への影響を推計し、平成30年（2018年）1月分結果以降、対前年同月増減率等について当該変更の影響による変動を調整した「変動調整値」を公表している。なお、影響を調整した推計値と元の集計値との差である調整額も公表している。
- ・ 消費動向指数について、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において更なる速報性と精度向上に向けた課題を整理するなどの検討を行った。
- ・ （欠測値補完方法）  
回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。  
また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。  
さらに、学識経験者を交えた研究において、平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）の欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められた一方、対象とする過去データの範囲や新型コロナウイルス感染症下の大きな景気変動時期を含めた更なる検討が必要とされた。そのため、令和3年度（2021年度）も引き続き学識経験者を交えた研究を行い、大きな景気変動時期を含めた過去データの有効性等について検討を行っているところである。  
  
（調査票の督促方法）  
平成30年度（2018年度）から外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を1日長く実施している。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に記載している。
- ・ 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加することにより、報告者負担の軽減を図るとともに、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進した。  
（連携機能については年次別調査は平成30年度（2018年度）下期調査から、四半期別調査は平成31年（令和元年（2019年））4-6月期調査から実装）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、QEの1次速報に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。</p>	財務省、内閣府	<p>令和元年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。 令和4年度(2022年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。</p>
	<p>◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。</p>	財務省	<p>令和4年度(2022年度)までに結論を得る。</p>
	<p>○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。</p>	国土交通省	<p>必要な改善策の検討を行い、令和元年度(2019年度)中に結論を得る。</p>
	<p>◎ 公的固定資本形成について、QEと年次推計との乖離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。</p>	内閣府	<p>早期に結論を得る。</p>
	<p>○ 再投資収益について、内閣府の協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。</p>	財務省、内閣府	<p>令和元年度(2019年度)を目途に結論を得る。</p>
	<p>○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。</p>	内閣府、総務省、経済産業省、関係府省	<p>財については令和元年(2019年)年央までに検証し、3年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては令和2年(2020年)年央までに検証し、4年(2022年)末までに結論を得る。</p>



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 試験的な調査について、内閣府と調整を行いつつ、学識経験者を交えた検討を踏まえ、調査計画を策定した。また、報告者負担などの観点から、調査計画案について、経済団体連合会に意見を求めるとともに協力要請を行った。平成30年（2018年）6月に「法人企業統計調査附帯調査（四半期別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査）」として総務大臣から一般統計調査の承認を得て、令和元年（2019年）4-6月調査から調査を実施している。調査結果については、内閣府へ提供し、情報共有を行っている。令和2年度（2020年度）は、国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合、令和3年度（2021年度）は、国民経済計算体系的整備部会にて、内閣府と協力し、同附帯調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算結果を含めた中間報告を行った。今後、内閣府と協力し、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、令和4年度（2022年度）末までのできるだけ早い時期に、改善に向けた方針を検討し、結論を得る予定。
- 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、母集団名簿に売上高や雇用者数等に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計で使用している母集団名簿には、これらの情報が含まれていない。層化抽出を行なうためには売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査と事業所母集団データベースにはかい離が生じているため、総務省と協力して、令和3年度（2021年度）末までにかい離を改善するための方策を検討することとしている。令和3年度（2021年度）は、総務省において経済センサス-基礎調査結果を事業所母集団データベースに反映した。なお、法人番号公表サイト情報から追加した約160万法人については、経済センサス-基礎調査結果等を用いた分析を実施。今後、総務省と協力してその結果を踏まえた検討を行う予定。
- 検討の結果、補正率の見直しを行うこととし、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、改善を実施（令和2年（2020年）6月17日公表）した。
- 平成30年（2018年）3月の第10回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証を実施し、基礎統計である建設総合統計と決算書の整合性が向上されれば、かい離の縮小に資することが期待されることを報告。令和2年（2020年）7月の第23回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について検証結果を報告し、QEでは、見直しが進められた建設総合統計を用いて推計を行うこととされた。
- 令和元年（2019年）6月の国民経済計算体系的整備部会において了承を得た新たな計上方法（再投資収益（計上時期の調整を4月の年次改訂時から前年11月時に前倒し）及び通関統計との差異透明化（「一般商品」のうち「加算額」「控除額」の計数の公表に加え、加算額・控除額の内訳項目「商品（輸出入以外）」「再輸出品（返戻貨物）」「再輸入品（返戻貨物）」についても公表）に沿って、令和2年（2020年）9月速報（同年11月10日公表）時から公表済み。
- 財については、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、エアコン、電気照明器具及びパチンコについて、推計上の工夫によって工業統計調査の品目概念に近付けるなどの推計方法の変更を行い対応した。鋼船については、第二次年次推計を基準年（産業連関表）に合わせるよう、2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計において対応予定としていたが、第二次年次推計における造船造機統計調査の活用にあたり、竣工から出荷ベースへの変換等の検討に時間を要したことや、年次推計における新型コロナウイルス感染症の影響への対応の検討・実装を優先課題として取り組んだことから、2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計においては従来通りとした。引き続き同統計の年次推計への反映について検討し、2021年度（令和3年度）年次推計（2020年度（令和2年度）第二次年次推計）において実施する。肉加工品及び清涼飲料については、産業連関表（基準年）の推計方法に係る検討を待ち、その結論に合わせて第二次年次推計を合わせる予定。サービスについては、検証を行い、同改定差がGDPに与える影響が僅少であるため、財のような個別品目の検討は行わないとの結論となった（令和2年（2020年）11月の第24回国民経済計算体系整備部会において了承済）。【内閣府】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度(2017年度)に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設(市場価格取引ベース)及び小売サービス(マージン)の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究結果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。	内閣府、関係府省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 毎月勤労統計について、令和4年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和4年(2022年)1月までに実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 統計委員会及び内閣府からの検討課題について検討し、令和元年（2019年）6月14日及び令和2年（2020年）3月17日に開催された国民経済計算体系的整備部会において、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の精査等について説明し、関係府省と協議を実施した。今後も統計委員会及び内閣府等との調整に適切に対応する。【経済産業省】
- 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。平成30年度（2018年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（令和元年（2019年）9月30日統計委員会）において、適当との結論を得た。  
インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてインターネット販売価格を採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。平成30年度（2018年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（令和元年（2019年）9月30日統計委員会）において、適当との結論を得た。
- 有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年（2018年）3月及び同年7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表した。また、直近の住宅・土地統計調査を用いて借家家賃の経年変化率を試算し、令和3年（2021年）2月に統計委員会に報告し、適当との結論を得た。なお、本分析結果を取りまとめ、令和3年（2021年）8月の消費者物価指数2020年基準改定時に参考資料として公表した。
- 医療・介護の分野は、令和元年度（2019年度）5月の統計委員会において医科レセプトのサンプルデータ等による医療デフレーターの試算結果を報告した。その後同報告を踏まえ、推計精度の向上を目的に、厚生労働省より特別抽出形式のレセプトデータを入手し、悉皆データに基づく医療デフレーターを完了した。また、介護給付費等実態統計に基づく介護デフレーターを完了した。  
教育の分野は、質変化を反映した価格の把握手法として、産出数量法（細分化アプローチ）を用いた試算結果について、令和3年（2021年）1月に統計委員会への中間報告を行った。その後、当該報告における指摘事項も踏まえ、産出数量法による遡及推計や投入法による推計との比較などを行った。【内閣府】
- 建設物価については、総務省（統計委員会担当室）、日本銀行のほか、東京大学や日本大学、大阪大学の学識者が参画する共同研究において検討を進めた。  
建築については、北米・欧州での統計作成事例の調査結果を踏まえた価格指数の作成手法の比較・検討を行った上で、国土交通省から提供を受けた建築着工統計の個票データを用いて層別化アプローチ及びヘドニック・アプローチによる市場価格取引ベースの価格指数の試算を実施した。それらに係る一連の研究成果については、平成30年（2018年）12月の統計委員会企画部会主催ワークショップ及び平成31年（2019年）3月の統計委員会において報告を行った後、令和3年度（2021年度）には、一部推計手法を修正の上、国土交通省から再度提供を受けた建築着工統計の個票データを用いて、再試算を行った。  
また、土木工事については、国土交通省から積算実績データベースの提供を受け、マージンを含む市場価格取引ベースの価格指数を試算した。その研究成果は、令和3年（2021年）2月の統計委員会企画部会に報告するとともに、同年3月にワーキングペーパーとして公表した。【総務省】
- 令和4年（2022年）1月にローテーション・サンプリングへの全面移行を完了した。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。  
引き続き、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下に令和3年（2021年）7月より「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げ、検討を行っている。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、QEの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	内閣府	平成30年度(2018年度)中に実施する。
	◎ 生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に 見直した国民 経済計算への 整備	◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度(2018年度)の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、令和3年(2021年)経済センサスの試験調査(令和元年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性及び国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制及び限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までにルールを設定し、検討を継続する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 平成30年（2018年）からローテーション・サンプリングを導入している。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるとともに、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。  
また、毎月勤労統計調査においては、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたが、令和元年（2019年）6月分調査から全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができなかつた平成16年（2004年）～平成23年（2011年）の結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。
- 国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、国内家計最終消費支出及び民間企業設備における統合比率について再推計を実施した。令和3年度（2021年度）においては、「期間を変えた推計」及び「外れ値の検定」等を実施し、「外れ値」は検出されなかつた旨、令和3年（2021年）4月及び7月開催の第27回・第28回国民経済計算体系的整備部会にて報告を行った。
- 第Ⅲ期基本計画策定以降、国民経済計算体系的整備部会において推計方法や試算結果等の報告を行い、了承を得た。平成31年（2019年）1 - 3月期（令和元年（2019年）8月公表）より、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報を参考系列として公表している。
- 第Ⅲ期基本計画策定以降、生産側・分配側GDPの四半期速報の参考系列としての公表の取扱いについて、国民経済計算体系的整備部会において、推計結果や試算結果等の報告を行ってきた。  
生産側GDPの四半期速報については、令和2年（2020年）10月に論文形式で公表し、令和2年（2020年）10月の第4回同部会QEタスクフォース会合にて報告を行った。令和3年（2021年）1月の第5回同部会QEタスクフォース会合では、令和3年度（2021年度）には、年央及び年次推計後の早い段階で年2回の論文形式等での公表を行うと同時に、業務の効率化及び公表系列の整理・合理化を行うことにより、令和4年度（2022年度）より年4回の参考系列として定期的に公表する体制を整えることを目指すとの結論を得た。この結論を受けて、令和3年（2021年）11月及び令和4年（2022年）3月に2015年（平成27年）基準に基づく試算値を論文形式で公表している。  
分配側GDPの四半期速報の取扱いについては、令和2年度（2020年度）に実施した生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会における議論等を踏まえた上で検討を行っており、令和3年（2021年）7月及び9月の第28回・第29回国民経済計算体系的整備部会において、審議を頂き、引き続き、その取扱いについて、同部会において審議し、検討することとなった。
- 平成30年（2018年）8月31日に内閣府から「基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」の提示を受けた。当該要望や、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）。
- 国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）。
- 基準年SUT・産業連関表の部門について、一定の客観的ルール（投入や産出の類似性等）を設定して検討を行った（検討過程においては、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議に提示）。これを踏まえ、基準年SUT・産業連関表の部門の考え方について、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）に盛り込んだ。現在、これに基づき検討を継続している。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、令和5年度（2023年度）までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。	総務省	平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、令和5年度（2023年度）までに全体について生産物分類を整備する。
	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。	国土交通省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。
	○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、令和元年度（2019年度）作成予定の平成27年（2015年）産業連関表に取り込んだ上で、令和2年度（2020年度）を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間、遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE（2次速報）に活用できるよう、公表を早期化する。	国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表（令和元年度（2019年度））に取り込んだ上、次回基準改定に反映する。
	○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- サービス分野の生産物分類については、平成31年（2019年）3月に生産物分類策定研究会としての案を取りまとめ、統計委員会に報告を行った上で、平成31年（2019年）4月25日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表した。  
財分野の生産物分類については、令和3年（2021年）3月に生産物分類策定研究会としての案を取りまとめ、統計委員会に報告を行った上で、令和3年（2021年）5月31日に決定（生産物分類策定研究会決定）し、公表した。
- 統計委員会における精度検証結果や平成30年度（2018年度）に実施した試験調査の結果等を踏まえ、調査の名称を補正調査から建築工事費調査に変更するなど補正調査を全面的に変更する調査計画を申請し、令和2年（2020年）2月7日に総務大臣の承認を受け、令和3年（2021年）1月より建築工事費調査へ移行した。  
一方、調査方法の変更に伴う作業の遅れ等から調査票の配布が遅れたため、状況把握後速やかに統計委員会へ報告（令和4年（2022年）3月28日）を行った。  
統計委員会の諮問を経て調査計画を変更の上、速やかに調査を開始予定。  
**【第1部に関連する記載あり】**
- 工事進捗率パターンについて、建設工事進捗率調査の結果を踏まえ、補正率の見直しを行い、国民経済計算体系的整備部会（第22回：令和2年（2020年）6月8日）へ報告の上、建設総合統計に反映（令和2年（2020年）6月17日公表）した。令和3年（2021年）1月から新調査へ移行した建築工事費調査の結果を踏まえつつ、建設工事進捗率調査への反映の方法について検討中。
- 建築物リフォーム・リニューアル調査について、令和元年（2019年）6月公表の「平成27年（2015年）産業連関表」及び令和2年（2020年）8月公表の「平成17-23-27年接続産業連関表」に反映させた。  
同調査の公表時期については、平成30年（2018年）4月25日に総務大臣から同調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成30年度（2018年度）調査からQEの公表周期に合わせて、従前の半期毎から四半期毎に変更して実施しているところであり、令和元年（2019年）9月10日公表の令和元年度（2019年度）第1四半期受注分の調査から公表時期の早期化を行った。  
また、建築物リフォーム・リニューアル調査のQE（2次速報）への活用に関しては、令和3年（2021年）3月の第26回国民経済計算体系的整備部会において、国土交通省より、公表の早期化に代えて、回収率の状況把握等を目的として取りまとめている中間集計値の提供を試行した旨の報告を行った。**【国土交通省】**
- 平成27年（2015年）産業連関表に反映されたことを踏まえ、国土交通省の産業連関表のCT推計値及び推計方法を参考に、年次推計、供給側QE、固定資本マトリクス、それを踏まえた総固定デフレーター及び固定資本減耗の推計方法を検討し、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において反映した。**【内閣府】**
- 建設工事施工統計の精度向上に向けた欠測値補完の見直しについては、令和2年（2020年）10月30日の第8回評価分科会において報告を行い、欠測値補完の見直し方法について妥当との評価を頂いたところ。  
これを踏まえ、令和4年（2022年）3月末に、令和2年度（2020年度）実績分の調査結果を、新たな推計方法により公表した。
- 非住宅の売買取引の仲介手数料については、国土交通省が作成している不動産価格指数の推計に利用しているデータ等を用いて推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」（賃貸面積比率、空室率等）などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。</p>	国土交通省	次回産業連関表作成時（令和元年度(2019年度)）までに結論を得る。
	<p>○ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査（医療機関等調査）の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査（医療機関等調査）の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査（医療機関等調査）、産業連関構造調査（投入調査）、ビジネスサーベイにおける調査項目見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年（2015年）産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 分譲住宅の販売マージンについては、従来は、売買仲介手数料に相当する費用のみを計上していたが、平成27年（2015年）産業連関表においては、建築着工統計等から分譲戸数と分譲価格を推計し、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」から算出した分譲住宅の販売マージン比率を乗じて推計を行い反映した。  
非住宅不動産の賃料収入については、従来は、国内主要都市の賃料データを使用していたが、平成27年（2015年）産業連関表から、「法人土地・建物基本調査」（賃貸床面積及び空室率）を活用し、全国の事務所・店舗等の賃料の推計を行い反映した。
- 平成27年（2015年）産業連関表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」の部門ごとの医薬品に係る投入係数について、推計方法の見直しの検討を行った。見直し後の推計方法による試算の結果、従前の推計方法を採用した場合と比較してアクティビティごとの特性に応じた投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。  
また、実測可能性のある部門設定について検討を行い、医療（病院）部門及び医療（一般診療所）部門を設定することで結論を得た。【厚生労働省】
- 医療の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と医療経済実態調査（医療機関等調査）を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。さらに、この検証作業における前提条件を精緻化して行った検証結果を令和元年（2019年）7月の第14回同会合にて提示。中間年推計の更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】
- 平成27年（2015年）産業連関表の社会福祉（国公立）部門について、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方財政状況調査の民生費に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、第8回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）3月13日）に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。  
また、平成27年（2015年）産業連関表において新設された「保育所」部門（従来、保育所については、「社会福祉（国公立）」「社会福祉（非営利）」「社会福祉（産業）」の3部門に含まれていた。）についても、社会福祉（国公立）部門についての指摘を踏まえ、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方公共団体の決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、同じく第8回SUTタスクフォース会合に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。  
平成27年（2015年）産業連関表については、これら見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。  
社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施については、投入調査を実施せず行政記録情報等を更に活用して精度の向上を図ることを第25回国民経済計算体系的整備部会（令和3年（2021年）2月4日）に報告し、了承を得た。  
平成27年（2015年）産業連関表の介護部門における投入係数の推計に当たり、介護事業経営実態調査結果に加え、新たに介護事業経営概況調査結果も用いることにより、産業連関表の作成対象期間前後の年度のデータを活用でき、投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。【厚生労働省】
- 介護の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と介護事業経営概況（実態）調査を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。中間年推計のさらなる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査（投入調査）等）の実施等も含め、検討を行う。	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上等	○ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに検討する。
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時（令和元年度（2019年度））までに結論を得る。国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
	○ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を進める。	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	○ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施し、次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	令和元年度（2019年度）から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 教育の中間投入構造の把握に資するため、報告者負担を鑑みつつ、地方自治体の行政記録情報等（歳入歳出決算事項別明細書等）を活用することにより、公立学校に係る費用の内訳項目を推計した。  
標本の大きさについて、引き続き検討を行う。
- 自社開発ソフトウェアや研究開発（R&D）への対応等、2008SNA関係等で想定される課題については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応について記載した。また、この整理に基づき、研究開発（R&D）への対応等については令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」に反映させるとともに、統計表の公表後、自社開発ソフトウェアについては参考表の作成に取り組んだ。
- 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、「平成27年表では、（中略）基本価格表示の参考表を公表する」と整理した。この整理に基づき令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」の公表後、基本価格表示の参考表の作成に取り組んだ。【産業連関表作成府省庁】
- 産業連関表における参考表の作成方法を踏まえ、国民経済計算における基本価格のあり方について研究を実施した。【内閣府】
- 国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において、映画作品、テレビ番組、音楽作品及び書籍の4種類の娯楽・文学・芸術作品の原本を推計し、「娯楽作品原本」という名称で総固定資本形成への計上を行った。
- 国民経済計算に係る国際的な議論に積極的に参画し、経済社会のデジタル化を反映した新分野の一例として、令和2年（2020年）10月に平成27年（2015年）を対象とするデジタル供給・使用表（SUT）を、令和4年（2022年）3月に平成30年（2018年）を対象とするデジタルSUTを作成・公表済み。これらの成果を国際会議において共有することを通じて、国際基準策定プロセスへの関与の強化を図る。令和7年（2025年）の採択が見込まれる国際基準の改定に向けて、OECDの国際会議において積極的に議論に参加するとともに、国連等が作成する事項別論点ペーパー（ガイダンスノート）について、関係機関と連携しつつ、積極的な意見表明を行っている。  
生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会を令和2年度（2020年度）に開催し、①生産・支出・分配の三面の調整手法に関する整理、②分配側各推計（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の精度向上に向けた課題整理等を行い、令和3年（2021年）4月の第27回国民経済計算体系的整備部会にて報告を行った。
- 国際的な基準に沿って、リースをフィナンシャルリース（FL）とオペレーティングリース（OL）に区別して記録するよう、リース資産の帰属や、それに整合的な生産物別、経済活動別及び制度部門別の推計方法について検討を行い、国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定において反映した。
- 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。  
その後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月）において、これまでの検討状況を整理し、報告するとともに、次期基本計画に向けた検討の方向性について、情報共有したところ。
- 商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和2年度（2020年度）に2回目の調査を実施した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、 経済産業省	令和元年度(2019年度)から同時実施し、令和4年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、 経済産業省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、 関係府省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、 関係府省	令和元年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度（2020年度）中に全ての結果の公表を完了した。

プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。

- ・ 工業統計調査（令和元年度（2019年度）から経済構造実態調査と同時・一体的に実施）の経済構造実態調査への包摂について、令和2年（2020年）3月に立ち上げた有識者を交えた「経済構造実態調査検討会」や都道府県との意見交換を実施の上、令和4年（2022年）調査から経済構造実態調査の製造業事業所調査として実施するといった整理をし、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。

【第1部に関連する記載あり】

- ・ 中間年経済構造統計の中心となる経済構造実態調査については令和2年（2020年）3月から、同時・一体的に実施した工業統計調査については令和2年（2020年）2月から順次令和元年（2019年）調査結果を公表し、いずれも令和2年度（2020年度）中には全ての公表を完了した。【総務省及び経済産業省】

- ・ 経済センサス - 基礎調査については、令和元年（2019年）調査結果を令和2年度（2020年度）6月及び12月に公表し、令和2年度（2020年度）中に全ての公表を完了した。【総務省】

- ・ レジスター統計（仮称）について、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計（試算値）として、令和元年次（2019年次）情報の集計結果を令和3年（2021年）6月に統計局HPへ掲載した。また、令和2年次（2020年次）情報の集計結果を令和4年（2022年）3月に統計局HPへ掲載した。【総務省】

- ・ 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。

その後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合（令和3年（2021年）2月）において、総務省・経済産業省より令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の実施方針が示され、この中で、従来、一部の産業を調査対象外としていた甲調査について、これを見直し、全産業の法人企業を対象とする産業横断調査とすることについて説明があった。【総務省（政策統括官）】

- ・ 中間年経済構造統計の作成を目的とした経済構造実態調査について、経済センサス - 活動調査との更なるシームレス化による充実を図るため、令和4年（2022年）調査から、法人企業を対象とする経済構造実態調査（甲調査）の調査対象範囲を全産業に拡大し、経済構造実態調査（産業横断調査）として、法人企業ベースで経済センサス - 活動調査と同様に全産業の年次統計の作成・提供が可能となるよう調査計画を見直し、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。また、その調査結果については、産業横断的に共通的な事項を、事業所母集団データベースに登録することとしている。【総務省（統計局）及び経済産業省】

- ・ 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における統計作成やビジネスレジスターの整備に利用している行政記録情報の種類、内容、調査単位との関連付けなどの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。

その後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合（令和3年（2021年）2月）において、総務省・経済産業省より令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の実施方針が示され、この中で、従来、一部の産業を調査対象外としていた甲調査について、これを見直し、全産業の法人企業を対象とする産業横断調査とすることについて説明があった。【総務省（政策統括官）】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	令和2年度（2020年度）までに結論を得る。
	◎ 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和4年（2022年）調査の企画時まで一定の結論を得る。
	○ サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも令和4年（2022年）末までに結論を得る。
	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	◎ 経済センサス-基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	令和元年度（2019年度）から実施（初回のローリング調査は2年（2020年）年央までに実施）する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 中間年経済構造統計の作成を目的とした経済構造実態調査について、経済センサス-活動調査との更なるシームレス化による充実を図るため、令和4年（2022年）調査から、法人企業を対象とする経済構造実態調査（甲調査）の調査対象範囲を全産業に拡大し、経済構造実態調査（産業横断調査）として、法人企業ベースで経済センサス-活動調査と同様に全産業の年次統計の作成・提供が可能となるよう調査計画を見直し、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。【総務省（統計局）及び経済産業省】
- ・ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法について、令和元年度（2019年度）に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施し、令和2年度（2020年度）までに推計手法について一定の結論を得た。なお、推計結果はレジスター統計（試算値）として、令和3年（2021年）6月に統計局HPへ掲載した。
- ・ 経済構造実態調査については、統計委員会における答申（諮問第113号の答申：中間年における経済構造統計の整備について）において、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査の調査範囲や調査事項等の見直しなどについて検討することとされたことから、令和2年（2020年）3月に立ち上げた有識者も交えた「経済構造実態調査検討会」において、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の承認状況も踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査のあり方について検討を行った上で、調査事項の変更や、調査対象範囲の全産業化等を含む調査計画案を整理し、令和3年（2021年）3月に総務大臣への承認申請を行い、7月に承認された。
- ・ 統計委員会国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合や関係府省における検討状況を踏まえつつ、サービス産業動向調査と特定サービス産業動態統計調査との関係整理に向けた方向性について、有識者による研究会（総務省主催、経済産業省オブザーバー）を令和3年（2021年）10月から開催し、検討を進めているところ。【総務省及び経済産業省】
- ・ 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第2回会合（令和3年（2021年）2月）において、事務局からこれまでの取組状況や今後の検討の方向性について、総務省・経済産業省から令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の実施方針（案）について、それぞれ報告と情報共有が行われた。また、第3回会合（同年2月）において、総務省・経済産業省から経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の一体的実施に係る現時点の検討状況について報告と情報共有が行われた。
- ・ 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。  
今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。
- ・ 第3次産業活動指数では、令和2年（2020年）4月の2015年基準への切り替えにおいて、サービス産業動向調査から9業種（拡充3、切替6）を採用し、指数精度向上等、有用性を高める対策を講じた。
- ・ 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス-基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施し、令和2年度（2020年度）中に全ての結果の公表を完了した。  
プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を行っている。  
これらを踏まえて整備した母集団情報（令和元年（2019年）次フレーム）の提供を令和3年（2021年）3月から開始した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計（注）の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 （注）事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から順次実施する。
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、 財務省	令和3年度 (2021年度)末までに結論を得る。
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	令和3年度 (2021年度)末までに結論を得る。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 経済構造実態調査、工業統計調査、科学技術研究調査、経済センサス - 活動調査、経済センサス - 基礎調査（新規把握事業所）等において法人番号を把握。【総務省】
  - ・ 法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を追加し、調査対象法人の法人番号の把握を行っている。【財務省】
  - ・ 各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】
- 令和3年度（2021年度）において、2020年農林業センサスの結果から、一戸一法人、一戸一法人以外の法人、非法人の団体経営体の情報を事業所母集団データベースに登録した。  
建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度（2019年度）からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。
- ・ 事業所母集団データベースに格納する統計調査については、令和元年（2019年）から実施している経済構造実態調査の結果を格納するなどの範囲拡充を行った。  
法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を令和元年（2019年）から開始した。  
レジスター統計（仮称）については、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を行い、レジスター統計（試算値）として、令和元年度（2019年度）情報の集計結果を令和3年（2021年）6月30日に統計局HPへ掲載した。また、令和2年度（2020年度）情報の集計結果を令和4年（2022年）3月に統計局HPへ掲載した。【総務省】
  - ・ 総務省主催の研究会に参画・協力の上、情報収集・検討等を実施。今後、結論を得られた取組から、各統計調査への具体的な適用について検討の上で実施する。【経済産業省】
- ・ 法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を包含した約350万法人を収録した母集団情報を名簿として経済センサス - 基礎調査を実施し、その結果を事業所母集団データベースに反映したことにより、法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離が大幅に改善した。なお、追加した160万法人のうち、調査で活動状態を確認できたもの（活動中、休業中等）約100万件について経済センサス - 基礎調査結果等を用いて分析した結果、個人宅やマンションの一室が登記されているような小規模法人などが多いことが分かった。
- ・ 令和元年度（2019年度）経済センサス - 基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。
- ・ 月次で更新される労働保険情報及び商業・法人登記簿情報を最大限活用し、事業所の新設・廃業等の活動状態の変化を捉え、それらの事業所に直接照会することで活動状態の把握を行っているところ。この照会結果に加え、（独）統計センターにおいて令和元年度から実施している企業調査支援事業で定期的に把握している主要企業とその傘下事業所に関する情報の活用も開始し、令和3年（2021年）3月に令和元年（2019年）次フレームとして提供を開始したところ。
- ・ 年次フレームに含まれる情報の充実については、主要企業の情報更新の拡充などに対応するため、令和元年（2019年）から実施している経済構造実態調査の結果の格納や、約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加しての令和元年（2019年）経済センサス - 基礎調査結果の格納、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）などの取組をすでに実施。  
さらに、今後、令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査における法人番号等の結果の格納を予定しており、一層の有用性を高めるための取組を順次実施しているところ。  
なお、今後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて報告及び情報共有を行う予定としている。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、令和元年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。</p>	関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、令和8年（2026年）経済センサス - 活動調査を見据えつつ検討する。</p>	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。</p>	総務省、関係府省	令和4年度（2022年度）までに実施する。
	<p>○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。</p>	総務省、関係府省	令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の企画時期までに実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 本事項については、平成30年度統計法施行状況に関する審議において、以下の措置を採ることが望まれると指摘された。
  - ① 関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ること。
  - ② 関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施すること。
  - ③ 総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討すること。これらの指摘事項については、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ等の場を通じて、今後、検討していく予定。【総務省（政策統括官）】
- ・ 経済センサス - 活動調査について、改定後のガイドラインについては、令和3年（2021年）調査から適用。  
経済構造実態調査及び工業統計調査について、改定後のガイドラインについては、軽減税率が導入された令和元年（2019年）を対象年とする令和2年（2020年）調査から適用したところ。【総務省（統計局）及び経済産業省】
- ・ サービス産業動向調査について、改定後のガイドラインについては、令和元年（2019年）10月分速報結果（12月27日公表）から対応しているところ。【総務省（統計局）】
- ・ 薬事工業生産動態統計調査については、生産金額、出荷金額、月末在庫金額について、従前から消費税額込みの金額を集計しているが、消費税率変更に伴い、令和元年（2019年）10月以降の月報は消費税率10%込みの金額を計上し、集計している。【厚生労働省】
- ・ 経済産業省企業活動基本調査については、平成30年（2018年）調査及び平成31年（令和元年・2019年）調査を活用して、税込み集計について一定の条件により集計の可能性を検討し、令和2年（2020年）調査の速報公表（令和3年（2021年）3月31日）から改定後のガイドラインを適用した集計を実施、併せて平成30年（2018年）調査及び平成31年（令和元年・2019年）調査についても同様に実施した。なお、令和4年（2022年）調査以降は、法人企業統計調査と同様、決算値を集計・公表する予定。  
中小企業実態基本調査については、令和2年（2020年）調査の速報公表（令和3年（2021年）3月30日）から改定後のガイドラインを適用した集計を実施し、令和3年（2021年）調査の速報公表（令和4年（2022年）3月下旬）も引き続き、同ガイドラインを適用した集計を実施。  
なお、令和4年（2022年）調査以降は、法人企業統計調査や経済産業省企業活動基本調査と同様、決算値を集計・公表する予定。【経済産業省】
- ・ 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、①報告者負担の軽減の観点から、報告者が記入しやすい方法を選択できる現行の方法を維持することが適当ではないか、②令和5年（2023年）10月にインボイス方式の導入により報告者の回答方法（税込か、税抜か）に変化が生じる可能性がある点に留意が必要ではないかといった点について、情報共有したところ。
- ・ 本事項については、項目第2-1-(2)の「企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法」の検討状況を踏まえ、検討を行う予定。  
その後、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおいて検討を進めることとしており、現在、その準備を進めているところである。
- ・ 令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、経済センサス - 活動調査における労働者の区分がガイドラインに沿った整理となっていることを確認した上で、今後のガイドラインの見直しの方向性について、情報共有したところ。ガイドラインの見直しの方向性について、WG構成員から提出された意見等を踏まえ、引き続き検討を進める。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、令和2年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する令和2年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。	総務省	令和元年度(2019年度)から実施する。
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 令和元年度（2019年度）においては、広報効果をより高めるため、訴求対象及び訴求内容についての検証を行った。令和2年度（2020年度）では、検証結果を踏まえ、若年層を対象とした広報媒体を活用の上、調査の周知及びオンライン調査への誘導を図るための効果的な広報を実施した。  
オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年（2015年）調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援した。  
地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年（2015年）調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策の更なる拡充を行った。
- 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、100年記念ロゴマーク、広報用パンフレット「国勢調査100年のあゆみ」等を作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施した。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年（2019年）から開始し、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図った。
- 非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下で「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ（以下「WG」とする。）」を設置し、結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討を行った。「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地があるとされたが、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新たな推計方法を採用すべきという積極的な根拠を得られなかった。  
統計委員会諮問第152号の答申（令和3年（2021年）7月30日統計委第14号。以下「答申」とする。）では、捕捉率の低い若年単身世帯等の回収率の向上が本調査の大きな課題であり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って令和2年（2020年）調査が中止された経緯も踏まえ、この取組の必要性が一層高まっていることから、以下の取組を継続実施するとともに、その効果の検証等を行うことが必要とされた。  
① 郵送要件の緩和検討  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年（2021年）調査において、郵送回収の要件緩和の効果検証を行い、令和5年（2023年）調査に向けて郵送回収の要件緩和を検討  
② オンライン調査の導入  
令和4年（2022年）調査において一部の都道府県にオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年（2023年）調査において全面的な導入  
③ コールセンターの設置  
令和3年（2021年）調査から、調査対象者や調査員からの照会についてコールセンターを設置
- 調査業務の効率化を図る観点から以下の対策を講じ、②及び③については、答申において、これらの取組の効果検証等を行うこととされた。  
① 実務説明動画DVDの作成  
調査員の実務に関する動画DVDを作成し、保健所等へ配布を行った。保健所等において調査員を対象に開催している説明会について当該DVDを活用することが可能となり、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。  
② コールセンターの設置  
4月中旬の調査準備開始から調査期間中、コールセンターを設置し、従来、保健所等が実施していた調査員や対象世帯の照会対応等をコールセンターで実施することにより、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。  
③ オンライン回収の導入  
政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン回収を導入し、従来からの調査員回収と併用して調査を実施する。  
オンラインによる回答はシステムによる入力チェックや保健所等に直接送信されるため、オンラインによる回答が増えれば増えるほど、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減が図られる。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	令和元年(2019年)調査の企画終了後に実施する。
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年(2018年)調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	令和元年度(2019年度)中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	令和元年度(2019年度)調査から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- WGにおいて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年（2022年）からオンライン調査を導入すること。ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年（2022年）調査は、一部の調査地区から先行的に導入することが妥当とされた。

これを踏まえ、統計委員会等で審議を行い、答申において、「令和4年（2022年）調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年（2023年）調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。」との課題を受けた。
- ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。

また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。

さらに、令和2年度（2020年度）においては、令和元年（2019年）調査結果の世帯票について地域ブロック別及び市郡別による回収率を公開した。
- 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討したところであるが、市区町村別になると客体数が少なく、数値のない表が多くなってしまいうため、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成した。あわせて、様々な方面から幅広い意見を聴取するため、令和2年（2020年）1月8日から2月10日までの約1か月間、厚生労働省ホームページにおいて見直し案について意見募集を行った。いただいた意見を踏まえ調査計画に反映し、令和3年（2021年）1月26日（火）付け総務大臣の承認を得て、令和2年（2020年）人口動態統計（確定数）から適用している（令和3年（2021年）9月10日公表済）。
- 紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、平成30年（2018年）データからテキスト形式による提供を開始している。
- 令和元年度（2019年度）は、オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。

① J A V A（J R E）インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。

②操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。

令和2年度（2020年度）は、作成事務の更なる効率化を図るため、調査票の送信漏れ防止等の改修を行った。
- 平成30年度（2018年度）調査から社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供、把握時期等の留意事項を提供開始。
- 平成30年度（2018年度）調査から休職等理由区分の結核を削除。
- 幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票について、令和元年度（2019年度）調査から実施。小学校については令和2年度（2020年度）調査から実施。

残りの調査票についても令和3年度（2021年度）調査から実施し、すべての学校種について対応が完了した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間（無期・有期）別に把握する。	文部科学省	平成30年度（2018年度）調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	令和元年度（2019年度）調査から順次実施し、遅くとも令和2年度（2020年度）調査までに実施する。
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも令和2年度（2020年度）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 平成30年度（2018年度）調査から雇用契約期間別に把握を開始。
- 令和2年度（2020年度）調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保した統計を提供。
- 調査項目の重複が確認された職種別従事者数については、学校基本調査の調査項目を維持し、社会福祉施設等調査の調査項目を削除するという方針で厚生労働省と合意し、調査項目の重複が解消した。
- 平成30年度（2018年度）は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、令和元年度（2019年度）予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め令和3年度（2021年度）までに改修を完了し、令和4年度（2022年度）調査から新システムへ移行予定。
- （施策ニーズを踏まえた調査事項）  
調査項目検討の際、省内に調査を希望する項目を照会するとともに、令和2年（2020年）4月より施行された高等教育修学支援新制度の効果をより詳細に測るべく奨学金受給状況に関する問を充実させた。また、短大や専修学校の多くが卒業し、就業者となることから、将来的な学歴と生涯賃金の分析等に資するべく、最終学歴や中退歴等を尋ねる問を追加した。  
  
（報告者規模の維持）  
調査対象者の大部分が進学や就職によって親元を離れる場合が多くなること等から、回答機会の確保を目的として、昨年度に引き続きオンライン調査と郵送調査を併用実施した。また、特に親元を離れた対象者の住所を確実に把握するため、複数回に亘り、住所変更に係る注意喚起を行うことに加え、未回答者に対して一定期間経過後に調査票の再送を行い、脱落率の低減を図るとともに、調査票の末尾に引っ越し予定を尋ねる項目を設けた。なお、これまでの調査の回収率は8割以上を維持している。  
  
（代表性の検証）  
前年度実施の委託研究の結果を基にした検証結果を総務省に報告済である。具体的には、脱落の程度や属性傾向について「脱落サンプルと残存サンプルの比較分析」という形で毎回の公表の際に情報提供すること及び実査の際には調査期限後一定期間において再度調査票を送付する等の報告者規模の維持を継続する等の結論を得た。  
  
（回答精度の向上）  
前回に引き続き、オンライン調査においては回答しやすい画面設計とすること及び記入誤りを行わないよう和暦と西暦の併記を行っている。また、金額を回答する質問については、桁誤りを防止するよう、位取りを表記した。
- 令和元年度（2019年度）中に委託事業「学校保健統計の改善に関する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。  
研究会において対応することが望ましいと整理された調査方法のうち、身長・体重の転記方法及び回答期限の見直しについては、令和4年度（2022年度）調査より対応予定。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。	文部科学省	令和3年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 令和2年度（2020年度）中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。

研究会において、社会教育施設における関係主体ごとの収入・費用構造の把握については、すでに地方教育費調査において、一定程度の収支を把握しているところであり、これを超えてさらにレベルの細かい項目別の収入・費用について把握しようとするについては、統計調査として詳細を一律に定義して的確に把握することは困難であること、また、現状把握している以上に細かな項目について調査することについては、調査客体に新たな負担を課す一方で、これを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において関係主体ごとの収入・費用構造に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。
- 令和2年度（2020年度）中に委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。

研究会において、社会教育施設の利用者側の状況の把握については、すでに社会教育調査で男女別の学級・講座の学級生数や受講者数を把握しているところであり、現状把握している以上に細かな属性について社会教育調査を通じて調査することについては、調査客体に新たな負担を課すこととなる一方で、これを超えて把握する政策上の必要性は、現段階において国及び地方において見出されないことから、社会教育調査において社会教育施設の利用者側の状況の把握に関する調査項目を追加して実施することについては、現段階では適当とは言えないとの結論を得た。
- 平成29年度（2017年度）調査（平成30年度（2018年度）実施）、平成30年度（2018年度）調査（令和元年度（2019年度）実施）、令和元年度（2019年度）調査（令和2年度（2020年度）実施）、令和2年度（2020年度）調査（令和3年度（2021年度）実施）において、客観性及び比較可能性の担保のため、調査票における注記や調査依頼に添付する「回答に当たっての留意事項」の記載の改善を継続的に行っている。
- 平成30年（2018年）1月調査分から雇用契約期間別に詳細把握するよう変更した「従業上の地位」について、変更前後で単純に時系列比較することができない旨、調査結果を用いて解説した資料を統計局ホームページに掲載した。
- 平成30年（2018年）1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念などを解説した資料や各指標の国際比較を行った資料を提供した。

未活用労働指標について、日本の雇用の特徴と欧州4か国の状況を比較した資料を統計局ホームページに掲載した。
- 労働力調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を、統計局ホームページに掲載した。【総務省】
- 平成30年度（2018年度）に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。【厚生労働省】
- 令和4年（2022年）調査において、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するため、育児休業や介護休業などの制度の利用状況を把握する調査事項の選択肢のうち「その他」から「フレックス・時差出勤」を分割する見直しを行った。
- 平成29年（2017年）調査におけるオンライン回答の状況を踏まえ、令和4年（2022年）調査において、以下の取組により、オンライン調査の更なる促進を図ることとした。

  - ①オンラインによる回答を促進するためのリーフレットを新たに作成し、これを効果的な時期に配布すること
  - ②レスポンスデザイン（報告者が使用するデバイス（パソコン、スマートフォン等）の種類にかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能）による電子調査票を開発すること

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	令和2年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成30年度(2018年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	令和2年度(2020年度)までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

・ 毎月勤労統計調査との比較では、総務省による令和2年度（2020年度）委託研究において同一事業所の個票を用いた比較の方法について検討し、令和3年（2021年）3月の統計委員会企画部会にてその結果が報告された。結果は総務省ホームページで公表されている。

また、非回答の事業所に関する対応として、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループにおける検討及び統計委員会での審議を踏まえ、令和2年（2020年）調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更した。推計方法の変更理由及び内容のほか、過去の調査結果との接続性の観点から参考系列として平成18年（2006年）調査まで遡って新しい推計方法により集計した結果を、厚生労働省ホームページ及びe-Statに掲載した。

・ 本課題については、統計委員会企画部会において、「事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきである。このため、事業所のデータに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。」とされた。現在、賃金構造基本統計調査の匿名データの作成について、統計委員会の答申を受け、今後匿名データを作成・提供予定である。

① 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化

令和2年（2020年）調査からは、郵送調査を基本としつつ、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施するとともに、事業所単位での電子媒体による調査票の提出を可能とした。また、審査業務等の一部民間委託や従来の事業所票と個人票の統合により、調査業務の効率化を図ったところ。

令和2年（2020年）調査の公表時期は、上記の変更を行った初年度であったため早期化できなかったが、上記の取り組み等を更に推進することにより、1か月程度の公表の早期化に向けて引き続き取り組んでいく。

② 調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について

令和2年（2020年）調査から、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更した。

③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更

令和2年（2020年）調査からは、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更を行った。また、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年（2006年）まで遡り、新たな推計方法による結果を厚生労働省ホームページに公表した。

④ 抽出された事業所内の全労働者を調査することについて

令和2年（2020年）調査から、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答できるよう変更した。

・ 船員労働統計調査（第一号調査）について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行った結果、資本金や船員数など事業所の規模を表す指標が層化基準として不相当であると考えられること、また、船員の報酬は、船舶の用途や総トン数に依ることを確認したため、船舶を単位とした標本設計による調査を引き続き実施することが適当であるとの結論を得た。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</p>	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。
(4)農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	<p>◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。</p>	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	農林水産省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	農林水産省	令和元年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。</p>	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。</p>	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年(2016年)経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。</p>	農林水産省	令和元年度(2019年度)までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 船員労働統計調査について、令和元年（2019年）6月に実施した「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」において把握した基礎資料を踏まえて、調査項目の追加や既存調査項目の在り方等について検討を行い、第1号調査の「特別に支払われた報酬」について、報酬の正確な実態把握に資するため、6月に支払われた特別な報酬から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」へと調査計画の変更を行った。  
なお、本調査については、利活用ニーズを踏まえ、令和5年度（2023年度）又は6年度（2024年度）に予定される次回の母集団調査の企画時期までに引き続き改善を検討することとした。
- 新たに団体経営体（これまでの組織経営体に一戸一法人を加えたもの）の労働力を個人経営体（これまでの家族経営体から一戸一法人を除いたもの）と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の項目を追加し、令和2年（2020年）2月1日現在で2020年農林業センサスを実施し、令和2年（2020年）11月に結果の概数値、令和3年（2021年）4月に確定値を公表した。
- 令和元年（2019年）調査から、担い手層のデータを充実させ、経営政策に活用できるよう、規模階層別の区切りを大規模層で増加させ（個人経営体と法人経営体とで区切りを基本的に共通化させ）、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層と法人経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、法人経営体の企業会計と同様に、農業以外の農業生産関連事業等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。
- 令和元年（2019年）の調査から、担い手層のデータを充実させるため、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層等と会社経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、会社経営体の企業会計と同様、加工、民宿、遊漁等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。
- 平成30年度（2018年度）の調査において、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、①（産地）卸売市場を経由しない流通について、生産者、漁業者に対する調査を実施することにより、流通経路別（販売形態別）（直売、小売業への直接販売等）に、生産者受取価格の割合を把握。②小売段階調査においては、個人店だけでなく量販店等を加えることにより調査対象を大幅に拡充することで、より正確な実態を把握した。
- 平成30年度（2018年度）の調査において、各段階における流通経費等を把握するため、各流通段階での取引金額等を調査項目に追加した。  
また、近年拡大傾向にある集成材について、その材料となるラミナの入手方法の細分化、国産材の新たな建築方法であるツー・バイ・フォーの現状を把握するため、枠組壁工法住宅用部材組立工場の流通、木質バイオマスエネルギー燃料となる端材の処理方法などの項目を新たに追加し、実査を行った。
- 平成30年（2018年）11月27日に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行い、令和元年度（2019年度）中に集計表を作成・分析し、結果の公表を行う予定であったものの、名寄せ結果の精査に時間を要し、集計表の作成に至らなかった。  
このため、令和2年度（2020年度）に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の利用延長を申請し、売上（収入）金額1位の事業別経営体数、資本金等の規模別経営体数などの集計について、引き続き集計表の作成・分析を行い、令和2年（2020年）9月に結果を公表した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度(2018年度)に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	令和4年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。
	◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	◎ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。	環境省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	令和4年度(2022年度)までに結論を得る。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 経営統計調査については、令和元年（2019年）調査から調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に再編したことで、生産費調査の「個別経営体」及び「組織法人経営体」の区分と異なることとなっていた。令和4年（2022年）調査に向け、生産費調査の区分について再検討した結果、利活用上の支障を考慮しこれまでと同様の区分で調査を継続することとした。（令和4年（2022年）調査について、総務大臣への調査計画の変更申請を行い、令和3年（2021年）8月に承認済。）
- 令和4年（2022年）調査に向けた検討の中で、利活用上必要であることを確認したことから、本調査事項を引き続き把握することとした。（令和4年（2022年）調査について、総務大臣への調査計画の変更申請を行い、令和3年（2021年）8月に承認済。）
- 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しく異なるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。
- 政策担当部局と調整し、「令和2年木材需給報告書」（令和4年（2022年）刊行予定）から、木材統計調査結果、木材流通統計調査結果、特用林産基礎資料及び木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果等の情報を一体的に提供する予定。
- 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いて検討を行っている。  
平成30年度（2018年度）は検討会を3回開催、作業部会を2回開催し、これまで廃棄物等の「等」の発生量の算出のために活用してきた「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」（経済産業省）の休止を受けて、平成28年度（2016年度）から行なっていた業界団体統計資料等を利用した算出方法の検討を引き続き行い、平成30年度（2018年度）において新たな算出方法として確立した。また、新算出方法を用いて、平成27年度（2015年度）実績値に遡って発生量の再算出を行った。  
令和元年度（2019年度）は基礎的審査導入計画を策定し、審査等の内容を示すドキュメントを整備した。  
令和2年度（2020年度）は検討会を3回実施し、一般廃棄物の品目別案分比率の見直し、産業廃棄物の循環利用量案分比率の見直しを行った。また、精度向上に向けた未把握量等に関する課題の整理を行った。  
令和3年度（2021年度）は検討会を3回実施し、引き続き一般廃棄物の品目別案分比率の見直し、産業廃棄物の循環利用量案分比率の見直しを行った。また、精度向上に向けた統計資料の体系的整理を行った。
- エネルギー消費統計では、委託研究により得られた方策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用し実施している。これらの効果の検証は委託研究によって継続的に行っており、安定的な時系列変動に一定の効果をもたらしていることを確認している。一方で、これまでの検証によって浮彫となった課題への対応及び基幹統計とする場合の状況として足り得るかといった視点も含め、精緻な総合エネルギー統計への組込みに資するため、令和3年度(2021年度)は、エネルギー消費統計の精緻化に向けた検討（業種別、燃料種別、業種別×燃料種別のエネルギー消費量の時系列分析、母集団推計方法の再検討、従業者規模の小さい区分の推計方法の検討）等を実施。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度（2017年度）に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	令和2年度（2020年度）から実施する。
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS（注）データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。 （注）輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	令和5年（2023年）法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年（2018年）1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	令和4年度（2022年度）までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	令和4年度（2022年度）までに結論を得る。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 自動車輸送統計調査について、貨物営業用自動車については、①事業所票の廃止、②自動車登録ファイル(車検データ)等を用いた報告者の選定方法及び推計方法(比推定の導入)の見直し、旅客営業用自動車については、③乗合バスの調査区分の細分化、④報告者の選定方法(車両単位で抽出→事業所単位で抽出後当該事業所が車両を選定)及び輸送人キロの推計方法の見直し、全体として、⑤品目別、都道府県別輸送量等の集計事項の充実、⑥速報の公表、⑦政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)4月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。

- 港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾等、調査計画を変更し、令和2年(2020年)1月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。  
また、毎年開催している基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。

- 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度(2018年度)に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度(2019年度)から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度(2019年度)に第1回調査を実施した。令和3年度(2021年度)には第3回調査を実施し、令和4年(2022年)3月に集計結果を公表した。

- 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度(2018年度)に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度(2019年度)から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度(2019年度)に第1回調査を実施した。令和3年度(2021年度)には第3回調査を実施し、令和4年(2022年)3月に集計結果を公表した。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。

- 従来、供給側統計である「宿泊旅行統計調査」を用いて推計していた地域観光統計について、需要側統計である「訪日外国人消費動向調査」及び「旅行・観光消費動向調査」を柱とする新たな推計手法の開発を行った。平成30年(2018年)から、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都道府県別の旅行者数及び旅行消費額により正確な把握のため、サンプルの拡充や調査票の改善等を行っており、それらを反映した調査結果を用いて新たに地域観光統計の試算を行い、そのデータの精度等を検証した上で、推計手法を確定させた。また、訪日外国人消費動向調査では、平成30年(2018年)からクルーズ船利用客を調査の対象に加え、調査結果を旅行消費額の公表値に反映している。

- 宿泊旅行統計調査については、新たな層化基準の検討やデータの検証等を行い、推計方法の確立に向けた課題について検討を行った。今後も、データの検証等を含め、統計の安定性や精度の向上に向けた検討を引き続き進める。  
旅行・観光消費動向調査については、令和2年度(2020年度)よりオンライン調査システムを用いた回答を可能として実査を行っている。引き続き、回収率向上や精度確保の可否について検証した上で、現行の統計法上の位置付けについて検討を行う。

- 訪日外国人消費動向調査については、平成30年(2018年)からサンプルを大幅に拡充した地域調査を開始し、都道府県別の訪問率、平均泊数、1人当たり旅行中支出等の調査結果の精度向上を実現した。また、地域調査の結果の精度については、地域観光統計の新たな推計と合わせ、検証を行った。この検証結果を踏まえ、今後、調査地点やサンプルの拡充等、更なる精度向上に向けた取組の検討を進めていく。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	令和3年(2021年)4月までに実施する。
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。新しい情報源の活用可能性の検討については、令和2年度(2020年度)から実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	令和4年度(2022年度)までに実施する。
	○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の届出情報(企業名、住所等)等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 平成28年（2016年）4月にSDDSプラスに参加した後、毎年6月に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ対応を進めている。四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務については、平成30年（2018年）4月に公表を開始済み。一般政府収支は、令和3年（2021年）4月16日に公表開始。
- 令和2年（2020年）3月に国連統計委員会で承認されたSDGグローバル指標の包括的見直しによる新たな枠組みに基づき、令和3年（2021年）6月のSDGs推進本部幹事会において新たに7指標の作成方法等を、同年12月の同幹事会において新たに11指標の作成方法等を、それぞれ決定した。これら計18指標を含め、算出値の更新等があった指標のデータを、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）において公表している。これにより、全248指標のうち156指標のデータが公表済みとなった。  
また、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の下、地球環境や気象等の観測データを活用した統計作成や分析を促進することを目的に設置された「観測データ利活用検証WG」において算出方法等の検証を実施していたSDGグローバル指標15.4.2について、検証結果をレポートに取りまとめ、総務省ホームページで公表するとともに、令和3年（2021年）8月からはSDGグローバル指標11.3.1の検証作業に着手している。
- EU（ESSPROS）基準に準拠した単年度（平成30年度（2018年度））の試行集計を行い、集計方法等について有識者の意見を聴取し、令和4年度（2022年度）末までに、社会保障費用統計の参考表として社会保障財源表（過去3か年：平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度））と国際比較表（令和2年度（2020年度））を公表することとしている。
- 地方単独事業のうち主要な事業は総務省から提供を受けた「社会保障施策に要する経費に関する調査」の活用により決算値の計上が可能となった。地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないために未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用している。これらについては、引き続き、総務省へのヒアリングを行うなど情報収集・検討を進める。
- 当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。  
ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。  
貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年（2019年）6月に貿易統計ホームページのリニューアルを実施し、また令和元年度（2019年度）中にe-StatのDB化を実施・完了した。
- 外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から目的外利用、個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があったため、海外事業活動基本調査において母集団名簿に活用することは困難な状況。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。</li> <li>○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</li> </ul>	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
<p>第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、及び政府内における検討の場を設け、データの保護や取得等の課題について集中的に検討し、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進するとともに、可能性の高いものから、速やかに試行的な活用等を行う。</li> <li>○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。</li> </ul>	総務省、各府省	令和4年度（2022年度）末までに一定の結論を得る。
<p>ア 行政記録情報等の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-S t a t等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。</li> <li>○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。</li> </ul>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
		内閣府、財務省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ① 8府省から延べ90人の職員が42の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った（Web会合含む。）。
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により国際機関等への職員の派遣が困難な状況であったものの、3府省が4の国際機関・国等に延べ4人の職員を派遣した（テレワークによる派遣を含む。）。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により諸外国からの政府職員の派遣が困難な状況であったものの、1府省が11か国から延べ19人の研修生を受け入れた（テレワークによる受入を含む。）。
  - ④ S I A P に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和3年度（2021年度）については新型コロナウイルス感染症の影響により対面研修は実施できなかったものの、オンラインでの研修を実施し、79か国（地域等）、合計3,093名に対して研修を実施した。
- 各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、各府省等の課長補佐級の会議を定期的開催しているほか、随時の情報共有を行っている。また、令和3年度（2021年度）に、総務省において、「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究」を実施した。
- 平成30年（2018年）5月に設置した「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」（以下「ビッグデータ連携会議」という。）を令和3年度（2021年度）に5回開催した。また、新たに構成員の追加を行い、各府省や民間企業等におけるビッグデータの利活用事例について意見交換を行う等、産官学の関係者に広く情報を共有した。その上で、本会議の取りまとめ案を作成し、会議の構成員を中心に議論を行った。  
また、公的統計の補完・新たな指標の作成の可能性を検討することを目的に、人流データを活用し、宿泊旅行統計調査の延べ宿泊者数の先行指標の開発等の実証研究を行っており、その取組について、第16回ビッグデータ連携会議（令和4年（2022年）2月3日）において報告した。
- 各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。令和3年度（2021年度）に関しても、各府省からの調査結果をとりまとめた上で、今後、総務省統計委員会のホームページに掲載予定（資料編 資料5参照）。  
また、ビッグデータ連携会議において、地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例について紹介し、構成員との意見交換を行う等、産官学の関係者に広く情報を共有した。
- 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（当該調査のうち、行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、資料編 資料6参照）  
また、令和3年度（2021年度）から、各府省で経常的に作成されている業務統計について、当該業務統計の概要（統計の名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法等）を総務省で取りまとめ、e-S t a t に掲載している。
- 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	○ EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声(提案)や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 毎年実施している「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」により、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目を設け、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握している。  
また、令和4年（2022年）2月の統計委員会において、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。
- POSデータの約220品目の価格・数量データの双方を用いて、価格変動が需要要因と供給要因のどちらに起因するのかの要因分解を行った指標を開発した。  
POSデータ等の速報性の高いデータから、機械学習により小売業販売額全体の動きをナウキャストする分析を実施した。これらの結果については、令和2年（2020年）1月に統計委員会委員懇談会において説明を行った。物流データの活用については、企業の生産活動と連動性があると考えられるトラックカーナビデータ（通行台数データ）等を用いて、複数の機械学習により、生産活動月の鉱工業生産指数の週次予測を実施するディスカッションペーパーを令和3年（2021年）6月に公表した。
- 「消費動向指数研究協議会」に参画する企業の一部から提供を受けた消費関連データを用いた試算を実施し、同結果については学会において報告を行った。また、消費動向指数研究協議会（研究評議会）において検討を行い、更なる検討が必要とされた。【総務省（統計局）】  
• 人流データについて、公的統計の補完・新たな指標の作成の可能性を検討することを目的に、宿泊旅行統計調査の延べ宿泊者数の先行指標の開発等の実証研究を行っている。  
また、ビッグデータ連携会議を令和3年度（2021年度）に5回開催し、各府省や民間企業等におけるビッグデータの利活用事例について意見交換を行う等、産官学の関係者に広く情報を共有しており、上記人流データの取組についても、第16回ビッグデータ連携会議（令和4年（2022年）2月3日）において報告した。  
さらに、令和3年（2021年）8月27日の統計委員会企画部会において、ビッグデータの活用に係るこれまでの取組を報告した。【総務省（政策統括官）】
- 商業動態統計調査の丁2調査の回答方法について、POS等ビッグデータの提供を可能とする方法を令和2年度（2020年度）から実施済。【経済産業省】
- （資料編 資料7参照）
- 各府省からの機能改修要望に基づき、ログイン情報のパラメータ化（ログイン画面における政府統計コード等の自動入力化）、不正アクセス対策の強化など、機能改善・拡充等を実施した。  
また、政府統計共同利用システムの更改に向け、調査対象者の回答状況を確認する機能の強化、回答方式の多様化（電子調査票の機能強化）、調査対象者とのコミュニケーション機能について、その仕組みの方向性の検討を行った。
- 国の統計に関する提案を定期的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握を開始した。  
これまでに計156件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討し、統計委員会に報告の上、公表している。  
また、過去の意見受付分の対応状況のフォローアップについても、統計委員会に報告の上、公表している。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
<p>2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備</p>	<p>○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。</p>	総務省	日本標準産業分類の次期改定(令和5年度(2023年度))に向けて実施する。
<p>イ 統計間の比較可能性向上</p>	<p>○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。</p>	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度(2018年度)末までに、それ以外については令和元年度(2019年度)以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
<p>(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上</p>	<p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、調査項目の削減等の見直しを行うとともに、令和2年（2020年）調査から、一部の調査項目について、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを導入することとした。  
民間企業における役員報酬（給与）調査において、報告者の声等を踏まえ、作成要領等の整理・統合を行い、参照資料の削減を図ると共に、オンライン調査の導入を行う（予定）など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。  
民間企業の勤務条件制度等調査において、平成30年（2018年）調査から、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。また、オンライン調査システムの活用を希望する事業所が同システムを活用できる仕組みを、令和元年（2019年）調査から一部の調査項目について導入し、令和3年（2021年）調査において全ての調査項目について導入した。【人事院】
- ・ 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。【内閣府】
- ・ 総務省が所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、総務省統計委員会担当室が実施する「国が実施する統計調査に関する提案募集」はもちろん、関係府省や地方公共団体、有識者や報告者等へのヒアリングなどを個別に実施することで統計ニーズを把握し、可能な限りの対応を図っているところ。【総務省】
- ・ 平成30年度（2018年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】
- ・ 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。【文部科学省】
- ・ 統計調査の見直しに当たっては、利活用リストを活用し省内外の関係課室への確認を行ったほか、パブリックコメントの実施や業界団体、利活用者等へのヒアリングにより、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。【経済産業省】
- ・ 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。【環境省】
- ・ 令和5年度（2023年度）までを目標とする日本標準産業分類の次期（第14回）改定に向け、現在、有識者を含めた会議で検討しているところである。その会議において、既に専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いに関する議論を終えており、統計調査によってはそのような法人等も事業所として取り扱う方向で日本標準産業分類に必要な修正を加える予定である。  
なお、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえ、必要に応じて、財分野及びサービス分野からなる生産物分類全体の内容を見直す。
- ・ 地域ブロックの結果表章については、その指針である「地域別表章に関するガイドライン」を平成31年（2019年）3月28日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表した。  
年齢及び事業所規模の結果表章については、それぞれの標準的な方向性を示す「年齢別表章に関する標準的な考え方」及び「事業所規模別表章に関する標準的な考え方」を令和4年（2022年）6月に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表予定である。
- ・ （資料編 資料8参照）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(4) 品質確保に向けた取組の強化 P D C A サイクルの確立等	○ 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。	関係府省、 総務省	令和2年度 (2020年度)から実施する。
	○ 統計調査の承認審査の重点化を図り、事後検証の徹底した取組を前提として、簡素化・迅速化する。	総務省	令和2年度 (2020年度)から実施する。
	○ ①誤りが発生している統計、②公表の遅れが継続している統計、③情報システムに問題がある統計などについては、B P Rの手法も活用しつつ、外部の統計専門家の参加も得て、原因分析等を行い、統計作成プロセスやシステムの改修等を行う。	関係府省、 内閣官房、 総務省	令和2年度 (2020年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 平成30年（2018年）7～8月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理した上で各府省間で情報共有した。
- 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。これらを踏まえ、令和元年度（2019年度）以降、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有を行うと共に、研究予定、成果などを統計委員会企画部会に報告することとしている。直近では、令和3年（2021年）7月の統計委員会企画部会に報告した。
- 経済産業省からの要請により行った「生産動態統計調査」の欠測値補完方法の検証結果について、令和元年（2019年）6月、評価分科会に報告した。  
その結果、課題解決に向けた今後の取組の方向性が示され、必要に応じて引き続き経済産業省を支援することとなった。  
さらに、令和2年度（2020年度）において、サンプルサイズが大きいなどの条件を満たす分類・品目に対して追加検証を行った。  
なお、追加検証の結果については、令和3年（2021年）4月に開催された第10回評価分科会において報告した。
- 「ビッグデータ利活用ー基礎から応用までー」の研修を統計研究研修所にて開催した。  
また、当該研修は年度内にオンライン研修用動画コンテンツを整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。
- 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行った全国家計構造調査の集計に関して、第159回統計委員会において、調査実施者から報告がなされた。
- 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日統計委員会。以下「統計委員会建議」という。）及び「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、PDCAサイクルの確立を図るため、「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ。以下「点検・評価ガイドライン」という。）を策定し、令和2年（2020年）10月から、各府省において、所管の統計調査について、調査計画の履行状況等に関する計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を通じ、品質の確保に取り組んでいる。
- 令和2年（2020年）9月に承認申請等に関する事務マニュアルを全面改正し、承認審査の基本的方針や視点ごとの考え方、重点化による迅速化の方法を具体化するとともに、PDCAサイクルの一環として、所管する統計調査について、各府省が自ら行う事後点検結果の承認審査への活用についても明記した。
- 情報通信業基本調査において、統計作成支援センターの知見も活用し、課題を検証・分析の上、調査票の抜本的見直し、標本調査化と当該標本設計のマニュアル化を実施した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計委員会が取りまとめる一般的な要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う第三者監査も活用し、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。	関係府省、総務省	令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 統計作成に関する標準的な業務マニュアルを作成し、BPR等の状況も踏まえ、定期的に見直す。また、当該マニュアルを踏まえ、統計ごとの業務マニュアルを作成し、定期的を確認する。	総務省、関係府省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度(2017年度)に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。その一環として、統計調査の調査計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度(2020年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 統計作成プロセス診断（第三者監査）の導入に向け、統計委員会における審議を効率的かつ集中的に実施するため、令和2年（2020年）10月に「点検検証部会」が「統計作成プロセス部会」に発展的に改組されるとともに、同部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」が設置され、これらの部会等において、統計作成プロセス診断に関する要求事項及び方針の取りまとめに向けた検討が進められている。この一環として、令和3年（2021年）10月からは総務省及び関係省において統計作成プロセス診断の試行を開始している。
- 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するWG」において、統計ごとの業務マニュアル作成に資する標準的なマニュアルとなる「統計作成ガイドブック（仮称）」の発行に向けた議論を進め、試行版を取りまとめたところ。
- 評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月）において実施すべきとされた事項のうち、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証」、「経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証」について、各府省による対応状況に関する審議を行った。
- 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを前回の同一のスコアリング基準を用いて実施し、一般統計調査についても、見える化状況検査を基幹統計調査に準じたスコアリング基準を用いて実施した。  
基幹統計及び一般統計調査の見える化状況検査の結果は、令和元年（2019年）8月の点検検証部会で報告を行い、基幹統計調査については、54調査中11調査で改善が見られた。
- 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。  
また、統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画及び点検・評価ガイドラインに基づき各府省が実施した点検・評価結果を、e-Statにおいて一元的に閲覧できるよう整備を行い、順次掲載作業を実施している。【総務省（政策統括官）】
- 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年（2013年）以降、品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】
- 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】
- 総務省統計局実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、評価結果の概要を統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。  
また、実施過程の質の評価については、委任・委託先の協力を得て平成30年度（2018年度）から自己評価を実施した。今後も所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省（統計局）】
- 法務総合研究所においては、一般統計調査である第5回犯罪被害実態（暗数）調査の承認申請に当たり、平成30年度（2018年度）にガイドラインに基づく品質評価事項チェックリストを活用した自己評価を行った。【法務省】
- 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計調査について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】
- 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】
- 品質表示については、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図った。品質評価については、予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。  
「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」に基づき作成した厚生労働省点検・評価計画に沿って、令和3年度（2021年度）分（6調査）の点検・評価を実施した。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ システムを用いたエラーチェック等、データの審査を適切に実施する。また、統計に誤りが判明した場合には、あらかじめ策定した対応ルールに基づき、ユーザーに及ぼす影響も含め、ユーザーに対する迅速な周知を行うとともに、効果的な再発防止策を検討・整理して、府省内及び政府全体で共有する。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計調査の担当者から独立した統計分析審査官による分析的審査を順次導入する。	関係府省、内閣官房	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 公的統計でカバーしきれない分野について、政府関係法人等が作成する統計を利用しやすくするため、これら統計の品質等を評価するためのガイドラインを策定する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
イ 統計の重要度に応じた管理	○ 内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。	関係府省、内閣官房、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。	関係府省、総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 品質表示については、所管する統計調査等の公表資料について、調査担当課室から独立した部署による一元的な審査を実施し、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づく品質表示となるよう充実・改善を図った。  
品質評価については、所管する統計調査等について、整備した実施規程に基づき、調査担当課室による自己評価を行った後、調査担当課室から独立した部署による二次的評価を実施した。また、施策担当局庁を構成員とする「農林水産統計の見直し検討会」を開催して、ニーズの適合性、調査の効率性等を踏まえた調査の改善に努めた。  
「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」を基に整備した実施規程に基づき、調査担当課室による自己点検を行った後、調査担当課室から独立した部署による二次的評価を実施するとともに、調査計画及び事後検証結果のe-S t a t掲載を順次行った。【農林水産省】
  - 平成29年（2017年）から各統計調査の調査計画を経済産業省ホームページで一元的に公表しているが、e-S t a tでの公表についても対応を行っている。【経済産業省】
  - 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】
- 公表数値等の誤りが発生した場合の対応について、令和2年度（2020年度）に各府省においてルールを策定し、運用を開始した。誤り発生に係る情報は、内閣官房の統計分析審査官総括担当から、各府省に配置された統計分析審査官に定期的に共有を行っている。  
また、令和3年（2021年）12月に明らかとなった統計不適切事案を受け、令和4年（2022年）1月に改めてルールの周知、徹底を図った。
- 分析的審査以前に、調査票の記入漏れチェックや結果表の表内検算・表間検算などの基礎的審査を実施していない統計調査があることが判明したことから、各府省に配置された統計分析審査官の下、基礎的審査の導入を進めるとともに、分析的審査については、基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。  
なお、基礎的審査及び分析的審査の導入状況については、年1回、フォローアップを行うこととしている。
  - 政府関係法人等が作成する統計の品質等を評価するためのガイドラインの策定に向けて、統計の品質等の状況を適切に把握・評価できるようにするための仕組み等について検討を進めており、令和3年度（2021年度）には政府関係法人等が実施する統計調査等の品質表示等に関する調査研究を実施した。
  - 一般統計調査の重要度に応じた区分について、「統計改革調査部会 統計体系の整理等検討会」において区分けの基準を検討し、統計行政推進会議において「特定一般統計調査の指定について」（令和2年（2020年）7月30日統計行政推進会議申合せ）の申合せを行った。
- 各府省においては、所管の統計調査について、点検・評価ガイドラインに基づき、統計調査の区分に応じ、計画的な点検・評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善に取り組んでいる。
  - 分析的審査については、各府省に配置された統計分析審査官の下、分析的審査が導入されていない基幹統計調査及び特定一般統計調査を優先しつつ、段階的に導入可能性の検討を行っている。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	各府省、 総務省	令和2年度 (2020年度)末 までに実施す る。
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度 (2018年度)末 までに実施す る。
	○ 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。全ての基幹統計及び一般統計調査に係る調査票情報、作成に活用した統計、行政記録情報及びメタデータについて、独立行政法人統計センターにおいて、一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。また、総務省において、各府省の協力を得て、基幹統計以外の加工統計及び業務統計についても、重要なものから、作成に使用した情報等について、独立行政法人統計センターにおける一元的な永年保管に向けて必要な検討を行う。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。 一元的な保管 の検討につい ては、令和2 年度(2020年 度)から実施す る。
	○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 各府省において、平成30年度（2018年度）に策定した統計に関する官民のコストの削減計画に記載された取組を実施することにより、コストの削減に取り組んでいるところ。  
各府省における3年間の取組状況については、令和3年度（2021年度）に最終フォローアップを実施し、令和3年（2021年）9月に2割削減の目標達成を統計委員会に報告した。

- 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年（2018年）法律第34号。以下「改正法」という。）の全面施行に合わせ、調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインを改正（平成31年（2019年）4月）し、調査票情報のデータ形式のCSV化やドキュメントの定義の明確化等を図った。

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）内に調査票情報の利用手続や提供対象の統計調査一覧などを掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripō）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。  
「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年（2011年）4月1日内閣総理大臣決定。令和4年（2022年）2月7日全部改正。）において、保存期間基準（注）を設ける対象の行政文書として、調査票情報等が追加された改正に合わせて、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年（2009年）2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）において、基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報等の保存期間を永年とする改正を行った。

（注）「行政文書の管理に関するガイドライン」では、各行政機関が定める行政文書管理規則の規定例が示されており、また、この行政文書管理規則の別表第1において、行政文書の類型ごとに文書の具体例や保存期間を示した保存期間基準を設けることとなっている。

- オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に18のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を9府省が所管する計85調査まで拡充を図った。引き続き、オンサイト施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。  
また、オンサイト利用において、行政記録情報を含む外部データの持ち込みを可能とし、調査票情報及び外部データの双方を用いた統計的分析が可能となるようシステム面も含めた環境整備を行った。【総務省（政策統括官）】

（参考）平成30年度（2018年度）以降のオンサイト施設数及びオンサイト利用可能な統計調査の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
オンサイト施設数	12	12	13	18
オンサイト利用可能な統計調査数	31	54	73	85

- 登録済の2調査の提供年次の拡充を行うとともに、新たに3調査の登録を行った。【内閣府】
- オンサイト利用に係るシステム基盤の整備として、独立行政法人統計センターへの委託により、令和2年（2020年）1月からオンサイト中央データ管理センターを整備するとともに、オンサイト利用者向け集計システムの開発及びデータ整備を実施。【総務省（統計局）】
- 統計センターと調査票情報等の取扱いについて調整を行い、一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】
- 令和元年（2019年）5月1日からオンサイトの本格運用に参画し、11調査（人口動態調査、医療施設調査、患者調査、賃金構造基本統計調査、薬事工業生産動態統計調査、国民健康・栄養調査、病院報告、介護サービス施設・事業所調査、中高年者縦断調査、就労条件総合調査、医薬品・医療機器産業実態調査）について登録し、随時、年次追加を行った。【厚生労働省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。</p>	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<p>○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。</p>	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<p>○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。</p>	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 令和2年度（2020年度）の基幹統計調査及び一般統計調査の登録に続き、令和3年度（2021年度）においても、新たな統計調査の利用に向けて独立行政法人統計センターに寄託を行った。【農林水産省】
  - 平成29年度（2017年度）の基幹統計調査の登録に続き、平成30年度（2018年度）に一般統計調査の登録を開始。令和3年度（2021年度）は、登録している統計調査の提供年次の拡充を行った。【経済産業省】
  - 一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【環境省】
- 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されたことを踏まえ、オンサイト利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンサイト利用が可能な統計調査を9府省が所管する計85調査（令和4年（2022年）3月時点）まで拡充を図った。【総務省（政策統括官）】
  - 令和2年度（2020年度）から、独立行政法人統計センターへ調査票情報の提供に係る事務の全部委託を実施し、オンサイト利用可能な統計調査の拡充を進めている。【内閣府】
  - 調査票情報のオンサイト利用に係る事務については、改正統計法の施行による調査票情報の提供範囲の拡大に併せて独立行政法人統計センターに改めて委託。【総務省（統計局）】
  - 法人企業統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施した。【財務省】
  - 所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託の準備を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行い、一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【文部科学省】
  - 令和元年（2019年）5月1日の統計法第33条の2の施行に合わせて、独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を行った。【厚生労働省】
  - 所管する統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【農林水産省】
  - 令和元年度（2019年度）に独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施。令和3年度（2021年度）は統計調査の提供年次の拡充を行い、オンサイト利用の推進に向けた取組を行った。【経済産業省】
  - 環境省で所管している統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【環境省】
- 統計法施行規則（平成21年（2009年）総務省令第145号）を改正し、オーダーメイド集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成28年（2016年）法律第103号）により指定された重点分野（令和3年（2021年）9月以降、デジタル社会形成基本法（令和3年（2021年）法律第35号）に基づく特定公共分野に変更）に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、オーダーメイド集計及び匿名データに係るガイドラインの改正（平成31年（2019年）4月）を行った。
- 利用者の利便性等の向上のため、令和元年（2019年）5月に「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripō）」を開設し、オーダーメイド集計の利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報を掲載するなど情報提供の充実を図った。  
また、オーダーメイド集計による集計表の作成が可能な統計調査について、上記ポータルサイトの情報を定期的に更新している。【総務省】
  - 厚生労働省ホームページに「オーダーメイド集計について」として、利用要件、手数料、対象となる調査の概要及び集計の仕様等を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【厚生労働省】
  - 農林水産省ホームページに「委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）利用に当たって」として、利用の手引きや契約約款を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【農林水産省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	令和元年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	令和元年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- ・ 経済産業省がオーダーメイド集計の提供対象としている経済産業省企業活動基本調査について、対象年次の拡充更新を行った（現在、平成20年（2008年）調査（平成19年度（2007年度）実績）～2020年調査（令和元年度（2019年度）実績））。【経済産業省】
- ・ オーダーメイド集計の利用に関する情報を環境省のホームページに掲載し、情報提供に取り組んでいる。【環境省】

- ・ 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等に関する調査研究を実施し、有識者の意見も聴取した上で、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態が望ましいか、また、どのようなシステムを構築するべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする結論を得た。

- ・ 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野（令和3年（2021年）9月以降、デジタル社会形成基本法（令和3年（2021年）法律第35号）に基づく特定公共分野に変更）に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。  
また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成31年（2019年）2月の統計委員会において「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年（2015年）9月統計委員会決定）を改正した。  
平成30年度（2018年度）の取組を踏まえ、令和元年度（2019年度）から、匿名化処理基準に基づく匿名データ作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援を得ている。その支援により、令和元年度（2019年度）には国勢調査（平成22年（2010年）及び27年（2015年））の、令和2年度（2020年度）には労働力調査（平成25年（2013年）から29年（2017年）まで）の、令和3年度（2021年度）には労働力調査（平成30年（2018年）及び令和元年（2019年））、社会生活基本調査（平成23年（2011年）及び28年（2016年））、全国消費実態調査（平成21年（2009年）及び26年（2014年））及び就業構造基本調査（平成24年（2012年）及び29年（2017年））の匿名データの提供を開始した。

- ・ 行政機関が提供する匿名データは、令和3年度（2021年度）末時点で2省所管の7調査（66年次分）であり、令和3年度（2021年度）において9年次分のデータの追加を行った。  
また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和3年度（2021年度）末時点で10府省等所管の30調査（377年次分）であり、令和3年度（2021年度）において17年次分のデータの追加を行った。  
引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。

（参考）平成30年度（2018年度）以降のオーダーメイド集計及び匿名データの提供を実施している府省数や調査数等の推移は以下のとおり。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
オーダーメイド集計	府省数	10	10	10	10
	調査数	28	30	30	30
	調査年次数	316	331	360	377
匿名データの提供	府省数	2	2	2	2
	調査数	7	7	7	7
	調査年次数	50	52	57	66

- ・ 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。  
また、改正法の全面施行により、調査票情報を利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられたことを踏まえ、政府統計の総合窓口（e-Stat）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripopo）」を令和元年（2019年）5月1日に開設し、情報を随時更新している。また、令和2年（2020年）4月に当該ポータルサイトを改修し、検索機能を整備した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組(無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等)を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 総務省は、関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。さらに、「AI戦略2019」(令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定)に基づき、文部科学省は、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開などの取組を進め、総務省は、この取組に協力を行う。	総務省、文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。AI戦略2019に係る部分については、令和2年度(2020年度)以降継続して実施する。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Statへの登録状況の現状を踏まえ、今後、e-Statへの登録状況の現状を分析し、各府省へ登録業務の徹底を図っていく予定（当該登録状況の現状については、資料編 資料9参照）。【総務省（政策統括官）】
- 総務省において、各府省の統計データの一部（令和2年度（2020年度）に71統計、令和3年度（2021年度）に24統計追加）について、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録の支援を実施した。  
また、機械判読可能な形式でのデータ提供について、令和3年（2021年）9月に、「統計データの整備に係る基本方針」を策定するとともに、政府統計共同利用システムのサブシステムとしてメタデータレジストリを新規に構築し、調査票情報及び結果表情報のメタデータ整備を実施している。【総務省（統計局）】
- 令和3年度（2021年度）にe-Statに登録する業務統計のCSVデータをすべて機械判読可能な形式へ変更した。【防衛省】
- 政府統計共同利用システムの更改（令和5年（2023年）1月実施予定）に向け、機能改善や強化等について検討を行うとともに、有識者等にヒアリングを行い、ユーザーニーズの把握等を行った。  
なお、行政記録情報に関する項目検索機能の追加は、令和2年度（2020年度）に実施済。
- 令和2・3年度（2020・2021年度）に実施した、e-Statでの統計データの検索性の向上等を目的とした、メタデータの整備に向けた国際標準の確認や諸外国事例の調査結果を踏まえ、「統計データの整備に係る基本方針」を具体化するための各種ガイドラインに、SDMXをはじめとした国際標準ルールを反映するとともに、メタデータの整備等を実施している。
- （資料編 資料10参照）
- 児童・生徒向け統計学習サイトの拡充や教員向けセミナーの開催等を引き続き進めている。小中学生向けサイト「キッズすたっと」（平成30年（2018年）6月公開）について、全国の教員を対象とした統計指導者講習会で広報を行った。  
また、高校生以上向けでは、「統計データ分析コンペティション」を平成30年度（2018年度）より毎年、総務省統計局と統計センター等で共催している。このほか、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）は、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携して実施した。令和2年度（2020年度）から、キッズ向け統計学習イベント「わくわく！統計アカデミー for KIDS」、令和3年度（2021年度）は、中学生を対象に「中学生限定！統計チャレンジセミナー」を新たにWEBセミナーとして開催した。  
なお、統計教育を担う教員の指導力向上を目的に、統計指導者講習会を引き続き開催しているほか、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力して、「教育関係者向けセミナー」を引き続き開催している。令和3年度（2021年度）は、統計指導者講習会については新型コロナウイルス感染症の影響により、中央研修を中止としたため、次年度の開催に向けて実施形態等の検討を進めており、「教育関係者向けセミナー」についてはライブ配信により開催した。
- 広く統計リテラシーの向上に資するため、総務省統計研究研修所と滋賀大学が連携協力し、引き続きデータサイエンスセミナーや教育関係者向けセミナーを共催しており、令和3年度（2021年度）もライブ配信等により開催した。また、高等教育機関の研究者の協力を得て、社会人に向けて学習サイト「データサイエンス・オンライン講座」を提供し、「社会人のためのデータサイエンス入門」「社会人のためのデータサイエンス演習」「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を引き続き開講、大学等への広報を実施した。なお、これらの各講座は、令和3年度（2021年度）より、総務省統計研究研修所のオンライン研修としても開講（年4回）した。  
総務省からは、データサイエンス教育のため、課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣している。【総務省】
- 文部科学省では、モデルカリキュラムの普及・展開や、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを認定する制度の運用などを通じ、全国の大学等への数理・データサイエンス・AI教育を推進している。【文部科学省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、令和3年(2021年)経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	令和4年度(2022年度)末までに実施する。
	○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 都道府県における小学校向け教材を入手しつつ、全国の教員を対象とした統計指導者講習会を通じて、教職員等有識者と連携を取りながら教材の内容について検討を行った。今後、小学校向け教材の作成及び提供を行い、統計調査活動の普及に努める。  
また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会を通じ、全国の大学向けに配布する学生調査員PR資料を提供した（同資料については都道府県にも共有済）。また、愛媛県及び松山市とともに2大学を訪問し、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例説明を行い、大学と都道府県・市町村との連携促進に努めた。
- 立入検査等の実施についての具体的方策が検討される際の前提として、立入検査等の実施が想定される統計調査、対象となり得る者、実施主体、手順等についての考え方を検討の上、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の調査実施者（総務省及び経済産業省）と情報共有及び意見交換を行い、「統計法第15条の規定に基づく立入検査等について」（令和3年（2021年）8月20日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）を策定した。【総務省（政策統括官）】
- 総務省政策統括官（統計制度担当）において決定された「統計法第15条の規定に基づく立入検査等について」を踏まえ、実務的な方策について検討し、立入検査等の実施方法及び提出を求める内容等について結論を得た。【総務省（統計局）及び経済産業省】
- 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。
- アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換（「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（第1回：平成30年（2018年）4月25日、第2回：令和元年度（2019年）6月26日開催））、情報提供（情報提供用資料「政府統計のチカラ」第1～3号提供）などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。  
また、令和4年度（2022年度）に実施予定の政府統計調査等の情報を関係団体へ提供する予定。
- 各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。【総務省（政策統括官）】
- 平成30年度（2018年度）における訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページに掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】
- 令和2年度（2020年度）に引き続き、経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を令和3年度（2021年度）において、実施している。【経済産業省】
- 平成30年（2018年）3月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。【総務省（政策統括官）】
- 平成31年（2019年）4月に「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を策定した。【総務省（統計局）】
- 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、新型コロナウイルス感染症等が拡大した際における統計作成の優先度等を判断し、業務を継続・中止する組織体制等の在り方について引き続き検討中。【経済産業省】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 統計部局による広範な支援・統計リソースの確保・統計人材の育成等 (1) 統計部局による広範な支援、統計リソースの計画的な確保等 ア 統計部局による広範な支援	○ 統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的な窓口の設置や専門人材の派遣など、各府省における統計の作成を幅広く支援する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 各府省の統計部局において、府省内の政策部局等からの統計作成に関する相談、要望等に対応するなど、府省内の統計作成を広く支援する。	各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。
	○ 統計委員会が定める方針の下、専門家(品質管理の専門家・実務家、研究者等)を採用し、「統計監理官」として各府省に派遣し、統計幹事等を支援する。	総務省	令和2年度(2020年度)から派遣に向けた準備を行い、3年度(2021年度)から派遣する。
	イ 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省
	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 平成30年度（2018年度）に「大規模災害が発生した場合の内閣府本府所管統計に係る行動計画」を策定済み。【内閣府】
- 令和2年（2020年）4月に一元的な相談窓口として「統計作成支援センター」を設置。総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）及び統計センターと連携し、令和3年度（2021年度）は約50件の相談に対応した。
- 総務省の統計幹事部局である統計局では、省内の統計作成部局と密に連絡を取れる関係を構築しており、必要な支援も実施しているところ。【総務省】
- 省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、研修の受講を働きかけたほか、人事課とも連携し、新規採用者全員が受ける初任者研修に統計に関する研修（総務省統計研究研修所主催のオンライン研修）を盛り込むなど、統計人材の育成に努めた。【文部科学省】
- 民間の統計に関する知見を有する者を採用し、省内統計調査や研修等の改善を行う体制を整備した。【厚生労働省】
- 平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、組替集計の受付・提供、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を支援。  
統計幹事部局（大臣官房統計部）が、省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・省内提供する取組を令和4年（2022年）から開始した。【農林水産省】
- 従来から統計部局において、省内の統計作成課室からの相談に対応している。【経済産業省】
- 令和3年（2021年）11月以降、総務省から専門家（統計監理官等）を各府省に順次派遣して「統計作成プロセス診断」を試行するなど、段階的に取組を進めている。
- 平成30年度（2018年度）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保している。
- 平成30年（2018年）以降、毎年行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の中で統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組を定めている。  
令和3年度（2021年度）は、統計委員会から、デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等、統計データの利活用促進、調査体制の強化と人材の確保・育成など、令和4年度（2022年度）において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組について建議がなされた。
- 各府省における統計リソースの確保・有効活用につながった取組の情報収集を行い、把握した事例を統計委員会に報告し、各府省への共有を図っている。  
令和4年（2022年）2月の統計委員会では、先例となるべき新たな取組として、国税庁の民間給与実態統計調査の回答項目の一部に報告者が保有する給与支払報告書データを活用する事例を報告し、各府省への共有を図った。
- オンライン利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30年度・令和元年度（2018・2019年度）に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	令和2年度（2020年度）から実施する。
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表彰の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）末までに整備し、その後実施する。
	○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する地方公共団体の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与する。	総務省	令和3年度（2021年度）から実施する。
エ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。
- 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乘せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（地方統計機構支援事業 人口流出入の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指数作成支援、県民経済計算四半期速報の評価・検証）などを実施した。また、他の都道府県及び政令指定都市に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。
- 内閣府において、企業の生産活動と連動性があると考えられるトラックカーナビデータ（通行台数データ）等を用いて、複数の機械学習により、生産活動月の鉱工業生産指数の週次予測を実施するディスカッションペーパーを令和3年（2021年）6月に公表した。
- 都道府県に対しては、ブロック別統計主管課長会議において、人事交流の取組の周知、各府省に対しても、統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、地方統計機構との人事交流の推進を促した。  
国の統計機構においては、地方公共団体からのニーズを聴取し、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、統計の利用・分析等の専門知識を有する国の職員を派遣している。  
令和3年度（2021年度）には、地方公共団体の職員3名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。
- 地方統計機構支援事業において、平成30年度（2018年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（島根県に対し、県民経済計算四半期速報の見直しに伴い作成した推計モデルについて統計的な検証を支援、等）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。  
また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成30年度（2018年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計（データ）利活用表彰」を実施し、応募のあった取組を基に「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。
- ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。
- 統計に関する高度な知見・能力を有する者について、まずは国の職員に対する認定要件等の検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和3年度（2021年度）には、統計データアナリスト等認定実施規程（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を策定し、国の職員に対して資格付与を開始した。
- 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度)を目途に結論を得る。



令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を作成、都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。調査員同士の意見交換、また、調査経験が豊富な調査員による講話などを通じて、ノウハウ共有の拡大を図り、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させることに努めた。

- 都道府県別登録調査員研修において、オンライン調査デモ版の操作研修の中に、タブレット端末を用いた電子調査票の入力実習を追加することで、オンライン調査に関する調査員の説明能力の向上を図った。また、タブレット基礎的操作資料やオンライン調査のメリット等、調査客体への調査協力を得る際に留意する点等を含めた資料等を提供することで、オンライン調査に対する理解増進に努めた。

- 平成30年度（2018年度）は、関係府省で実施されているICTやコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。

- （資料編 資料11参照）

- オンライン統計研修では、令和3年度（2021年度）に「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を開講した。従来の講座を含め計7講座を年4回開講した。（修了者数：10,017人）

また、統計実務職員（統計データアナリスト補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。（修了者数：299人）

さらに、EBPMを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。【総務省】

- 活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、新たな専門職員研修等の人材育成プランを策定した。【農林水産省】

- 総務省統計研究研修所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。【経済産業省】

- （資料編 資料11参照）

- （資料編 資料11参照）

- （資料編 資料11参照）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 一定の統計業務経験を積んだ統計職員で、統計に関する高度な能力を有する者を「統計データアナリスト」、統計調査の管理や一定の分析、審査能力を有する者を「統計データアナリスト補」として認定する。	総務省	認定要件の検討等について令和2年度(2020年度)から実施する。認定について令和3年度(2021年度)から実施する。
	○ 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、必要となる統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の育成目標数を定め、計画的に確保・育成する。また、原則として、基幹統計調査及び一般統計調査の調査設計は統計データアナリストの管理の下で行い、調査実施は統計データアナリスト補以上の管理の下で行う。	各府省	令和2年度(2020年度)から順次実施する。
	○ 統計データアナリスト等育成課程の研修を新設するほか、初任の幹部・管理職向けの研修を実施する。また、将来の幹事・管理職の確保・育成の観点から、幹部候補育成課程と統計職員の育成との連携を検討する。さらに、各府省の統計部門の初任者が、原則として、総務省統計研究研修所が提供するオンライン研修等による基礎的な研修を受講するよう促進する。	総務省	令和2年度(2020年度)から実施する。

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 統計に関する高度な知見・能力を有する者を認定するための認定要件等について検討を行い、令和2年度（2020年度）に「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」及び「統計データアナリスト等の認定基準（令和3年（2021年）2月18日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定した。令和3年度（2021年度）は、「統計データアナリスト等認定実施規程（令和3年（2021年）6月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」を策定し、統計データアナリスト17人、統計データアナリスト補48人の認定を行った。

【第1部に関連する記載あり】

- 今後5年間（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度））の統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成について、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、育成目標数等の計画を定めた。令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト補の認定を受けた職員は5名となった。【内閣府】
- 総務省統計局では、昨年度定めた「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成に努めている。【総務省】
- 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、統計データアナリスト等を確保・育成するための計画を作成した。また、計画に基づき統計データアナリスト等の確保・育成を行った。【財務省】
- 統計データアナリスト等に必要となる研修について、省内（調査所管課以外も含む。）に向けて、受講の働きかけを行った。【文部科学省】
- 厚生労働省における「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨した。また、令和3年度（2021年度）に統計データアナリスト等の認定を受けた。【厚生労働省】
- 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。また、令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト研修」等を32名が受講し、統計データアナリスト補に12名、統計データアナリストに2名が認定された。【農林水産省】
- 令和2年度（2020年度）中に育成目標数等を定めた。令和3年度（2021年度）以降、研修内容等を勘案した上で研修受講等による計画的な人材育成に取り組んでいる。【経済産業省】
- 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補（以下、統計データアナリスト等）の確保・育成を実効あるものとするため、令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの育成目標数を設定することとされていることから、所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案して、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画を作成し、計画的に確保・育成を図ることとしている。【国土交通省】
- 令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）における統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、研修等を受講した。【環境省】

【第1部に関連する記載あり】

- 統計研究研修所において、研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修」（中級）及び「統計データアナリスト研修」（上級）、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。  
また、各府省の統計部門の初任者が、統計に関する基本的な知識を習得するため、「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）を受講するよう周知を行った。なお、令和3年度（2021年度）より、「統計担当者向け入門」をオンライン研修として開講したことにより、「初めて学ぶ統計」を含め、「統計取扱業務担当職員向け研修」は、すべてオンラインによる受講が可能となった。

【第1部に関連する記載あり】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 職場風土の確立、職員の意識改革	<p>○ 統計行政の運営原則及び統計に携わる職員の行動理念を策定するとともに、これらの実践を促進し、成果の共有に努める。</p>	総務省、各府省	令和2年度(2020年度)から実施する。
第4 基本計画の推進 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p><b>【計画本文記載事項】</b></p> <p>○ 既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、総括統計幹事（総務省政策統括官（統計基準担当））及び各府省の統計幹事を構成員とする「統計行政推進会議」を設けるとともに、取組ごとに担当府省を定めている「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、複数の府省間において、具体的かつ詳細な検討を行う場合には、必要に応じて各府省の実務者を中心としたワーキンググループを設けるなど、機動的に課題解決に取り組む体制を構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p>	(各府省)	-

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、双方向性を確保した集合研修のライブ配信を主要な研修について実施した（計16研修）。令和4年度（2022年度）についてもライブ配信の取組を継続し、受講機会を確保する。  
オンライン統計研修では、「統計担当者向け入門」及び統計局が提供している「データサイエンス・オンライン講座」（3講座）を開講し、従来の講座を含めた計7講座を年4回開講した。  
また、統計実務職員（統計データアナリスト補）研修の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」について、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。  
さらに、集合研修「政策立案と統計」、「政策評価と統計」及び「ビッグデータ利活用」について、同等の内容をオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度（2022年度）から開講する予定である。  
オンライン統計研修システムについては、受講希望者の増加に対応するため、令和元年度（2019年度）にシステムを構築し、令和2年度（2020年度）から運用を開始した。令和3年度（2021年度）末現在、継続して運用しているところである。
  - 総務省から各府省に対し、職員の統計研修受講を促すとともに、毎年度の都道府県統計主管課長等を対象とした会議等において、統計研修について紹介し、地方公共団体職員の統計研修受講も促している。こうした取組もあり、統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は着実に増加傾向にある。（統計研修修了者数：平成30年度（2018年度）3,609人→令和3年度（2021年度）11,390人、うち「【オンライン研修】初めて学ぶ統計」：平成30年度（2018年度）1,198人→令和3年度（2021年度）2,795人）  
令和3年度（2021年度）は、オンライン研修及びライブ配信の拡充、開講時期や研修期間の見直し、研修プログラムの刷新などを行い、受講しやすい環境を整備するとともに、受講者のニーズに対応している。  
また、総務省において平成31（令和元）年度（2019年度）以降の新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促した。さらに、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。【総務省（政策統括官）】
  - 統計研究研修所では、オンライン統計研修「統計担当者向け入門」を令和3年度（2021年度）から開講し年4回開講した。業務レベル別研修の「統計取扱業務担当職員向け研修」（初級）については「初めて学ぶ統計」を含め、全てオンライン統計研修として提供を行った。  
また、業務レベル別研修の統計実務職員（統計データアナリスト補）研修（中級）の「統計利用の基本」、「調査設計の基本」及び「統計分析の基本」についても全てオンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和3年度（2021年度）に開講した。【総務省（統計局）】
  - 統計行政の運営原則として「統計行政運営ビジョン」、統計に携わる職員の行動理念として「政府統計職員の心得」を策定（令和3年（2021年）2月12日統計行政推進会議申合せ）し、これらについて、その実践を促進するため、統計研修等において周知した。
- 基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成30年（2018年）6月29日、統計委員会の幹事を構成員とする統計行政推進会議を設置し、同会議に統計委員会の幹事が指定する課長級の職員をもって構成する統計企画会議を置いた。  
このうち、統計行政推進会議は、平成30年度（2018年度）以降、計10回開催し、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年（2020年）6月2日閣議決定）を踏まえた申合せ（「総合的対策に基づく改革工程表について」、「特定一般統計調査の指定について」、「P D C A サイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」、「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方」及び『統計行政運営ビジョン及び統計職員行動規範「政府統計職員の心得」について』）等を行った。  
また、統計企画会議は、平成30年度（2018年度）以降に計16回開催し、各府省との情報共有や既存の申合せの改定、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」等の新たな申合せ等を行った。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会においては、統計法第45条各号に規定された所掌事務を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進する。</li> <li>○ 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。</li> <li>○ 各府省の政策立案総括審議官等やEBPM推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やEBPM推進委員会にフィードバックする。</li> <li>○ 統計の品質に関する要求事項を取りまとめるとともに、統計監理官等が行う第三者監査の実施方針を定めるほか、第三者監査の結果を取りまとめて公表する。</li> <li>○ 統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する統計委員会の評価分科会において、先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。</li> <li>○ 統計の精度に関する情報の開示を徹底するため、開示状況の検査（見える化状況検査）を定期的に行う。</li> <li>○ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。</li> <li>○ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。</li> <li>○ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。</li> <li>○ 「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会）に関し、EBPM推進委員会の求めに応じて意見を述べる等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。</li> </ul>	<p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p><b>【計画本文記載事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民に対する的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。</li> </ul>	<p>(各府省)</p>	<p>-</p>

令和3年度（2021年度）末時点の検討状況又は進捗状況

- 令和2年度（2020年度）に各府省が行った取組のうち、統計委員会における委員からの意見を踏まえ、その詳細な確認が必要とされた事項を統計委員会企画部会で審議し、関係府省の取組を評価するものとして令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）を統計委員会にて令和3年（2021年）9月29日に取りまとめた。
- （項目第3 - 1 - (3)参照）
- 平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）においては、各府省の政策立案総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請はなかった。
- （項目第3 - 2 - (4)参照）
- 統計委員会に設置された主として統計技術の観点から評価を行う評価分科会において、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証」、「経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証」について審議を行い、評価や必要な指摘等を行うとともに、事業所母集団データベースの整備状況について聴取した。
- 統計委員会建議等を踏まえ、統計調査の調査計画をe - S t a tにおいて一元的に掲載するに当たり、統計の精度に関する情報等を併せて参考情報として掲載するなど、順次、情報提供の充実に取り組んでいる。こうした取組のほか、各府省における点検・評価の取組状況や統計作成プロセス診断の試行の状況も踏まえ、今後の開示状況の検査の在り方について検討予定。
- 官民コストの削減計画において、利用者のニーズを無視した調査の廃止や調査事項の廃止等をしていないように注視している。  
統計調査の実施、変更又は中止についての統計委員会における審議に際し、総務省の承認審査の状況も踏まえつつ、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視している（統計に関する官民のコストの削減については、項目第3 - 2 - (4) - イ参照）。
- （内閣府におけるシェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法の検討については、項目第2 - 1 - (1) - ウ参照）  
資産の活用実態のより適切な把握に関しては、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）に実施した不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究について、関係府省等における検討状況を把握するとともに、外部主催のセミナーで本件調査研究について説明を実施した。令和3年度（2021年度）には、経済統計の国際比較可能性に関する調査研究を行った。
- （項目第3 - 1 - (1)参照）
- 統計委員会における審議も踏まえ、平成30年（2018年）4月27日、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」がE B P M推進委員会で決定された。  
平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）においては、E B P M推進委員会からの意見聴取はなかった。
- （項目第3 - 1 - (3)参照）





## 第 3 部 統計法条文別実施状況



### 第3部 統計法条文別実施状況

#### I 公的統計の作成

##### 1 基幹統計

###### (1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ① 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ② 国民経済計算
- ③ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和3年度（2021年度）末現在において、基幹統計の総数は、令和2年度（2020年度）末現在と変わらず、53統計となっている（表3参照）。

表3 基幹統計一覧（令和3年度（2021年度）末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<7統計>
科学技術研究統計	経済産業省生産動態統計
地方公務員給与実態統計	ガス事業生産動態統計
就業構造基本統計	石油製品需給動態統計
全国家計構造統計	商業動態統計
社会生活基本統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
人口推計	経済産業省企業活動基本統計
財務省<2統計>	鉱工業指数
法人企業統計	国土交通省<9統計>
民間給与実態統計	港湾統計
文部科学省<4統計>	造船造機統計
学校基本統計	建築着工統計
学校保健統計	鉄道車両等生産動態統計
学校教員統計	建設工事統計
社会教育統計	船員労働統計
厚生労働省<9統計>	自動車輸送統計
人口動態統計	内航船舶輸送統計
毎月勤労統計	法人土地・建物基本統計
薬事工業生産動態統計	総務省及び経済産業省<1統計>
医療施設統計	経済構造統計
患者統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
賃金構造基本統計	産業連関表
国民生活基礎統計	
生命表	
社会保障費用統計	
	<合計 53統計>

また、法第7条においては、総務大臣が、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計を作成する行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、指定、変更又は解除したときは、その旨を公示することとされている。

令和3年度（2021年度）においては、指定、変更又は解除を行ったものはなかった。

## （2）法定の基幹統計の状況

### ① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとされている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

総務省は、令和2年（2020年）10月1日を基準日として国勢調査を実施し、令和3年度（2021年度）は、令和3年（2021年）6月25日に「人口速報集計結果」、同年11月30日に「人口等基本集計結果」、令和4年（2022年）2月10日に「小地域集計結果（人口等基本集計に関する集計）」、同年2月28日に「移動人口の男女・年齢等集計結果」を公表した。

### ② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

内閣府は、「2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計」のうち、令和3年（2021年）12月8日に「支出側系列等」、同月24日に「フロー編」、令和4年（2022年）1月24日に「ストック編」を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

## （3）基幹統計と基幹統計調査の関係

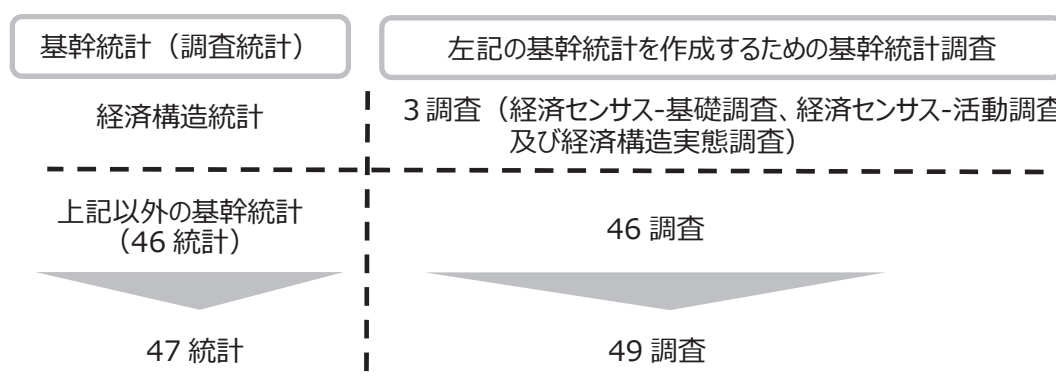
基幹統計の作成方法は、統計調査による作成と、統計調査以外の方法による作成の二類型に大別される。

令和3年度（2021年度）末現在、基幹統計の総数53のうち、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は、6統計（国民経済計算、人口推計、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び産業連関表）となっている。

それ以外の47統計は、統計調査により作成する基幹統計（調査統計）であり、これら基幹統計の作成を目的とする統計調査は「基幹統計調査」とされている（法第2条第6項）。

基幹統計と基幹統計調査の関係は、基本的に1対1対応となっているが、「経済構造統計」のみ、同統計の作成を目的とする基幹統計調査が、「経済センサス - 基礎調査」、「経済センサス - 活動調査」及び「経済構造実態調査」の3調査となっている。

このため、基幹統計（47統計）の作成を目的とする基幹統計調査の総数は、下図のとおり、49調査となっている（資料12参照）。



（注）工業統計調査は、従前、経済構造統計を作成する基幹統計調査の一つであったが、令和3年（2021年）に経済構造実態調査に包摂された。

#### （4）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第9条又は第11条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を新たに実施する場合又は変更若しくは中止する場合には、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料32参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

令和3年度（2021年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は20件であり、このうち統計委員会に諮問したものは11件であった。また、令和3年度（2021年度）に総務大臣が承認した件数は24件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは14件であった（表4、資料13参照）。

表4 基幹統計調査の申請件数等 (令和3年度(2021年度))

府省名	総務大臣への申請件数	総務大臣の承認件数		
		うち統計委員会へ諮問したもの	総務大臣の承認件数	うち統計委員会の答申を経たもの
総務省	3	3	3	3
財務省	1	0	1	0
文部科学省	4	2	5[1]	2
厚生労働省	2	2	2	2
農林水産省	4	2	5[1]	3[1]
経済産業省	3	2	3	2
国土交通省	2	0	2	0
総務省・経済産業省	1	0	3[2]	2[2]
合計	20	11	24[4]	14[3]
(参考) 令和2年度(2020年度) の実績	33<4>	8<3>	32[3]	7[2]

(注) 令和2年度(2020年度)の「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会へ諮問したもの」の<>の数値並びに令和3年度(2021年度)の「総務大臣の承認件数」及び「うち統計委員会の答申を経たもの」の[]の数値は、令和2年度(2020年度)に承認申請が行われ令和3年度(2021年度)に承認された「学校保健統計調査」、「作物統計調査」、「経済構造実態調査」及び「工業統計調査」が該当する(内数)。

#### (5) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合(政令で定める軽微な変更を除く。)には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該国の行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和3年度(2021年度)に、総務大臣に対して統計調査以外の方法による基幹統計に係る作成方法の通知が行われたものは、人口推計、社会保障費用統計及び国民経済計算の3件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

#### (6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和3年度(2021年度)に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、39件であった(表5参照)。これらの基幹統計のうち、経常調査により作成された32件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は平均61日である(資料15参照)。

表5 公表を行った基幹統計の件数 (令和3年度(2021年度))

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査等により作成された基幹統計	うち経常調査により作成された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	7	1	1	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	1	0	0	1
厚生労働省	8	2	1	5
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	7	1	0	6
国土交通省	8	0	0	8
合計	39	5	2	32
(参考) 令和2年度 (2020年度)の 実績	43(1)	5	3	35(1)

(注1) 令和3年度(2021年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

(注2) 令和3年度(2021年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。

(注3) ( )内の1は経済構造統計である。

(注4) 本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは、1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)か1回限りで行われる統計調査を指す。

## 2 一般統計調査

### (1) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たに一般統計調査を実施する場合又は変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和3年度(2021年度)に総務大臣が承認を行った一般統計調査は83件(表6、資料16参照)、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は2件であった。

なお、令和3年度(2021年度)末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は209件となっている。

表6 一般統計調査の承認件数 (令和3年度(2021年度))

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更の申請
内閣官房	1	1	0
人事院	2	0	2
内閣府	6	1	5
総務省	6	2	4
文部科学省	5(1)	1	4(1)
厚生労働省	39(1)	8	31(1)
農林水産省	15(1)	2	13(1)
経済産業省	5(1)	0	5(1)
国土交通省	6	1	5
合計	83(2)	16	67(2)
(参考) 令和2年度 (2020年度)の実績	86(1)	14	72(1)

(注1) ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

## (2) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、国の行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和3年度(2021年度)に、国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、148件であった(表7参照)。これらの統計のうち、経常調査により作成された123件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均133日である(資料18参照)。



表7 公表を行った一般統計調査の件数 (令和3年度(2021年度))

府省名	公表を行った一般統計調査の件数		
		うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
人事院	2	0	2
内閣府	13(1)	3	10(1)
総務省	5(1)	0	5(1)
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	11(2)	1	10(2)
厚生労働省	49(2)	12	37(2)
農林水産省	27(1)	1	26(1)
経済産業省	15(2)	1	14(2)
国土交通省	23	6	17
環境省	5	1	4
合計	148(5)	25	123(5)
(参考) 令和2年度 (2020年度)の 実績	156(5)	29(1)	127(4)

(注1) 令和3年度(2021年度)に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

(注2) ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは、1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)か1回限りで行われる統計調査を指す。

### 3 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるもの)に限る。以下「指定地方公共団体」という。令和3年度(2021年度)末時点現在で、47都道府県及び20指定都市)の長その他の執行機関が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和3年度(2021年度)に、指定地方公共団体の長その他の執行機関が統計調査の新規実施の届出を行った件数は152件、統計調査の変更の届出を行った件数は222件であった(表8参照)。

表8 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数  
(令和3年度(2021年度))

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	108	177(2)
指定都市	44	47(2)
合計	152	222(2)
(参考) 令和2年度 (2020年度)の実績	188(1)	161(2)

(注) ( )内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

#### 4 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。令和3年度（2021年度）末現在、日本銀行が該当する。以下「指定独立行政法人等」という。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和3年度（2021年度）に指定独立行政法人等が統計調査の新規実施の届出を行った件数は1件、変更の届出を行った件数は5件であった。

#### 5 事業所母集団データベース

##### （1）事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第2項では、同項本文に規定する対象機関は、同項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられるとされている。

事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられることができる機関については、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「平成30年改正法」という。）により、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長又は指定独立行政法人等とされていたところ、全ての公的統計の作成主体である行政機関等（国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等）に範囲が拡大されている。

また、法第27条第2項第1号に掲げる目的については、平成30年改正法により、統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）には該当しない統計を作成するための統計調査以外の調査（以下「意識調査等」という。）の対象の抽出についても含むこととされている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は262件であった（表9参照）。

表9 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和3年度(2021年度))

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	4	4	0	0
総務省	8	6	0	2
文部科学省	2	2	0	0
厚生労働省	18	15	2	1
農林水産省	6	6	0	0
経済産業省	8	5	3	0
国土交通省	4	4	0	0
環境省	1	0	1	0
都道府県	98	89	6	3
指定都市	22	19	3	0
指定独立行政法人等	1	1	0	0
上記以外の機関	89	76	11	2
合計	262	228	26	8
(参考) 令和2年度 (2020年度)の実績	218	202	14	2

**(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況**

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。以下同じ。）の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査の実施後に調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

また、令和元年（2019年）5月に平成30年改正法が全面施行されたことに伴い、国の行政機関は、事業所母集団データベースの情報を利用した意識調査等についても、調査履歴登録を行うこととしている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる75件のうち71件（実施率94.7%）、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は、調査履歴登録の対象となる158件のうち158件（実施率100.0%）であった（表10参照）。

表10 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和3年度（2021年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)
人事院	2	2	100.0	2	2	100.0
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	7(1)	7(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	9(2)	9(2)	100.0
財務省	4(1)	4(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
文部科学省	2(1)	2(1)	100.0	11(1)	11(1)	100.0
厚生労働省	23(1)	22(1)	95.7	36(1)	36(1)	100.0
農林水産省	13(1)	13(1)	100.0	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	6(1)	6(1)	100.0	22(3)	22(3)	100.0
国土交通省	20	17	85.0	36	36	100.0
環境省	0	0	-	2	2	100.0
合計	75(3)	71(3)	94.7	158(5)	158(5)	100.0
(参考) 令和2年度 (2020年度)の実績	68(4)	63(4)	92.6	149(7)	149(7)	100.0

(注) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

## 6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないとされており、これを変更又は廃止する場合も同様とされている。

令和3年度（2021年度）に、統計基準の変更を行ったものは「疾病、傷害及び死因の統計分類」の1件であり、統計委員会への諮問などの必要な手続を経て、令和3年（2021年）4月19日に公示された（同年6月1日施行）。

表11 統計基準の設定状況（令和3年度（2021年度）末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	令和3年 4月19日	令和3年 6月1日

## 7 法に基づく協力要請

### (1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が

保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査（令和元年（2019年）5月に平成30年改正法が全面施行されたことにより意識調査等も含むこととされた。）における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する国の行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができるとされている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は20件であった（令和2年度（2020年度）の実績は24件）。

## （2）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、国の他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は5件であり、全て応諾されている（令和2年度（2020年度）の協力要請の実績は1件）。

## （3）地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、協力を求めることができるとされている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関が地方公共団体の長その他の執行機関等に対して協力要請を行った件数は17件であった。このうち、14件の協力要請が応諾、2件の協力要請が一部応諾、1件の協力要請が不承諾となっている（令和2年度（2020年度）の協力要請の実績は9件）。

## （4）総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の他の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供、調査、報告その他の協力をを行うよう求めることができるとされている。

令和3年度（2021年度）に、総務大臣から国の行政機関の長等に対し資料の提供等を行うよう求めた実績はなかった（令和2年度（2020年度）の実績は0件）。

## II 調査票情報等の利用及び提供

### 1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は674件であった（表12、資料21及び資料24参照）。

表12 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数  
（令和3年度（2021年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	2	2	0
総務省	65	64	1
財務省	13	11	2
文部科学省	95	78	17
厚生労働省	131	120	11
農林水産省	107	104	3
経済産業省	116	106	10
国土交通省	143	139	4
環境省	1	1	0
日本銀行	1	1	0
合計	674	626	48
(参考) 令和2年度（2020年度）の実績	657	626	31

（注）令和3年度（2021年度）に利用を開始したもの数（利用目的ごとに計上）であり、令和2年度（2020年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

### 2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）

に、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行

った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第2号）
- ・ 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等（規則第11条第1項第3号）

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,169件であった。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は278件であった（表13、資料22及び資料24参照）。

表13 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供件数  
（令和3年度（2021年度））

統計調査 所管府省名	法第33条第1項第1号該当件数 （公的機関等への提供）			法第33条第1項第2号該当件数 〔公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合		公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供	
内閣府	3	3	0	1	0	1	0
総務省	241	237	4	47	6	39	2
財務省	10	9	1	1	0	1	0
文部科学省	196	195	1	21	1	20	0
厚生労働省	1,012	993	19	131	10	119	2
農林水産省	38	35	3	8	0	8	0
経済産業省	429	334	95	35	0	35	0
国土交通省	232	231	1	27	1	7	19

環境省	8	8	0	7	0	5	2
合計	2,169	2,045	124	278	18	235	25
(参考) 令和2年度(2020年度)の実績	2,086	2,048	38	298	34	242	22

(注) 令和3年度(2021年度)に利用を開始したものの数(利用目的ごとに計上)であり、令和2年度(2020年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

また、法第33条の2第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の国の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる」と規定されている。

国の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第1号)
- ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第2号)

が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。)(以下「大学等」という。)若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究(公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業(3)において「公益目的事業」という。)に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。)又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助(公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。)する調査研究に係る統計の作成等
- (4) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等



が規定されている。

令和3年度（2021年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は11件であった。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は1件であった（表14、資料23及び資料24参照）。

表14 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供件数  
(令和3年度(2021年度))

統計調査 所管省名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に 資すると認められる 場合 (規則第19条第1項 第2号)
	大学等若しくは公益社団法人が調査又は委託して行う調査に係る作成等への提供	大学等に所属する教員が行う調査、又は当該教員がこれら共同調査研究の作成等への提供	大学等、公益社団法人が全部又は一部の募りによる調査に係る作成等への提供	大学等、公益財団法人が全部又は一部の募りによる調査に係る作成等への提供	国の行政機関又は地方公共団体の機関が、法第33条第1項に相当する公益の有となると認められる統計情報の提供	
総務省	5	1	3	0	1	0
厚生労働省	4	0	4	0	0	0
経済産業省	2	0	2	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	1
合計	11	1	9	0	1	1
(参考) 令和2年度(2020年度)の実績	7	0	7	0	0	3

(注) 令和3年度(2021年度)に利用を開始したものの数(利用目的ごとに計上)であり、令和2年度(2020年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

### 3 オーダーメイド集計の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと(以下「オーダーメイド集計」という。)ができることと規定されている。

上述の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第27条第1項第

1号)

- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第2号）
- ・ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第27条第1項第3号）

が規定されている。

令和3年度（2021年度）末現在、国の行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は30調査（377年次分）であった（資料25参照）。これらのうち、17調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計の結果を提供している。

令和3年度（2021年度）のオーダーメイド集計の提供件数は26件であった（表15及び資料26参照）。

**表15 オーダーメイド集計の結果の提供件数**  
(令和3年度（2021年度）)

統計調査 所管府省名	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等	(参考) 統計調査ごとに計上した場合の提供件数
内閣府	1	1	0	0	1
総務省	18	16	1	2	20
厚生労働省	2	2	0	0	2
農林水産省	1	1	0	0	1
国土交通省	4	0	0	4	4
合計	26	20	1	6	28
(参考) 令和2年度 (2020年度)の 実績	19	15	1	3	19

(注1) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(注2) 総務省において、一つの統計調査の利用に当たり、規則第27条第1項第1号及び第2号の両方に該当するものがあるため、同項第1号、第2号及び第3号の合計値と「オーダーメイド集計の結果の提供件数」の数値は一致しない。

#### 4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

また、法第36条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人

等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができると規定されている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第1号）
- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第2号）
- ・ 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第3号）
- ・ デジタル社会形成基本法第37条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第35条第1項第4号）

が規定されている。

令和3年度（2021年度）末現在、国の行政機関及び指定独立行政法人等が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（66年次分）であった（資料25参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和3年度（2021年度）の匿名データの提供件数は21件であった（表16及び資料26参照）。

表16 匿名データの提供件数

（令和3年度（2021年度））

統計調査 所管省名	匿名データ の提供 件数	学術研究 の発展に 資すると 認められ る統計の 作成等	教育の発 展に資す ると認め られる統 計の作成 等	国際社会 における 我が国の 利益の増 進等に資 すると認 められる 統計の作 成等	デジタル 社会形成 基本法第 37条第2 項第13号 に規定す る特定公 共分野に 係る統計 の作成等	（参考） 統計調査 ごとに 計上した 場合の 提供件数
総務省	15	13	2	0	0	20
厚生労働省	6	6	0	0	0	6
合計	21	19	2	0	0	26
（参考） 令和2年度（2020年度） の実績	32	28	2	2	0	38

（注）1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

## 5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないと規定されており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

当該対象機関については、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関及び指定独立行政法人等とされていたところ、平成30年改正法により事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる機関の範囲が拡大されたことに伴い、全ての公的統計の作成主体である国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び独立行政法人等に範囲が拡大されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和3年度（2021年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

### Ⅲ 統計委員会

統計委員会は、法第44条の規定に基づき総務省に置くこととされ、法第45条各号に規定されている事項について調査審議等を行うこととされている。

また、統計委員会は、統計委員会令（平成19年政令第300号）第2条の規定に基づき、部会を置くことができることとされ、令和3年度（2021年度）末時点で8部会が置かれている。

#### 1 統計委員会及び部会の開催実績等

令和3年度（2021年度）においては、統計委員会は13回開催され、部会は合計で41回開催された（表17参照）。

統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第4条第7項の規定により、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて国の関係行政機関の長に勧告することができることとされている。令和3年度（2021年度）において、その実績はなかった。

また、統計委員会に令和3年度（2021年度）に諮問され、同年度に答申した案件は、11件あった。なお、令和3年度（2021年度）当初時点で、令和2年度（2020年度）から審議継続となっていた諮問案件が1件（諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」）あり、令和3年度（2021年度）に答申が行われた。令和3年度（2021年度）に諮問が行われ、同年度末時点で調査審議中となっていたものはなかった（表18参照）。

表17 統計委員会及び部会等の開催実績（令和3年度（2021年度））

統計委員会		開催回数				
		令和3年度	(参考)			
			令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
		13	15	13	14	13
部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和3年度	(参考)			
			令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
企画部会 (注1)	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、3以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項	8	9	6	0	17
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項	4	6	6	4	8
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	11	6	15	13	3

部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和 3年度	(参考)			
			令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	9	3	7	17	8
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	7	9	12	7	7
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	0	0	0
統計制度部会 (注2)	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	0	0	0	4	3
統計作成プロセス部会 (注3)	統計作成プロセスの水準の向上に関する事項	2	1	11	4	-
部会計		41	34	57	49	46
評価分科会 (注4)	法第55条第3項の規定により統計委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）	3	2	5	2	-

(注1) 平成30年(2018年)7月20日「基本計画部会」を改組。また、「横断的課題検討部会」と統合

(注2) 平成30年(2018年)7月20日「匿名データ部会」を改組。平成30年度(2018年度)においては、「匿名データ部会」としては開催なし。「統計制度部会」として4回開催

(注3) 令和2年(2020年)10月1日に「点検検証部会」を改組。令和元年度(2019年度)においては、「点検検証部会」として11回開催。また、点検検証部会は、平成31年(2019年)1月30日「統計業務プロセス部会」(平成30年(2018年)4月20日設置)を改組したものであり、平成30年度(2018年度)においては、「統計業務プロセス部会」としては2回、「点検検証部会」としては2回開催

(注4) 評価分科会については、平成30年(2018年)8月の統計委員会令の改正により新たに設置されたものである。

表18 統計委員会における諮問・答申件数

	令和2年度 に諮問され 令和3年度 に答申した 事案	令和3年度 に諮問され 同年度に答 申した事案	令和3年度 に諮問され 同年度末で 調査審議中 の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画(法第4条第4項)	0	0	0
基幹統計の指定(法第7条第1項、第7条第3項)	0	0	0
国民経済計算の作成基準(法第6条第2項)	0	0	0
基幹統計調査(法第9条第4項、第11条第2項)	1	10	0
基幹統計の指定(法第7条第1項、第7条第3項)及び基幹統計調査(法第9条第4項、第11条第2項)	0	0	0
統計基準の設定(法第28条第2項)	0	0	0
匿名データの作成(法第35条第2項)	0	1	0
政令・総務省令の制定又は改正(法第45条の2)	0	0	0
合計	1	11	0

また、統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第45条第2号において、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に関し、総務大臣に意見を述べることとされた。

令和3年度（2021年度）においては、統計委員会による意見は1件提出された（表19参照）。

**表19 法第45条第2号に基づく統計委員会による意見の実績**  
(令和3年度（2021年度）)

意見日	意見名
令和3年（2021年） 6月30日	令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

なお、平成30年法改正により追加された法第49条の2の規定により、統計委員会に、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する幹事を置くこととされた。

平成30年（2018年）6月29日以降、総務省及び国の関係行政機関の職員が幹事に任命されている。

## 2 評価分科会の開催実績等

### (1) 統計技術評価の取組の根拠

法第55条第1項の規定では、総務大臣は、国の行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めるとされており、同条第2項の規定では、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないとされている。

また、法第55条第3項により、統計委員会は、同条第2項の規定による報告があったときは、法の施行に関し、総務大臣又は国の関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるとされている。

さらに、統計委員会令では、第1条第1項において「統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。」とされ、同条第2項において「分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第55条第3項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。」とされている。

評価分科会は、これらに基づき統計技術評価の取組を実施している。

### (2) 統計技術評価に資する報告

令和3年度（2021年度）の統計委員会評価分科会は、表20のとおり、3回開催され、「経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証について」のフォローアップ等が行われた。

表20 令和3年度（2021年度）の統計委員会評価分科会の開催状況

回数	日付	内容
第10回	令和3年（2021年） 4月15日	・経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証について
第11回	令和3年（2021年） 6月23日	・令和2年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第8回～第11回審議分）について
第12回	令和3年（2021年） 12月15日	・分科会長の互選、分科会長代理の指名について ・令和3年度における評価分科会の審議について ・経済産業省企業活動基本調査の欠測値対応の検証について ・事業所母集団データベースの整備状況について

### 3 建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案等を受けた会合の開催実績等

#### (1) 「対応精査タスクフォース」の開催状況

令和3年（2021年）12月、国土交通省の建設工事受注動態統計調査に係る不適切事案が発覚したことを契機として、統計委員会は、総務大臣から、本件事案に係る総務省の対応について検証が必要であるとの要請を受けて、同年12月24日、建設工事受注動態統計調査における今般の事案に関して、統計法・統計行政を所管する総務省におけるこれまでの対応について、機動的、効率的かつ集中的に検証を行うため、企画部会に「対応精査タスクフォース」が設置された。

対応精査タスクフォースは、令和3年度（2021年度）に3回開催され、建設工事受注動態統計調査をめぐる事案に関し、第三者である統計専門家の立場から、平成22年度（2010年度）以降の総務省の対応について精査がなされ、その結果については、令和4年（2022年）1月14日に「統計委員会タスクフォース精査結果報告書－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への総務省政策統括官室の対応－」として取りまとめられ、総務大臣に提出された（表21参照）。

表21 対応精査タスクフォースの開催状況

回数	日付	内容
第1回	令和3年（2021年） 12月26日	・精査の進め方について
第2回	令和4年（2022年） 1月8日	・総務省の対応の精査について
第3回	令和4年（2022年） 1月13日	・報告書（案）について

#### (2) 「公的統計品質向上のための特別検討チーム」の開催状況

令和4年（2022年）1月19日、総務省及び各府省に対してなされた内閣総理大臣指示を受けて、公的統計全般に対する早期の信頼回復及び総合的な品質向上のために、以下の事項についての検討を機動的、効率的かつ集中的に行うため、企画部会の下に「公的統計品質向上のための特別検討チーム（以下「特別検討チーム」という。）」が設置された。

- ・国土交通省の建設工事受注動態統計調査において発生した問題の検証



を踏まえた、政府統計全体の課題抽出

- ・全府省の基幹統計調査の集計プロセスにおける重大リスク事象に関する点検（これまでの事象の原因分析に基づく重点（Risk Based）点検）
- ・公的統計における重大リスク事象の未然防止、早期発見、発見後のリスク対応、そのために必要とされる統計作成プロセスのデジタル化、人材育成を含む公的統計の品質向上のための対策

特別検討チームは、令和3年度（2021年度）に3回、令和4年度（2022年度）に6回開催され、国土交通省の検証委員会報告等の精査や、政府の統計調査全体に共通する統計作成上のリスク、課題や問題を抽出するとともに、各府省の基幹統計の調査・集計プロセスの点検・確認が行われた（表22参照）。

特別検討チームにおける検討の結果については、令和4年（2022年）8月10日、統計委員会において、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」として取りまとめられ、総務大臣に提出された。

表22 特別検討チームの開催状況

回数	日付	内容
第1回	令和4年（2022年） 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的統計品質向上のための特別検討チームの会議の運営について</li> <li>・国土交通省からのヒアリング</li> <li>・その他</li> </ul>
第2回	令和4年（2022年） 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の議論を振り返って</li> <li>・総務省及び内閣官房からのヒアリング</li> <li>・その他</li> </ul>
第3回	令和4年（2022年） 3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月勤労統計調査問題を踏まえた対策に関する検討結果について</li> <li>・抽出された課題と想定される対策について</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回	令和4年（2022年） 4月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出された課題と想定される対策について</li> <li>・総務省と国土交通省の報告書のフォローアップ等について</li> <li>・点検・確認項目の柱立てについて</li> <li>・その他</li> </ul>
第5回	令和4年（2022年） 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣人事局からのヒアリング</li> <li>・国土交通省からのヒアリング</li> <li>・点検・確認事項について</li> <li>・その他</li> </ul>
第6回	令和4年（2022年） 6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅延調査票の取扱い等について</li> <li>・点検・確認事項について</li> <li>・その他</li> </ul>
第7回	令和4年（2022年） 7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省・統計委員会における標本設計、推計方法等の取扱いについて</li> <li>・人材育成について</li> <li>・統計リソースの確保について</li> <li>・その他</li> </ul>
第8回	令和4年（2022年） 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計分析審査官について</li> <li>・「公的統計の総合的な品質向上に向けて（仮称）」（案）の取りまとめに向けて</li> <li>・その他</li> </ul>
第9回	令和4年（2022年） 8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的統計の総合的な品質向上に向けて（案）について</li> <li>・その他</li> </ul>

## IV その他

### 1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを旨とし、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料35参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類、調査計画等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

令和3年度（2021年度）末時点で、e-Statに登録されている統計の数は685件、提供されている統計表の数は約90万表であり、令和3年度（2021年度）には約3,816万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス<sup>（注）</sup>を除く。）（表23参照）。

（注）検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表23 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（令和3年度（2021年度））

府省名	府省のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	27,388
人事院	72,353
内閣府	1,077,892
総務省	9,964,494
法務省	1,050,973
外務省	25,632
財務省	2,612,209
文部科学省	1,818,582
厚生労働省	5,971,254
農林水産省	12,569,322
経済産業省	712,578
国土交通省	2,053,365
環境省	194,114
防衛省	8,328
合計	38,158,484
（参考）令和2年度（2020年度）実績	29,838,022

（注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののほか、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

## 【資料編】



## 資料1 統計法の概要

### 1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

### 2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

### 3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

### 4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、基本計画案等に対し意見を述べること、基本計画の実施状況に関する勧告など法律の定める事項を処理するために、専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を総務省に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進
- ・ 幹事（総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命）を設置し、委員、臨時委員及び専門委員を補佐

### 5. 罰則等

#### ○ 雑則 (第52条～第56条の2)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

#### ○ 罰則 (第57条～第62条)

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

資料2 統計改革に係る統計法等改正状況

年月日	主な改正状況
平成30年3月6日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」閣議決定、第196回通常国会提出
平成30年5月17日	・衆議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月18日	・衆議院本会議において可決〔賛成多数〕
平成30年5月24日	・参議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月25日	・参議院本会議において可決・成立〔賛成多数〕
平成30年6月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」公布 ※統計委員会の機能強化に関する改正規定については公布日施行
平成30年8月31日	・「統計委員会令の一部を改正する政令（平成30年政令第247号）」公布・施行
平成30年12月21日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第345号）」公布 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」公布
平成31年2月22日	・「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」公布
平成31年3月29日	・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」公布 ※一部の改正規定については公布日施行
平成31年4月23日	・「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）」公布
令和元年5月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」全面施行 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」、「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」及び「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示203号）」施行 ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」全面施行

# 「公的統計基本計画」の変更について

## ＜背景・概要＞

- ▶ 統計法に基づき計画を策定。今回は、平成30年3月に策定した計画を変更するもの
- ▶ 不適切統計事案の発生を受けた統計委員会の「再発防止策」（R1.9）、統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（R1.12）における提言を受けて、新たな取組を盛り込むための一部変更
- ▶ 令和2年6月2日閣議決定

## ＜計画の変更内容（ポイント）＞

### ◎ 再発防止策・総合的対策の提言内容の盛込み

- ① **品質確保に向けた取組の強化**
    - ・ P D C A サイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。
  - ② **統計の重要度に応じたメリハリの管理**
    - ・ 基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。
  - ③ **各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援**
    - ・ 総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。
  - ④ **専門性を有する人材の確保・育成**
    - ・ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。
  - ⑤ **職場風土等の確立**
    - ・ 統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。
- ※ 総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。



# 公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）のポイント

## 建議のポイント

### ○ 幹部職員へのメッセージ

- ・ 建設工事統計事案における不適切処理の問題は、数値誤りの継続などにより速やかな訂正がなされない状況が生じ、社会的に大きな影響を及ぼした「重大事象」であり、大変遺憾
- ・ この事案の原因を分析すると、全ての公的統計に広く共通するリスクの存在を確認
- ・ 公的統計全体を通じて重大事象の発生を抑止し、品質確保・向上を図るためには、現場の担当職員だけでなく、統計幹事など各府省のトップマネジメントを担う幹部職員が、主体的・積極的に取り組むことが不可欠
- ・ 社会や統計ユーザーを第一に考え、「エラーの発生⇒悪」ではなく、「エラーに速やかに対応できないこと⇒悪」との意識を浸透。品質優先で風通しのよい組織風土を形成

### ○ 今後の取組（詳細は次ページ）

#### 総合的な品質管理の推進

- 1 PDCAサイクルの確立／マニュアル整備・共有
- 2 業務マニュアルに未記載の事態への対応
- 3 変更管理の取組の導入
- 4 遅延調査票の取扱いの明確化

#### ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保

- 5 誤りの発見・発生時の適切対処の徹底
- 6 地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通

#### デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善

- 7 デジタル化の推進

#### 品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化

- 8 マネジメント能力の向上と職員の人材育成
- 9 各府省の体制強化
- 10 中央統計機構の充実と体制強化

### ○ 今後の進め方

- ・ 指摘した取組を、ロードマップ等を定めて速やかに取り組む。
- ・ 実施が令和5年度以降となる取組については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和4年度末閣議決定予定）に盛り込み、計画的に実施する。

### ○ 統計作成に携わる全ての関係者へ

- ・ 公的統計が有用なものであり続けるためには、指摘した取組にとどまらず、社会のニーズを踏まえた調査の改善、データ提供の在り方の改善、回収率の向上、代替的情報源の開発等を通じ、より幅広い意味での品質の向上に不断に取り組むことが必要
- ・ 統計は様々な誤差要因を含み得るものであることを踏まえ、適切な利用方法に関する情報を併せて提供するなど、公表面からも統計ユーザーを第一に考えた対応が必要
- ・ 公的統計の総合的な品質向上に向けて、各府省が組織を挙げて取り組むことを期待

### 公的統計品質向上のための特別検討チーム

- 国土交通省における建設工事受注動態統計調査に係る一連の不適切事案を受け、令和4年1月19日になされた内閣総理大臣指示に基づき、同月26日に統計委員会の下に設置

#### ○ メンバー

座長	川崎 茂 委員	(滋賀大学特別招聘教授)	椿 広計 オブザーバー	(大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構理事)
	清原 慶子 委員	(杏林大学・ルーテル学院大学客員教授)		(委員長 情報・システム研究機構統計数理研究所長)
	篠 恭彦 臨時委員	(日本能率協会審査登録センター専任審査員)	鈴木 和幸 審議協力者	(電気通信大学名誉教授)
	清水 千弘 臨時委員	(一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究センター教授)	鈴木 督久 審議協力者	(日経リサーチシニア・エグゼクティブ・フェロー)
	細川 努 専門委員	(総務省デジタル統括アドバイザー)	下野 僚子 審議協力者	(早稲田大学理工学術院創造理工学研究科准教授)

- 検討期間：令和4年2月4日～8月5日（9回開催）

- 同チームの報告書は、統計委員会の議決を経て、統計法第45条第2号に基づき、総務大臣に建議

## 建設工事統計事案に係る概要、分析と教訓

- 建設工事統計事案においては、「遅延調査票」への対応に関して、従前から「合算集計処理」を行っていた中で、推計方法の変更を行った際に「二重計上」を誘発。誤りの発見時、社会や統計ユーザーを第一に考えた対応を怠った。適切なデータ保存が行われておらず、遡及訂正の円滑な実施に支障
- 令和元年の統計委員会建議に基づく取組は浸透途上であったが、同取組が確実に実施されていれば、同事案が重大事象となることを防ぐ上で相当程度の効果があったとの結論  
⇒ 前建議「総合的品質管理」の理念を維持し、新たな課題にも対処できるようブラッシュアップ

## 統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性

- 統計作成プロセスが有する次の特性により、リスクがもたらされる  
【特性1】性格の異なる多くのステップから形成され、各ステップに様々な立場の者が携わる「総合プロジェクト」となっている。  
⇒ ① 統計作成の様々なステップでヒューマンエラーが発生するリスク  
② 統計作成プロセスの一部を変更する際に、別のプロセスとの不整合を引き起こすリスク  
③ 幹部が全体管理、業務マネジメントや問題発生時のマネジメントを誤るリスク  
④ 職員が認識した問題・問題の可能性のあるものが迅速に幹部に報告されないリスク  
⑤ 必要な職員体制や専門性・熟練性を備えた体制を確保できないことに起因するリスク  
【特性2】統計は時系列比較による活用が行われることを念頭に、継続的に作成されるため、統計作成プロセスが一度設定されると、変更することなく継続されやすい。  
⇒ ⑥ 誤りが継続するとともに時間が経過して遡及訂正が困難となるリスク  
⑦ 社会、環境及び技術の変化に対応した手法のチェック・見直し・改善が行われないリスク
- 取組の方向性を整理した上で、令和4年6月下旬から、全ての基幹統計の調査・集計プロセスに関し、総務省・各府省において「点検・確認」を実施。その結果を踏まえて具体的な取組内容を検討

## 今後の取組

### < A : 総合的品質管理の推進 >

#### 1 PDCAサイクルの確立／マニュアル整備・共有

- ・ 各府省は、ガイドラインに基づく自己点検で業務マニュアルを確認し、その内容を充実
- ・ 総務省は、建設工事受注動態統計を含む国土交通省の2統計に係る「統計作成プロセス診断」（第三者監査）を令和4年度中に実施。また、令和5年度以降、全ての基幹統計調査に対して実施。総務省は、点検・診断結果も踏まえ、「統計作成ガイドブック」を策定

#### 【各府省基幹統計の点検・確認結果】

おおむね全ての業務プロセスにおいて何らかの業務マニュアルが整備されていたが、業務マニュアルのボリュームには相当の違いがみられた。また、52統計中19統計では、何らかの業務プロセスについて、管理職には業務マニュアルが共有されていなかった。

#### 2 業務マニュアルに未記載の事態への対応

- ・ 各府省は、自己点検時に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか検討
- ・ 総務省は、各府省が例外措置を行った場合、その記録を残す旨ガイドラインを通じて周知徹底

#### 3 変更管理\*の取組の導入

\*統計作成プロセスの重要な変更を行う場合に、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組

- ・ 変更管理の取組を導入。総務省は変更管理に係る事例を収集、各府省へ提供

#### 4 遅延調査票の取扱いの明確化

- ・ 各統計調査は「遅延調査票の対処基準」に沿って対処

##### 【各府省基幹統計の点検・確認結果】

月次・四半期の周期で行う基幹統計調査（22 統計）中、16 統計調査において、遅延調査票が発生していたが、従前の建設工事受注動態統計調査と同様の処理を行っているものはなかった。なお、二重計上が確認された事案はなかった。

### < B : ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションの確保 >

#### 5 誤りの発見・発生時の適切対処の徹底

- ・ 統計幹部職員が誤りの発見・報告者を積極的に評価するような組織文化を確立、統計作成担当職員に対する誤り発見時の対応について研修を実施等
- ・ 誤り発生時の再計算に備え、統計を再現するために必要な情報を無期限保存

#### 6 地方公共団体や民間事業者との十分な意思疎通

- ・ 統計作成プロセスの一部を委託している地方公共団体や民間事業者から各種リスク要因への対処について実態や意見を聴取。好事例を横展開

### < C : デジタル化による人間系ミスの低減と業務プロセスの改善 >

#### 7 デジタル化の推進

- ・ 統計の品質向上、回収率低下への対応、統計の作成・利用面での効率化・高度化等のため、各府省共同利用オンライン調査システムにおける電子調査票の形式の多様化、ファイル取込み機能・コミュニケーション機能提供、汎用的な集計ツールの開発検討、政府統計ポータルサイトに収録されている統計調査のDB化、調査対象事項のカタログ化

### < 総合的取組 : 品質優先の組織風土のための基盤の整備・強化 >

#### 8 マネジメント能力の向上と職員の人材育成

- ・ 統計幹部職員対象のマネジメント研修を実施
- ・ 統計幹部職員の誤り発生時等の対応に対する人事評価を推進
- ・ 統計業務経験や研修・資格取得等の情報管理の在り方、統計データアナリスト等取得者へのメリット付与など、資格取得促進のための方策を検討

#### 9 各府省の体制強化

- ・ 重大事象の発生を防止する観点から、業務量に見合った統計作成体制を確保
- ・ 統計分析審査官の体制の大幅見直し、技術的アドバイザーの確保により、品質管理体制を強化
- ・ 総務省の統計部門に各府省職員を受入れ、OJTを行うとともに、総務省統計部門の職員を各府省へ派遣し、府省間の人的交流を促進

##### 【各府省基幹統計の点検・確認結果】

基幹統計ごとに実際に配置されている本省の職員数を把握。配置されている職員の経験年数や、本省で受け持つ業務プロセスの違いはあるものの、統計ごとに配置人数にばらつきがある。

#### 10 中央統計機構の充実と体制強化

- ・ 各府省からの相談対応のため、相談窓口及び個別支援のための体制を充実。また、学識経験者等によるアドバイザー機能を整備し、相談対応時に活用
- ・ 調査計画の審査時に、集計プロセス等についても確認。このための審査部門の体制充実



## 資料6 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果)

### (1) 業務統計の作成状況等

#### ア 業務統計の作成状況

令和3年(2021年)12月末時点で、行政記録情報等<sup>(注1)</sup>を用いて経常的に作成されている統計(業務統計)として各府省等から報告があったものは、表1のとおり、合計で403件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは401件であり、「政府統計の総合窓口(e-Stat)<sup>(注2)</sup>」に掲載しているものは160件となっている。

(注1)「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報(統計調査によって得られた情報を除く。)や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動(統計調査を除く。)を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

(注2)「政府統計の総合窓口(e-Stat)」とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである。

表1 業務統計の作成状況等

府省等	件数	うちe-Stat に掲載	府省等	件数	うちe-Stat に掲載
人事院	14(1)	4	文部科学省	36	5
内閣府	6	2	厚生労働省	86	46
警察庁	2	2	農林水産省	40	18
消費者庁	8	1	経済産業省	15(4)	9
デジタル庁	1	0	国土交通省	30	10
総務省	62	17	環境省	26(4)	7
法務省	15	12	防衛省	13	13
外務省	4	4			
			計	403(5)	160

(注) ()内の数値は、共管統計(複数の府省等が共同で作成する統計)の数であり、共管統計は、共管の府省等にそれぞれ1件と計上しているため、各府省等の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計の e-Stat への掲載状況

160 件の業務統計について、e-Stat への掲載状況は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 業務統計の e-Stat への掲載状況

府省等	e-Statの 掲載件数	うち	うち	うち	うち	うち
		「調査の概要 (統計の 概要)」 の掲載件数	「時系列表」 の掲載件数	「分類項目 ・集計項目一 覧」 の掲載件数	「地域区分」 を登録すべき 統計の数	「地域区分」 の掲載件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	2	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	17	8	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	8	7	2	0	4	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	32	22	1	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	10	10	3	0	3	0
環境省	7	7	2	0	2	2
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	160	129	70	2	47	26

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

(2) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、表 3 のとおり、合計で 120 件 (98 統計調査) となっている。

表3 行政記録情報等を活用している統計調査

府省等	統計調査数	うち		
		母集団情報の整備	調査事項の代替	欠測値補完、審査での活用等
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	24	14	11	3
農林水産省	11	7	7	0
経済産業省	10(2)	10(2)	2	1
国土交通省	33	31	13	0
環境省	5	4	1	0
計	98(2)	79(2)	35	6

(注1) ()内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

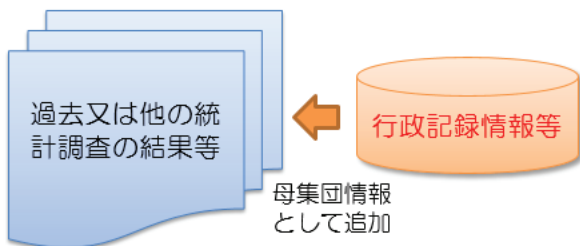
(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

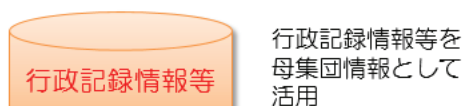
(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

**【母集団情報の整備】**

例1 :



例2 :

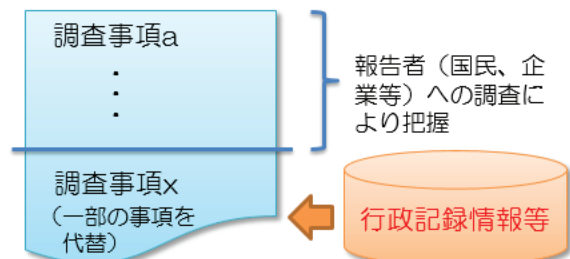


効果

**的確な調査の実施、精度の確保・向上**

**【調査事項の代替】**

例3 :



効果

**報告者の負担軽減、統計作成の効率化**

また、上記 98 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	40
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	6
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	34
xyzのうち、2つ以上に該当	18
計	98

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。



**資料7 オンライン調査の推進状況**  
**(オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果)**

**1 オンライン調査の導入状況**

府省等名	統計調査数		
	(令和3年(2021年) 12月末現在)	オンライン調査導入 統計調査数	オンライン調査 導入率(%)
人事院	4	4	100.0
内閣府	15(1)	13(1)	86.7
総務省	22(5)	21(5)	95.5
財務省	8(2)	8(2)	100.0
文部科学省	22(2)	21(2)	95.5
厚生労働省	85(3)	61(3)	71.8
農林水産省	38(2)	38(2)	100.0
経済産業省	30(6)	30(6)	100.0
国土交通省	51(1)	47(1)	92.2
環境省	6	5	83.3
合計	268(9)	235(9)	87.7

(注) 1 統計調査数は、令和3年(2021年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む)。なお、令和3年(2021年)12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業関連構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業関連構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

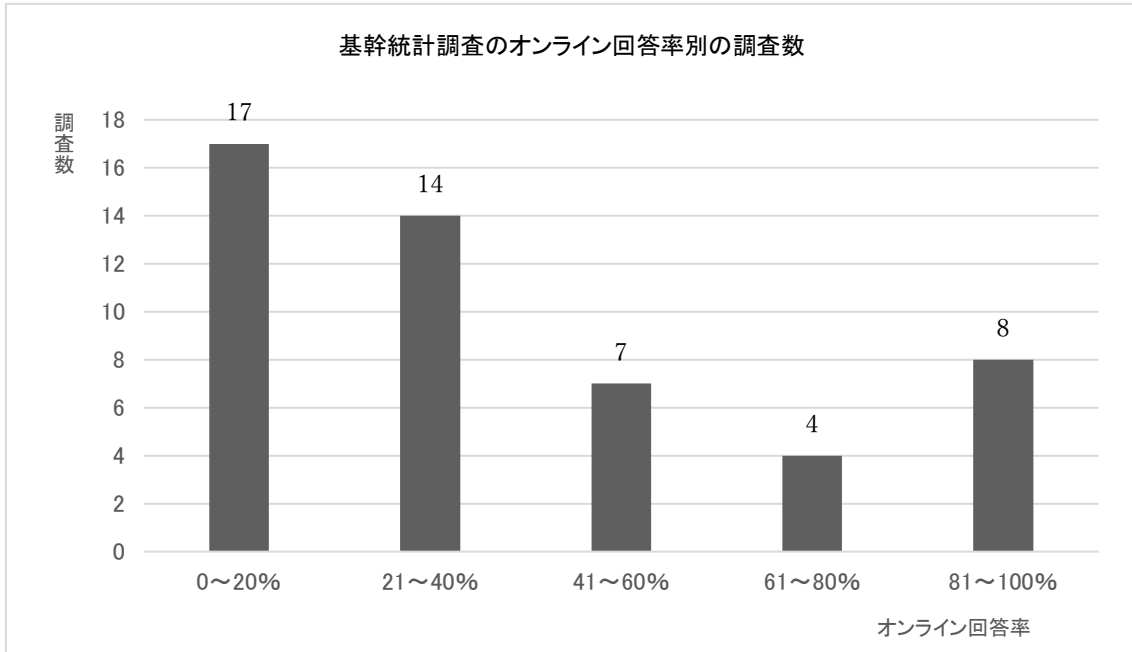
2 ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業関連構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度のオンライン調査導入状況)

府省等名	令和2年度 (2020年度) オンライン 調査導入率 (%)	令和元年度 (2019年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成30年度 (2018年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成29年度 (2017年度) オンライン 調査導入率 (%)	平成28年度 (2016年度) オンライン 調査導入率 (%)
人事院	100.0	75.0	66.7	50.0	25.0
内閣府	87.5	80.0	66.7	75.0	71.4
総務省	95.8	96.0	88.2	84.2	76.5
法務省	-	100.0	100.0	-	-
財務省	87.5	66.7	50.0	50.0	71.4
文部科学省	95.5	90.9	90.0	85.7	87.5
厚生労働省	74.0	61.3	66.7	62.5	54.1
農林水産省	100.0	95.0	91.7	94.3	94.4
経済産業省	97.1	100.0	100.0	100.0	97.1
国土交通省	92.6	90.9	92.9	84.8	90.7
環境省	75.0	88.9	85.7	87.5	85.7
合計	88.6	82.9	84.1	80.3	78.8

- (注) 1 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)
- 2 平成28年度(2016年度)のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。
- 3 上記1及び2のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

## 2 基幹統計調査のオンライン回答率の状況



- (注) 1 この図は、令和3年(2021年)に経済構造実態調査に包摂された工業統計調査を含む50の基幹統計調査を対象として、令和3年(2021年)12月末現在で回答調査客体数が確定している直近の実績に基づき作成している。
- 2 この図におけるオンライン回答率は、回答調査客体数に占めるオンライン回答数の割合により算出している。なお、複数の調査周期等により実施されている統計調査については、そのうちオンライン回答率が最も低い調査周期等の統計調査の実績を用いてこの図を作成している。

### 3 オンライン調査の主な提供機能の導入状況

府省等名	オンライン調査 導入統計調査数	政府統計共同利用 システム A	各府省のシステム B	政府共通ネットワ ーク及び総合行政 ネットワーク (LGWAN) を通じ たオンライン調査 C	A～C以外の 主に電子メールを 使用した調査 D	政府統計共同利用 システム使用率 (%)
人事院	4	2	0	0	4	50.0
内閣府	13(1)	4(1)	5	1	3	30.8
総務省	21(5)	14(4)	5	1	2(1)	66.7
財務省	8(2)	4(1)	2	0	5(2)	50.0
文部科学省	21(2)	5	6(1)	4	7(1)	23.8
厚生労働省	61(3)	28	14(1)	8	17(2)	45.9
農林水産省	38(2)	23	7(1)	3	22(1)	60.5
経済産業省	30(6)	16(4)	6(1)	0	17(1)	53.3
国土交通省	47(1)	11	12	1(1)	38(1)	23.4
環境省	5	1	0	0	4	20.0
合計	235(9)	103(5)	55(2)	18(1)	113(3)	43.8

(注) 1 統計調査数は、令和3年(2021年)12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

2 ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査にオンライン調査の提供機能が複数ある場合、提供機能ごとにそれぞれ1件と計上しているため、オンライン調査導入統計調査数の内訳を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度の政府統計共同利用システムの使用状況)

府省等名	令和2年度 (2020年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	令和元年度 (2019年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成30年度 (2018年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成29年度 (2017年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成28年度 (2016年度) 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)
人事院	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0
内閣府	28.6	25.0	28.6	11.1	20.0
総務省	60.9	54.2	35.7	50.0	61.5
法務省	-	0.0	0.0	-	-
財務省	57.1	66.7	100.0	100.0	60.0
文部科学省	23.8	25.0	22.2	25.0	28.6
厚生労働省	45.6	36.7	40.0	40.0	24.2
農林水産省	55.0	52.6	56.3	54.5	52.9
経済産業省	47.1	42.4	42.4	41.2	38.2
国土交通省	20.0	16.0	12.8	14.3	7.7
環境省	16.7	12.5	0.0	14.3	0.0
合計	40.5	35.3	34.2	37.0	31.2

- (注) 1 平成29年度(2017年度)及び30年度(2018年度)の政府統計共同利用システム使用率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出(数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。)
- 2 平成28年度(2016年度)の政府統計共同利用システム使用率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。
- 3 上記1及び2のとおり、平成30年度(2018年度)以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度(2019年度)以降に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

## 資料 8 統計関連業務の民間委託の状況

### 1 統計事務の民間委託の状況

令和3年度（2021年度）に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は表1のとおりであり、218統計調査中168統計調査（全体の77.1%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、契約方法等の詳細を含む民間委託状況は、表2のとおりである。

表1 令和3年度（2021年度）の府省別統計事務の委託状況

府省等名	統計調査数	委託状況			
		国のみで 実施	委託あり		
			地方公共団体	民間	独法等
内閣官房	1	0	0	1	0
人事院	2	0	0	0	2
内閣府	11(1)	1	1	9(1)	0
総務省	14(2)	0	4	11(2)	10(1)
財務省	7(1)	3	0	4(1)	0
文部科学省	16(2)	4(1)	5	9(1)	0
厚生労働省	58(2)	4(1)	19	51(1)	5
農林水産省	42(1)	18	4	22(1)	0
経済産業省	22(3)	0	0	22(3)	1(1)
国土交通省	45	7	5	38	4
環境省	6	0	1	6	0
合計	218(6)	36(1)	39	168(5)	21(1)

- (注) 1 令和3年度（2021年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。  
 2 ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。  
 3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

表2 令和3年度(2021年度)の府省別民間委託状況

府省等名	民間委託 を行っている統計 調査数	調達方式			入札事業者の資格・認証等の設定状況					国庫債務 負担行為 の利用	委託工程		
		総合評価 落札方式	最低価格 落札方式	随意契約	プライバシ ームマーク、 JIS Q 15001	ISO9001、 JIS Q 9001	ISO20252、 JIS Y 20252	ISMS(ISO/ IEC27001、 JIS Q 27001)	その 他		企画	準備 段階 ・実査	入力
内閣官房	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	9(1)	4	5(1)	1	8(1)	5	3	7(1)	2	2	0	8(1)	9(1)
総務省	11(2)	10(2)	1	1	10(2)	9(2)	4(1)	9(1)	2	5(1)	2	11(2)	10(2)
財務省	4(1)	1	3(1)	0	4(1)	1	0	4(1)	0	1	0	4(1)	4(1)
文部科学省	9(1)	3(1)	3	4	4(1)	2(1)	0	5(1)	2	0	0	7(1)	5(1)
厚生労働省	51(1)	14(1)	30	20	47(1)	14(1)	2	43(1)	5	8	3	42(1)	49(1)
農林水産省	22(1)	9(1)	13	1	14(1)	6(1)	5	14(1)	13(1)	6	0	18(1)	21(1)
経済産業省	22(3)	14(3)	5	5	20(3)	13(3)	11(2)	18(3)	7(2)	10(1)	0	22(3)	22(3)
国土交通省	38	6	28	7	23	6	1	18	13	3	7	31	30
環境省	6	4	2	2	4	1	0	1	2	1	1	5	5
合計	168(5)	62(4)	89(1)	41	130(5)	54(4)	25(1)	115(4)	44(1)	35(1)	14	144(5)	151(5)

(注) 1 令和3年度(2021年度)に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

4 「入札事業者の資格・認証等の設定状況」欄の「その他」には、上表に記載した以外の「ISO27017」、「ISO50001」、「ISO14001」、「えるぼし」等の民間事業者において定着している資格・認証等が含まれる。

資料9 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況  
(令和3年度(2021年度))

府省等名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
人事院	0	0	2	2	0	0
内閣府	1	1	13(1)	13(1)	1	1
総務省	7	7	5(1)	5(1)	4	4
財務省	2	2	3(1)	2(1)	0	0
文部科学省	1	1	11(2)	11(2)	0	0
厚生労働省	8	8	49(2)	48(2)	2	2
農林水産省	5	5	27(1)	27(1)	11	11
経済産業省	7	7	15(2)	15(2)	6	6
国土交通省	8	8	23	22	5	5
環境省	0	0	5	5	0	0
合計	39	39	148(5)	145(5)	29	29
(参考) 令和2年度の実績	43(1)	43(1)	156(5)	152(5)	31	31

- (注1) 「基幹統計」には、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- (注2) 令和3年度(2021年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- (注3) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。
- (注4) 「一般統計調査の結果」における( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- (注5) 「業務統計」については、資料6に別途記載している。

資料10 調査の概要等のe-Statへの登録状況  
(令和3年度(2021年度))

府省等名	基幹統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要(統計の概要)」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	7	7	1	3	1
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	1	1	0	0	0
厚生労働省	8	8	6	1	1
農林水産省	5	5	0	4	4
経済産業省	7	7	2	4	2
国土交通省	8	8	8	5	4
環境省	0	0	0	0	0
合計	39	39	17	18	12
(参考) 令和2年度の実績	43(1)	42(1)	15(1)	20	14

- (注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- (注2) 令和3年度(2021年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- (注3) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。



府省等名	一般統計調査の結果				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の 概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一 覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	2	2	0	0	0
内閣府	13(1)	13(1)	2	4	2
総務省	5(1)	5(1)	0	2	0
財務省	2(1)	2(1)	0	0	0
文部科学省	11(2)	11(2)	2	2(2)	0
厚生労働省	48(2)	46(2)	11	6(2)	3
農林水産省	27(1)	27(1)	0	14	11
経済産業省	15(2)	13(2)	2	3	3
国土交通省	22	21	5	8	4
環境省	5	5	3	1	1
合計	145(5)	140(5)	25	38(2)	24
(参考) 令和2年度の実績	152(5)	139(5)	19	39(3)	22

(注1) ( )内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	加工統計				
	e-Statの 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の 概要)」 の登録件数	うち 「分類項目 ・集計項目一 覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	4	4	0	1	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	2	1	0	0
農林水産省	11	8	0	2	1
経済産業省	6	6	0	0	0
国土交通省	5	5	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	29	26	5	5	4
(参考) 令和2年度の実績	31	27	5	5	4

(注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

## 資料11 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和3年度フォローアップ

### Ⅰ 令和3年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和3年度（2021年度）における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	取組事項
内閣官房	<p>【2 (1) 能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。</p>
人事院	<p>【2 (1) 能力開発】 ・人事院人事課主催の統計研修を令和3年7月7日に実施した（受講者13名）。 ・統計データアナリスト・アナリスト補育成計画を着実に進めるため、長期的視点で対象者を選定し、該当者には、人事院の育成目標数等の情報を共有し、統計データアナリスト・アナリスト補の認定に必要な研修等の情報を提供の上、積極的な受講を奨励した。結果として、令和3年度において、統計データアナリスト1、アナリスト補2の認定を受けた。</p>
内閣府	<p>【2 (1) 能力開発】 内閣府及び他府省の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビデンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。</p>
宮内庁	<p>【2 (1) 能力開発】 EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員を、関連する研修に派遣した（令和3年度はリモートにより受講）。</p>
警察庁	<p>【2 (1) 能力開発】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。</p>
個人情報保護委員会	<p>【2 (1) 能力開発】 令和2年度から引き続き、総務省統計研究研修所の実施する統計研修（オンライン）を新規採用職員に受講させるとともに、その他の職員にも積極的に受講を呼びかける等、人材の育成に取り組んだ。</p>

府省名	取組事項
消費者庁	<p>消費者庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を実施しておらず、専ら統計作成を行う部署は、なく業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員等の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>【2 (1) 能力開発】 新規採用職員研修において、統計・E B P Mに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成する「初めての学ぶ統計」(ダイジェスト版)を活用している。また、消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールールプレイング(変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成)等の研修を行った。</p>
総務省	<p>【2 (1) 能力開発】 集合研修でのみ開催していた「統計担当者向け入門」をオンライン統計研修として整備し、統計調査の企画や実施の担当部署に新たに配属された者向けの初級研修として開講した。(令和3年度(2021年度)修了者数:1,298名) さらに、E B P Mを通じた政策の質の向上を進めていく上で有用な知識が習得できるよう、集合研修「政策立案と統計」、 「政策評価と統計」及び「ビッグデータ活用」についても、オンライン統計研修のコンテンツとして整備し、令和4年度(2022年度)から開講する予定である。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、集合研修への参加が困難な状況を解決するため、一部の主要な集合研修において、リモートで受講できるライブ配信研修を実施し、幅広く受講機会を確保できるよう努めた。</p>
法務省	<p>【2 (1) 能力開発】 令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、今後、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけていきたい。</p>
外務省	<p>【2 (1) 能力開発】 省内で実施している「第2部・第3部後期研修」(入省2～3年目で在外赴任前の総合職及び専門職職員が全員受講する研修)において、統計に関する講義を行っている。また、「第4部初任研修」(新規採用一般職職員が全員受講する研修)においても、令和3年度は、統計に関する講義を新たに追加した。</p>
財務省	<p>【2 (1) 能力開発】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し策定した「統計データアナリスト等を確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の確保・育成を行った。</p>
文部科学省	<p>【2 (1) 能力開発】 総務省統計研究所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報及び統計に関する資格取得に係る情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。</p>

取組事項	
府省名	
厚生労働省	<p>【2 (1) 能力開発】 統計データアナリスト補及び統計データアナリストの育成など、政府全体の新たな取組等を反映するため、新たに「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」(令和3年6月7日)を策定し、本基本方針を踏まえて、職員の業務経験等に応じたレベル別研修及び全職員・幹部職員を対象とした必須研修を実施した。また、職員の受講機会の拡大や効果的な研修実施を目的として、eラーニング教材の拡充・見直しを行った。</p>
農林水産省	<p>【2 (1) 能力開発】 活躍できる統計職員を育成できよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に「新たな人材育成プラン」を策定した。令和4年度からの実施に向けて準備しているところ。</p>
経済産業省	<p>【2 (1) 能力開発】 総務省統計研究所が実施する各種研修について広く周知を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけでなく全職員を対象にリモート形式による各種研修を実施し、EBPM推進のための人材育成に取り組んだ。</p>
国土交通省	<p>【2 (1) 能力開発】 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方(令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ)」において、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補(以下、統計データアナリスト等)の確保・育成を効果あるものとするため、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画(令和3年度から7年度まで)を踏まえ、統計データアナリスト等の配置を推進し、総務省統計研究所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>
環境省	<p>【2 (1) 能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めた。</p>
原子力規制委員会	<p>【2 (1) 能力開発】 「統計データアナリスト等の確保・育成計画」を作成し、統計データアナリストとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っていくこととした。</p>
防衛省	<p>【2 (1) 能力開発】 ・防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。 ※ 令和3年度の統計研修受講者：34名</p>

## II 人事交流や外部人材の採用等に関する令和3年度の実績

①統計研修の修了者数  
 (「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部2(1)②イ・5①関連)

○総務省統計研究研修所が実施している統計研修の修了者数

	初級		中級		上級		統計幹部コース (※1)	分野別研修 (※1) (※2)
	初めて学ぶ統計	統計担当者向け 入門	調査設計の基本	統計分析の基本	統計利用の基本	統計データアナリスト ト研修		
内閣官庁	4	2	2	2	3	1	0	12
人事院	37	6	2	2	3	0	1	73
内閣府	66	35	17	15	16	9	6	135
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	2	3
警察庁	0	0	1	0	0	0	0	1
個人情報保護委員会	12	10	0	0	0	0	0	25
消費庁	0	1	0	0	0	1	1	1
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	44	37	37	27	38	13	12	118
法務省	37	21	8	8	11	0	1	103
外務省	9	2	0	0	0	0	0	7
財務省	884	429	28	61	42	8	2	2,451
文部科学省	82	16	6	8	6	3	7	74
厚生労働省	147	82	19	20	22	4	5	265
農林水産省	65	59	30	21	24	4	3	164
経済産業省	19	13	1	2	2	4	9	49
国土交通省	131	83	11	9	8	10	4	358
環境省	1	1	3	2	2	0	2	8
防衛省	28	10	6	6	7	5	0	77

(※1) 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

(※2) 当該項目の修了者数は延べ人数。

○統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

	統計データアナリスト	統計データアナリスト補
令和3年度	17名	48名

○各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

人事院	研修名	修了者数
内閣府	・人事院統計研修—統計知識—	・13名
	①EBPM入門	①68名
	②EBPM実践セミナー	②29名
	③計量経済分析入門（前期）	③40名
	④計量経済分析入門（後期）	④14名
	⑤時系列分析実習	⑤31名
	⑥ハネル分析実習	⑥19名
	⑦季節調整法研修	⑦23名
	⑧GDPを学ぶ	⑧53名
	⑨国民経済計算（SNA）ステップアップ	⑨37名
	⑩アンケート調査入門	⑩157名
⑪標本調査入門	⑪41名	
外務省	①第2部・第3部後期研修	①76名
	②第4部初任研修	②65名
※①、②とともに、研修の一部に統計に関する講義が含まれるもの。		
厚生労働省	①統計基礎コース	①314名
	②統計実務コース	②208名
	③統計の見方・使い方入門	③436名
	④統計活用コース	④264名
	⑤統計理論コース	⑤284名
	⑥計量分析基礎コース	⑥26名
	⑦実践的統計解析コース	⑦19名
	⑧EBPM基礎研修	⑧35名
	⑨EBPM応用研修	⑨13名
(①～⑧については、eラーニング受講分を含む。)		
農林水産省	①農林水産統計能力養成研修（EBPM研修）	①79名
	②農林水産統計能力養成研修（データサイエンスト育成研修）	②25名
経済産業省	①＜統計入門コース＞統計利用基礎研修	①23名
	②＜統計実務コース＞統計実務基礎研修	②31名
	③＜データサイエンスコース基礎編＞初級研修	③44名
	④＜データサイエンスコース基礎編＞中級研修	④12名
	⑤＜データサイエンスコース応用編＞アンケート調査の企画・分析研修	⑤8名
	⑥＜データサイエンスコース応用編＞産業連関分析研修	⑥8名

②統計職員が取得している資格や学位  
(「方計」第Ⅱ部2(1)②ウ関連)

	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他
内閣府	8	25	1
総務省	27	64	2
財務省	2	1	0
文部科学省	2	3	0
厚生労働省	3	21	0
農林水産省	4	19	0
経済産業省	27	7	0

※令和4年(2022年)3月末時点。

※いずれも、基幹統計所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

※「その他」は、データベアースペシャリスト及び専門社会調査士。

③統計部門における府省間の  
人量交流  
（「方針」第Ⅱ部2（2）①・5  
①関連）

自府省統計部門への受入		他府省統計部門への派遣	
内閣府	13名 （厚生労働省より1名、総務省より8名、農林水産省より1名、財務省より2名、文部科学省より1名）	2名 （総務省へ1名、国土交通省へ1名）	
総務省	14名 （内閣府より1名、財務省より2名、厚生労働省より5名、農林水産省より4名、文部科学省より1名、国土交通省より1名）	14名 （内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ3名、文部科学省へ1名）	
財務省	1名 （総務省より1名）	4名 （総務省へ2名、内閣府へ2名）	
文部科学省	1名 （総務省より1名）	2名 （総務省へ1名、内閣府へ1名）	
厚生労働省	1名 （総務省より1名）	6名 （内閣府へ1名、総務省へ5名）	
農林水産省	3名 （総務省より3名）	6名 （総務省へ4名、内閣府へ1名、国土交通省へ1名）	
国土交通省	2名 （内閣府より1名、農林水産省より1名）	1名 （総務省へ1名）	

④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流  
（「方針」第Ⅱ部2（2）②関連）

大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関 との共同研究等
内閣府	-	大学等の研究機関 との共同研究等 3件
総務省	2名（大学等の高等教育機関へ2名）	13件
農林水産省	1名（大学等の高等教育機関へ1名）	-

※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。  
※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。

⑤国際機関や海外の統計機関  
への人材の派遣・交流  
（「方針」第Ⅱ部2（2）②関連）

- 国際機関や海外の統計機関への人材派遣  
延べ4名（国際機関へ4名、その他の海外の統計機関へ0名）
- 国際機関や海外の統計機関との交流  
統計に関する国際会議の主催：0件、統計に関する国際会議への参加会議数：42件、参加延べ90名

⑥政府統計部門における外部  
人材の導入実績  
(「方針」第Ⅱ部1(1)④・3  
①・②関連)

	内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	4	10	1	1
	任期付研究員法に基づく任期付研究員	4	-	-	-
	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	-	-	-
	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-	-
	行政実務研修員	-	-	-	-
	専門職非常勤職員	2	3	-	-
	客員研究員等(非常勤)	7	-	-	-
	客員教授	7	29	-	-
	その他の非常勤職員	-	1	1	-
	合計	24	43	2	1

※令和4年(2022年)3月末時点。

⑦国・地方間の人事交流  
(「方針」第Ⅱ部4①関連)

	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣
内閣府	1名 (北海道より1名)	-
総務省	2名 (千葉県・長崎県より各1名)	2名 (千葉県・長崎県へ各1名)



資料12 基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和3年度(2021年度)末現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)	府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)
内閣府 総務省	国民経済計算(※)	-	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス
	国勢統計	国勢調査		牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査
	科学技術研究統計	科学技術研究調査		経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
	人口推計(※)	-		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査
	法人企業統計	法人企業統計調査		鉱工業指数(※)	-
財務省	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
	学校基本統計	学校基本調査		造船機統計	造船機統計調査
	学校保健統計	学校保健統計調査		建築着工統計	建築着工統計調査
	学校教員統計	学校教員統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査
	社会教育統計	社会教育調査		建設工事統計	建設工事統計調査
	人口動態統計	人口動態調査		船員労働統計	船員労働統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査		自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	菓子工業生産動態統計	菓子工業生産動態統計調査		内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	医療施設統計	医療施設調査		法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査(注3)
	患者統計	患者調査		経済構造統計	経済センサス-基礎調査(注3)
賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査(注3)		
国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	産業連関表(※)	産業連関表実態調査		
生命表(※)	-				
社会保障費用統計(※)	-				

(注1)「基幹統計」欄に(※)を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。

(注2)内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注3)経済センサス-基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス-活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

資料13 基幹統計調査の承認一覧

(令和3年度(2021年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	科学技術研究調査	令和3年8月6日
	就業構造基本調査	令和4年1月5日
	労働力調査	令和4年2月8日
財務省	民間給与実態統計調査	令和3年8月4日
文部科学省	学校基本調査	令和3年12月20日
	学校保健統計調査	令和3年4月6日※
		令和4年1月17日
		令和4年3月28日
学校教員統計調査	令和4年3月30日	
厚生労働省	国民生活基礎調査	令和3年8月19日
	毎月勤労統計調査	令和3年9月2日
農林水産省	作物統計調査	令和3年4月8日※
	牛乳乳製品統計調査	令和3年6月2日
	木材統計調査	令和3年7月13日
	農業経営統計調査	令和3年8月19日
	海面漁業生産統計調査	令和3年11月1日
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	令和3年8月6日
	経済産業省生産動態統計調査	令和3年8月25日
	石油製品需給動態統計調査	令和4年1月26日
国土交通省	自動車輸送統計調査	令和3年12月8日
	造船造機統計調査	令和4年2月25日
総務省・経済産業省	経済センサス-活動調査	令和3年4月22日
	経済構造実態調査	令和3年7月9日※
	工業統計調査	令和3年7月9日※

(注) 本表は、法第11条の規定に基づき、総務大臣が令和3年度(2021年度)中に承認した基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。なお、承認年月日に「※」を付しているものは、令和2年度(2020年度)に申請がなされ、令和3年度(2021年度)に承認されたものである。

資料14 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度))

府省名	令和 3年度 (2021年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 元年度 (2019年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 29年度 (2017年度)
総務省	6(3)	11(2)	10(2)	10(2)	6
財務省	1	2	2	1	0
文部科学省	5	5	2	1	2
厚生労働省	2	8	6	4	5
農林水産省	5	4	6	5	3
経済産業省	6(3)	7(2)	8(2)	8(2)	1
国土交通省	2	1	7	1	2
合計	24(3)	32(2)	35(2)	24(2)	19

(注) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

## 資料15 基幹統計の公表までの期間

### 経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度))

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
総務省	5	6(1)	94	123
財務省	2	2	117	72
文部科学省	1	2	48	91
厚生労働省	5	6	75	120
農林水産省	5	5	34	28
経済産業省	6	7(1)	54	81
国土交通省	8	8	39	49
合計/全体平均	32	35(1)	61	81

(注1) 令和3年度(2021年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

(注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

(注3) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

(注4) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

(注5) ( )内の1は経済構造統計である。

(注6) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指す。

### 周期調査等により作成された基幹統計の公表までの期間 (令和3年度(2021年度))

府省名	基幹統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
総務省	国勢調査	5年	261日 (R3.6公表)	142日 (H28.2公表)	+119日
厚生労働省	患者調査	3年	357日 (R4.3公表)	416日 (H31.3公表)	-59日

(注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

(注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

資料16 一般統計調査の承認一覧

(令和3年度(2021年度))

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
内閣官房	人々のつながりに関する基礎調査	令和3年11月5日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	令和3年9月16日
	職種別民間給与実態調査	令和4年3月22日
内閣府	子供の生活状況調査	令和3年8月19日
		令和3年10月11日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和3年8月26日
	企業行動に関するアンケート調査	令和3年9月10日
令和4年3月8日		
	高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査	令和3年9月22日
総務省	通信利用動向調査	令和3年4月8日
	産業関連構造調査(サービス産業・非営利団体等調査)	令和3年4月27日
		令和3年10月8日
	情報通信業基本調査	令和3年12月23日
	令和7年国勢調査第1次試験調査	令和4年3月18日
令和5年住宅・土地統計調査試験調査	令和4年3月22日	
文部科学省	民間企業の研究活動に関する調査	令和3年7月30日
	体育・スポーツ施設現況調査	令和3年9月28日
	地方教育費調査	令和4年1月25日
	体力・運動能力調査	令和4年3月22日
厚生労働省	パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査	令和3年4月1日
		令和3年11月19日
	労働安全衛生調査	令和3年4月22日
	最低賃金に関する実態調査	令和3年4月27日
	労使関係総合調査	令和3年5月20日
	保険医療材料等使用状況調査	令和3年5月24日
	医療経済実態調査	令和3年6月15日
	特定保険医療材料価格調査	令和3年7月2日
	雇用均等基本調査	令和3年7月28日
		令和4年2月2日
	産業関連構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)	令和3年7月28日
	消費生活協同組合(連合会)実態調査	令和3年7月28日
	就労条件総合調査	令和3年7月30日
		令和3年10月27日
	医薬品価格調査	令和3年8月2日
	国民健康・栄養調査	令和3年8月23日
	歯科技工料調査	令和3年8月25日
地域児童福祉事業等調査	令和3年8月26日	
	令和4年3月28日	
年金制度基礎調査	令和3年8月26日	
能力開発基本調査	令和3年8月30日	
全国ひとり親世帯等調査	令和3年9月6日	

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	令和3年9月14日
	介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）	令和3年9月28日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	令和3年10月20日
	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	令和3年10月28日
		令和4年3月31日
	賃金引上げ等の実態に関する調査	令和3年11月18日
	喫煙環境に関する実態調査	令和3年12月20日
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	令和4年1月31日
	社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	令和4年2月10日
	社会保障・人口問題基本調査（生活と支え合いに関する調査）	令和4年2月18日
	介護サービス施設・事業所調査	令和4年3月2日
	社会福祉施設等調査	令和4年3月2日
	福祉行政報告例	令和4年3月7日
	保健師活動領域調査	令和4年3月23日
	院内感染対策サーベイランス	令和4年3月30日
	公的年金加入状況等調査	令和4年3月31日
農林水産省	畜産物流通調査	令和3年6月17日
	土壌改良資材の農業用払出量調査	令和3年6月29日
	地域特産野菜生産状況調査	令和3年6月30日
	6次産業化総合調査	令和3年7月19日
	産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）	令和3年8月19日
	産業連関構造調査（農業サービス業投入調査）	令和3年8月19日
	産業連関構造調査（民有林事業投入調査）	令和3年8月19日
	農業物価統計調査	令和3年9月21日
	畜産統計調査	令和3年10月19日
	木材流通統計調査（木材価格統計調査）	令和3年11月30日
	青果物卸売市場調査	令和3年12月23日
	特定作物統計調査	令和4年1月18日
	生産者の米穀在庫等調査	令和4年2月2日
	水産加工業経営実態調査	令和4年2月18日
	経済産業省	工場立地動向調査
産業連関構造調査（資本財販売先調査）		令和3年8月27日
中小企業実態基本調査		令和3年10月25日
特定サービス産業動態統計調査		令和3年11月26日
国土交通省	全国都市交通特性調査	令和3年9月10日
	パーソントリップ調査	令和3年9月24日
	法人土地・建物基本調査令和3年予備調査	令和3年9月28日
	国際航空旅客動態調査	令和3年12月3日
	大都市交通センサス	令和3年12月3日
	土地保有・動態調査	令和4年3月30日
文部科学省・厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	令和3年11月19日

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
経済産業省・ 農林水産省	容器包装利用・製造等実態調査	令和3年4月28日

(注) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき総務大臣に申請され、令和3年度（2021年度）中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料 17 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 29 年度 (2017 年度) ~令和 3 年度 (2021 年度))

府省名	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
内閣官房	1	0	0	0	0
人事院	2	4	3	3	3
内閣府	6	7	8	7(1)	8
総務省	6	1	8(1)	4	13(1)
法務省	0	0	2	1	0
財務省	0	0	2	2(1)	0
文部科学省	5(1)	7(1)	10(1)	7(1)	9(1)
厚生労働省	39(1)	45(1)	36(1)	21(1)	31(1)
農林水産省	15(1)	14	7	11	10(1)
経済産業省	5(1)	3	11(2)	9(1)	12(2)
国土交通省	6	5	10	17(1)	6
環境省	0	1	3(1)	0	3
合計	83(2)	86(1)	97(3)	79(3)	92(3)

(注 1) ( ) 内の数値は共管調査 (複数の府省が共同で行う調査) の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注 2) 複数回承認されている場合は、それぞれ 1 件と計上している。



資料18 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間  
（令和3年度（2021年度））

府省等名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
人事院	2	169
内閣府	10(1)	54
総務省	5(1)	121
財務省	3(1)	117
文部科学省	10(2)	135
厚生労働省	37(2)	207
農林水産省	26(1)	95
経済産業省	14(2)	97
国土交通省	17	93
環境省	4	194
合計／全体平均	123(5)	133
(参考) 令和2年度（2020年 度）の実績	127(4)	127

- (注1) 令和3年度（2021年度）に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。
- (注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。
- (注3) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。
- (注4) ( ) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。
- (注5) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査を指す。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間  
（令和3年度（2021年度））

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
内閣府	特定非営利活動法人に関する実態調査	3年	174日 (R3.8公表)	163日 (H30.3公表)	+11日
	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	5年	133日 (R3.6公表)	141日 (H28.5公表)	-8日
文部科学省	全国イノベーション調査	2年	198日 (R3.10公表)	148日 (R1.8公表)	+50日
厚生労働省	特定保険医療材料価格調査	2年	42日 (R3.12公表)	40日 (R1.12公表)	+2日
	家内労働等実態調査	3年	179日 (R3.5公表)	149日 (H30.3公表)	+30日
	医療経済実態調査	2年	50日 (R3.11公表)	37日 (R1.11公表)	+13日

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
	訪問看護療養費実態調査	2年	253日 (R4.3公表)	243日 (R2.3公表)	+10日
	公的年金加入状況等調査	3年	646日 (R3.8公表)	557日 (H30.5公表)	+89日
	障害福祉サービス等従事者 処遇状況等調査	不定期	103日 (R4.3公表)	154日 (R2.11公表)	-51日
	介護事業実態調査(介護従 事者処遇状況等調査)	3年	144日 (R4.3公表)	158日 (R2.10公表)	-14日
	受療行動調査	3年	304日 (R3.9公表)	278日 (H30.9公表)	+26日
	労働安全衛生調査(実態調 査)	5年	243日 (R3.7公表)	274日 (R1.8公表)	-31日
	雇用の構造に関する実態調 査(転職者実態調査)	不定期	285日 (R3.11公表)	295日 (H28.9公表)	-10日
	世帯動態調査(社会保障・ 人口問題基本調査)	5年	849日 (R3.11公表)	400日 (H27.9公表)	+449日
農林水産省	土壌改良資材の農業用払出 量調査	2年	118日 (R3.7公表)	91日 (R2.6公表)	+27日
経済産業省	産業連関構造調査(鉱工業 投入調査)	5年	333日 (R3.10公表)	323日 (H28.10公表)	+10日
国土交通省	有料駐車場に関する投入調 査	5年	241日 (R4.3公表)	169日 (H29.1公表)	+72日
	こん包業に関する投入調査	5年	241日 (R4.3公表)	169日 (H29.1公表)	+72日
	地方公共団体運輸関連施設 投入調査	5年	241日 (R4.3公表)	169日 (H29.1公表)	+72日
	航空貨物動態調査	2年	164日 (R3.5公表)	182日 (R1.5公表)	-18日
	国際航空貨物動態調査	2年	164日 (R3.5公表)	175日 (R1.5公表)	-11日
環境省	水質汚濁物質排出量総合調 査	2年	150日 (R4.3公表)	151日 (R2.3公表)	-1日

(注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。なお、1つの統計調査において、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間を記載している。

(注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

(注3) 新規調査及び1回限りで行われた調査については、記載していない。

### 資料19 都道府県別統計調査の届出件数

(令和3年度(2021年度))

都道府県名	届出件数		都道府県名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
北海道	0	1	滋賀県	8	13
青森県	3	4	京都府	1	6
岩手県	2	7	大阪府	9	3
宮城県	0	3(1)	兵庫県	1	2
秋田県	0	0	奈良県	7	8
山形県	0	1	和歌山県	0	2
福島県	1	2	鳥取県	2	6
茨城県	1	4	島根県	2	1
栃木県	4	2	岡山県	3	0
群馬県	3	4	広島県	0	1
埼玉県	1	4	山口県	0	1
千葉県	5	8	徳島県	0	2
東京都	5	10	香川県	0	2
神奈川県	6	6	愛媛県	0	1
新潟県	0	4(1)	高知県	8	22
富山県	2	2	福岡県	0	2
石川県	1	0	佐賀県	11	1
福井県	1	3	長崎県	0	2
山梨県	2	2	熊本県	0	2
長野県	2	4	大分県	0	2
岐阜県	2	4	宮崎県	6	5
静岡県	2	4	鹿児島県	1	2
愛知県	3	5	沖縄県	2	3
三重県	1	4	合計	108	177(2)

(注1) ( )内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

### 資料20 指定都市別統計調査の届出件数

(令和3年度(2021年度))

指定都市名	届出件数		指定都市名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
札幌市	2	0	京都市	1	5
仙台市	4	3(1)	大阪市	1	1
さいたま市	2	2	堺市	0	0
千葉市	0	0	神戸市	3	4
横浜市	3	1	岡山市	2	0
川崎市	2	3	広島市	8	2
相模原市	0	1	北九州市	7	3
新潟市	0	3(1)	福岡市	4	6
静岡市	0	5	熊本市	4	1
浜松市	0	0			
名古屋市	1	7	合計	44	47(2)

(注1) ( )内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料21 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(令和3年度(2021年度))

区分		利用件数	統計の作成等	名簿作成
統計調査名	基幹・一般			
<b>内閣府</b>		2	2	0
消費動向調査	一般	1	1	0
組織マネジメントに関する調査	一般	1	1	0
<b>総務省</b>		65	64	1
国勢調査	基幹	15	15	0
住宅・土地統計調査	基幹	2	2	0
労働力調査	基幹	4	4	0
就業構造基本調査	基幹	3	3	0
社会生活基本調査	基幹	1	1	0
個人企業経済調査	基幹	3	3	0
科学技術研究調査	基幹	1	1	0
経済センサスー基礎調査	基幹	7	7	0
経済センサスー活動調査	基幹	9	9	0
経済構造実態調査	基幹	2	1	1
家計調査	基幹	3	3	0
全国家計構造調査	基幹	6	6	0
小売物価統計調査	基幹	1	1	0
通信利用動向調査	一般	1	1	0
家計消費状況調査	一般	2	2	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	3	3	0
家計消費単身モニター調査	一般	2	2	0
<b>財務省</b>		13	11	2
法人企業統計調査	基幹	10	8	2
法人企業統計調査附帯調査	一般	1	1	0
法人企業景気予測調査	一般	2	2	0
<b>文部科学省</b>		95	78	17
学校基本調査	基幹	70	57	13
学校教員統計調査	基幹	7	7	0
社会教育調査	基幹	6	3	3
地方教育費調査	一般	2	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	6	6	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	1	1	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般	2	1	1
<b>厚生労働省</b>		131	120	11
人口動態調査	基幹	11	10	1
医療施設調査	基幹	12	4	8
患者調査	基幹	4	4	0
国民生活基礎調査	基幹	11	11	0
毎月勤労統計調査	基幹	1	1	0
賃金構造基本統計調査	基幹	19	19	0
病院報告	一般	3	3	0
受療行動調査	一般	1	1	0
社会福祉施設等調査	一般	1	0	1
介護サービス施設・事業所調査	一般	10	9	1
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0
21世紀成年者縦断調査	一般	4	4	0
福祉行政報告例	一般	4	4	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	1	1	0
雇用動向調査	一般	5	5	0
雇用の構造に関する実態調査(転職者実態調査)	一般	1	1	0
労働安全衛生調査	一般	6	6	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	1	1	0
就労条件総合調査	一般	2	2	0
労働災害動向調査	一般	1	1	0
国民健康・栄養調査	一般	1	1	0
乳幼児栄養調査	一般	1	1	0
乳幼児身体発育調査	一般	1	1	0
全国ひとり親世帯等調査	一般	1	1	0
雇用均等基本調査	一般	1	1	0
社会保障生計調査	一般	1	1	0
被保護者調査	一般	3	3	0
医療扶助実態調査	一般	1	1	0
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般	1	1	0
年金制度基礎調査	一般	2	2	0
社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	一般	10	10	0
社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	一般	3	3	0
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	一般	4	4	0
公的年金加入状況等調査	一般	1	1	0
<b>農林水産省</b>		107	104	3
農業経営統計調査	基幹	12	12	0
農林業センサス	基幹	65	63	2
漁業センサス	基幹	1	1	0
作物統計調査	基幹	1	1	0
海面漁業生産統計調査	基幹	4	4	0
木材統計調査	基幹	5	5	0

区分		利用件数	統計の作成等	名簿作成
統計調査名	基幹・一般			
牛乳乳製品統計調査	基幹	2	2	0
漁業経営統計調査	一般	1	1	0
農業物価統計調査	一般	3	3	0
農業構造動態調査	一般	2	2	0
畜産統計調査	一般	1	1	0
新規就農者調査	一般	3	3	0
集落営農実態調査	一般	3	3	0
野生鳥獣資源利用実態調査	一般	2	1	1
油糧生産実績調査	一般	1	1	0
森林組合一斉調査	一般	1	1	0
<b>経済産業省</b>		<b>116</b>	<b>106</b>	<b>10</b>
経済構造実態調査	基幹	17	14	3
経済センサス-活動調査	基幹	9	9	0
商業動態統計調査	基幹	12	12	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	19	16	3
経済産業省生産動態統計調査	基幹	19	17	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	4	3	1
特定サービス産業動態統計調査	一般	2	2	0
海外事業活動基本調査	一般	9	8	1
海外現地法人四半期調査	一般	1	1	0
製造工業生産予測調査	一般	1	1	0
工場立地動向調査	一般	9	9	0
鉄鋼生産内訳月報	一般	1	1	0
知的財産活動調査	一般	7	7	0
中小企業実態基本調査	一般	6	6	0
<b>国土交通省</b>		<b>143</b>	<b>139</b>	<b>4</b>
建築着工統計調査	基幹	10	10	0
建設工事統計調査	基幹	5	2	3
港湾調査	基幹	1	1	0
造船造機統計調査	基幹	4	4	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	2	1	1
自動車輸送統計調査	基幹	1	1	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	3	3	0
鉄道輸送統計調査	一般	3	3	0
航空輸送統計調査	一般	1	1	0
東京都圏物資流動調査	一般	1	1	0
全国都市交通特性調査	一般	1	1	0
パーソントリップ調査	一般	5	5	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	1	1	0
全国貨物純流動調査	一般	22	22	0
幹線旅客流動動態調査	一般	2	2	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	35	35	0
航空旅客動態調査	一般	4	4	0
航空貨物動態調査	一般	1	1	0
国際航空旅客動態調査	一般	5	5	0
国際航空貨物動態調査	一般	4	4	0
バルク貨物流動調査	一般	5	5	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	17	17	0
旅行・観光消費動向調査	一般	3	3	0
宿泊旅行統計調査	一般	3	3	0
訪日外国人消費動向調査	一般	4	4	0
<b>環境省</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
水質汚濁物質排出量総合調査	一般	1	1	0
<b>日本銀行</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
全国企業短期経済観測調査		1	1	0
<b>合計</b>		<b>674</b>	<b>626</b>	<b>48</b>

(注1) 令和3年度に利用を開始したものの件数であり、令和2年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

(注2) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

(注3) 日本銀行が実施する「全国企業短期経済観測調査」は、統計法第25条に基づく届出統計である。

資料22 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和3年度(2021年度))

区分		第33条第1項			第33条第1項			
統計調査名	基幹・一般	第1号	統計の作成等	名簿作成	第2号	公的機関(規則第11条第1項第1号)	調査研究(規則第11条第1項第2号)	特別な事由(規則第11条第1項第3号)
内閣府		3	3	0	1	0	1	0
高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
企業行動に関するアンケート調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
総務省		241	237	4	47	6	39	2
国勢調査	基幹	57	57	0	4	0	4	0
住宅・土地統計調査	基幹	19	19	0	1	0	1	0
労働力調査	基幹	8	8	0	2	1	1	0
就業構造基本調査	基幹	14	14	0	6	0	6	0
社会生活基本調査	基幹	4	4	0	9	0	9	0
個人企業経済調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
科学技術研究調査	基幹	8	6	2	2	0	2	0
経済センサス-基礎調査	基幹	20	19	1	3	0	3	0
経済センサス-活動調査	基幹	26	25	1	3	0	3	0
経済構造実態調査	基幹	8	8	0	0	0	0	0
家計調査	基幹	14	14	0	5	1	4	0
全国家計構造調査	基幹	15	15	0	7	2	5	0
小売物価統計調査	基幹	30	30	0	0	0	0	0
通信利用動向調査	一般	3	3	0	2	0	0	2
サービス産業動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	12	12	0	3	2	1	0
財務省		10	9	1	1	0	1	0
法人企業統計調査	基幹	8	7	1	1	0	1	0
法人企業統計調査附帯調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
文科科学省		196	195	1	21	1	20	0
学校基本調査	基幹	153	152	1	6	0	6	0
学校保健統計調査	基幹	4	4	0	1	0	1	0
学校教員統計調査	基幹	5	5	0	1	0	1	0
社会教育調査	基幹	1	1	0	1	0	1	0
子供の学習費調査	一般	1	1	0	1	1	0	0
地方教育費調査	一般	3	3	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0	5	0	5	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	20	20	0	1	0	1	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	3	3	0	2	0	2	0
民間企業の研究活動に関する調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省		1,012	993	19	131	10	119	2
人口動態調査	基幹	708	699	9	39	4	33	2
医療施設調査	基幹	46	46	0	5	1	4	0
患者調査	基幹	20	20	0	1	0	1	0
国民生活基礎調査	基幹	4	3	1	17	1	16	0
毎月勤労統計調査	基幹	1	1	0	1	0	1	0
賃金構造基本統計調査	基幹	27	27	0	10	0	10	0
業事工業生産動態統計調査	基幹	46	40	6	0	0	0	0
病院報告	一般	45	45	0	0	0	0	0
地域保健・健康増進事業報告	一般	16	16	0	0	0	0	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	0	0	0	3	0	3	0
社会福祉施設等調査	一般	11	11	0	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	15	15	0	1	0	1	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	2	2	0	7	1	6	0
21世紀成年者縦断調査	一般	2	2	0	4	0	4	0
中高年者縦断調査	一般	1	1	0	6	0	6	0
介護給付費等実態調査	一般	0	0	0	4	0	4	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	2	2	0	6	0	6	0
労働経済動向調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
就労条件総合調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
労使関係総合調査	一般	47	44	3	0	0	0	0
無医地区等及び無歯科医地区等調査	一般	0	0	0	4	0	4	0
院内感染対策サーベイランス	一般	1	1	0	0	0	0	0
歯科疾患実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	一般	16	16	0	13	0	13	0
乳幼児身体発育調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
全国ひとり親世帯等調査	一般	0	0	0	2	0	2	0
被保護者調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
年金制度基礎調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
所得再分配調査	一般	0	0	0	1	1	0	0
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	一般	0	0	0	2	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	一般	0	0	0	1	1	0	0

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査名	基幹・一般							
<b>農林水産省</b>		<b>38</b>	<b>35</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>8</b>	<b>0</b>
農業経営統計調査	基幹	4	4	0	4	0	4	0
農林業センサス	基幹	11	8	3	2	0	2	0
海面漁業生産統計調査	基幹	1	1	0	1	0	1	0
木材統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	17	17	0	0	0	0	0
漁業構造動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
<b>経済産業省</b>		<b>429</b>	<b>334</b>	<b>95</b>	<b>35</b>	<b>0</b>	<b>35</b>	<b>0</b>
経済構造実態調査	基幹	196	150	46	7	0	7	0
経済センサス-活動調査	基幹	38	37	1	6	0	6	0
商業動態統計調査	基幹	14	14	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	30	27	3	9	0	9	0
経済産業省生産動態統計調査	基幹	100	56	44	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	0	0	0	3	0	3	0
石油製品需給動態統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	一般	3	2	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	10	10	0	6	0	6	0
海外現地法人四半期調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
工場立地動向調査	一般	32	32	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	一般	0	0	0	3	0	3	0
石油輸入調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
<b>国土交通省</b>		<b>232</b>	<b>231</b>	<b>1</b>	<b>27</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>19</b>
建築着工統計調査	基幹	54	54	0	0	0	0	0
港湾調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
造船機械統計調査	基幹	14	14	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	7	7	0	0	0	0	0
船員労働統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
自動車輸送統計調査	基幹	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査	基幹	0	0	0	1	0	1	0
大都市交通センサス	一般	3	3	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	一般	3	3	0	1	0	1	0
パーソントリップ調査	一般	47	47	0	6	1	2	3
全国貨物純流動調査	一般	10	10	0	0	0	0	0
住生活総合調査	一般	8	8	0	0	0	0	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	19	19	0	1	0	0	1
航空旅客動態調査	一般	4	4	0	6	0	1	5
航空貨物動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
国際航空旅客動態調査	一般	7	7	0	5	0	1	4
国際航空貨物動態調査	一般	1	1	0	2	0	0	2
マンション総合調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	一般	4	4	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	9	9	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	一般	30	29	1	4	0	1	3
訪日外国人消費動向調査	一般	5	5	0	1	0	0	1
<b>環境省</b>		<b>8</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>2</b>
大気汚染物質排出量総合調査	一般	5	5	0	0	0	0	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	一般	1	1	0	3	0	2	1
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	2	2	0	4	0	3	1
<b>合計</b>		<b>2,169</b>	<b>2,045</b>	<b>124</b>	<b>278</b>	<b>18</b>	<b>235</b>	<b>25</b>
<b>(参考) 内訳(提供先)</b>								
国		202	193	9	9	0	9	0
地方公共団体		1,821	1,711	110	1	0	0	1
大学		41	41	0	226	10	214	2
独立行政法人等その他		105	100	5	42	8	12	22

(注1) 令和3年度中に利用を開始したものの件数であり、令和2年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統合された統計調査を含んだ件数となっている。

(注2) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第1項第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含まれている。

(注3) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料23 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和3年度(2021年度))

区分		学術研究の発展に資すると認められる場合(規則第19条第1項第1号)	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由	高等教育の発展に資すると認められる場合(規則第19条第1項第2号)
統計調査名	基幹・一般						
総務省		5	1	3	0	1	0
国勢調査	基幹	3	1	1	0	1	0
経済センサス-基礎調査	基幹	1	0	1	0	0	0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
厚生労働省		4	0	4	0	0	0
人口動態調査	基幹	2	0	2	0	0	0
賃金構造基本統計調査	基幹	2	0	2	0	0	0
経済産業省		2	0	2	0	0	0
経済センサス-活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	1	0	1	0	0	0
国土交通省		0	0	0	0	0	1
訪日外国人消費動向調査	一般	0	0	0	0	0	1
合計		11	1	9	0	1	1
(参考) 内訳(提供先)							
大学等		10	0	9	0	1	1
公益法人等		1	1	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0

(注1) 令和3年度中に利用を開始したものの件数であり、令和2年度以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) 機関に所属する者が個人として統計法第33条の2第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。



## 資料 24 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (令和3年度(2021年度))

令和3年度における調査票情報の二次利用の件数は、122調査に係る674件となっている。

国の行政機関が、公的機関等へ調査票情報を提供した件数(法第33条第1項第1号に該当するもの)は、100調査に係る2,169件(提供先別の内訳は、国:202件、地方公共団体:1,821件、大学:41件、独立行政法人等その他:105件)となっており、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者への提供件数(法第33条第1項第2号に該当するもの)は、70調査に係る278件(提供先別の内訳は、国:9件、地方公共団体:1件、大学:226件、独立行政法人等その他:42件)となっている。

具体的な利用目的等の例は、表1のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合(統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計(国民経済計算、県民経済計算等)の作成等)等に分類できる。

- (注1) 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第33条第1項第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- (注2) 法改正後の調査票情報の利用実績については、マイクロデータ利用ポータルサイト(miripo)を参照。  
(<https://www.e-stat.go.jp/microdata/jisseki>)
- (注3) 法改正前のオーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照。  
(<https://www.nstac.go.jp/use/archives/jisseki/>)
- (注4) 指定地方公共団体(令和4年3月末現在で、47都道府県及び20指定都市)が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメイド集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績はない。

表1 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（令和3年度）

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	厚労省	その他	『1億総活躍社会』実現に向けた総合研究」のために利用
(総務省)			
国勢調査	—	その他	差分プライバシーの方法論を特にメッシュ統計といった小地域統計に適用した際のデータの性質について分析・評価するとともに、統計表の作成方法や匿名化マイクロデータの秘匿性や安全性について検討するために利用
経済センサス-活動調査	地方公共団体	その他	宿泊業及び飲食サービス業について、中小企業数、事業所数、従業者数等に関する各種データを把握し、中小企業政策の企画・立案に活用するために利用
就業構造基本調査	大学	その他	個人属性、本業の属性、本業の時間帯、家計等による副業の保有要因並びに副業の有無による生活時間に与える影響を分析することで、副業の保有に関する実態を明らかにするために利用
(財務省)			
法人企業統計調査	—	統計調査	法人企業景気予測調査の調査対象法人は、法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に抽出（資本金規模30億円以上は全数）する設計としていることから、標本抽出を行い本調査の名簿を作成するために利用
法人企業景気予測調査	独立行政法人	その他	「グローバル・サプライチェーンの危機と課題に関する実証研究」の一環として、海外発のショックがどのように日本企業国内外の調達、生産、在庫、投資、雇用、現状、先行き見通し等に影響を与えるのか、どのように波及・増幅して経済全体に影響を与えるのか、その多国籍企業、輸出入企業及び企業間取引関係が果たす役割に着目して分析するために利用
(文部科学省)			
学校基本調査	総務省	白書	過疎地域に立地している高等学校（全日制・定時制）の卒業後の状況に関する基礎データを集計し、冊子「過疎対策の現況」を作成するために利用
学校教員統計調査	—	基本計画	第5次男女共同参画基本計画において設定された成果目標の一つである「大学の理工系の教員（講師以上）に占める女性の割合」に関する資料を作成するにあたり、目標値設定に活用された数値を把握するために利用
(厚生労働省)			
人口動態調査	地方公共団体	その他	出生・看取り死の現状を分析することで、在宅医療・療養環境整備の進捗状況を把握し、施策に活かすために利用
医療施設調査	大学	その他	「GIS上の複雑系ネットワーク分析による地域包括ケアと地域医療構想の予測評価分析」の一環として、医師・歯科医師・薬剤師調査及び医療施設調査を利用し、地域包括ケアと地域医療構想の予測評価分析のための基礎資料を作成するために利用
賃金構造基本統計調査	—	審議会	最低賃金の引上げによる影響を受ける労働者の属性を分析し、今後の政策立案のための基礎資料を作成するために利用

(農林水産省)			
農林業センサス	—	白書	令和3年度食料・農業・農村白書の作成に当たり、分析・検討に必要なとなる農業経営体の動向や農地集積の状況等を把握するための基礎資料を作成するために利用
牛乳乳製品統計調査	経済産業省	統計調査	経済産業局管内の乳製品について、月別の生産量を把握し、鉱工業指数の「食料品・たばこ工業」における生産指数及び出荷指数を算出するために利用
(経済産業省)			
経済構造実態調査	地方公共団体	基本計画	下水道全体計画の見直しに当たり、工業排水量の算出に必要な基礎資料を得るために利用
経済センサス-活動調査	内閣官房	その他	コロナ禍における営業時間短縮要請の対象となった「小売業」事業所に対する協力金について検討するに当たり、経済センサス-活動調査の調査票情報を用いて、「小売業」事業所の経営実態等の把握に係る基礎資料を作成するために利用
経済産業省生産動態統計調査	—	統計調査	鉄鉄鑄物の地域別生産動向を把握するために利用
(国土交通省)			
住生活総合調査	独立行政法人	その他	「居住者の住居費負担能力に関する研究」の実施に当たり、居住者の住居費負担能力と世帯の状況等との関係を調査するために利用
パーソントリップ調査	大学	その他	大震災時における人間行動に関する研究に当たり、都市内における人間行動特性（誰が、いつ、どこで、何をしているのか）の情報を当該調査データから抽出し、避難行動モデル・帰宅行動モデル・通勤行動モデルに組み込むことで、分析の精緻化を図ると同時に地域防災計画に資する情報を提供するために利用
全国貨物純流動調査	—	その他	大阪湾岸道路西伸部及び淀川左岸線延伸部の整備効果検討に当たり、大阪府内の各地域の物流の特徴（運搬される物資、発着地等）を把握し、今後の道路整備検討の基礎資料とするために利用
(環境省)			
家庭部門のCO2排出実態統計調査	地方公共団体	その他	家庭部門のCO2排出状況に係る特性等の分析を行い、気候変動対策の強化に関する検討、施策構築への反映、啓発資料等に活用するために利用

(注1)「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「—」としている。

(注2)主として用いられている「類型」は以下のとおり。

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- ・統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）
- ・その他：上記以外  
（複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載）

また、法第 33 条の 2 第 1 項に基づき調査票情報を提供した件数は、8 調査に係る 12 件（提供先別の内訳は、大学：11 件、公益法人等 1 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 2 のとおりである。

表 2 「法第 33 条の 2 に基づく調査票情報の提供」の具体例（令和 3 年度）

（所管府省） 統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的
（総務省）		
国勢調査	公益法人等	「インターネット調査におけるバイアスの補正：国勢調査・同時期の面接調査を利用した検討」の一環として、面接・インターネットで行われる社会調査の持つバイアスについて、目標母集団を対象とした悉皆調査である国勢調査のデータと比較し、各種調査の補正の方法について検討するために利用
（厚生労働省）		
人口動態調査	大学	人口動態調査の死亡票のマイクロデータを利用して、高齢者骨折例について、原死因の傷病名と外因の関係から、骨粗鬆症に因る脆弱性骨折が潜在した確率を推計し、実臨床と比較検討するとともに、死亡診断書（死亡調査票）の精緻な記載の重要性を啓発するために利用
（経済産業省）		
経済センサス-活動調査	大学	事業所を詳細な属性別グループに集約した上で、各時点における個人賃金格差を事業所グループ間とグループ内格差に分解するとともに、事業所のグループ間賃金格差と各種の生産活動変数との関係を検証することにより、企業の生産活動の異質性と個人賃金格差の関係を考察するための基礎資料を得るために利用
（国土交通省）		
訪日外国人消費動向調査	大学	市区町村まで空間スケールを落とし、訪日外国人観光者の消費動向を把握できる可能性を明らかにするために利用

（注）機関に所属する者が個人として統計法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料25 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査【各府省、日本銀行の報告事項】

(1) オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

府省等名	統計調査名	提供対象	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～令和2年度	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期～令和3年7～9月期	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
	消費動向調査	平成16年度～令和2年度	1	13	1	14	1	15	1	16	1	17
			9	125	9	130	10	134	10	138	10	141
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	8	1	8	1	8	1	9	1	9
	労働力調査	昭和55年1月～令和2年12月(月次調査)	1	37	1	38	1	39	1	40	1	41
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	8	1	9	1	9	1	9	1	9
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8
	経済センサス-基礎調査	平成26年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	経済センサス-活動調査	平成28年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	家計調査	昭和56年1月～令和2年12月(月次調査)	1	36	1	37	1	38	1	39	1	40
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	5	1	5	1	5	1	5
	家計消費状況調査	平成14年1月～令和2年12月(月次調査)	1	15	1	16	1	17	1	18	1	19
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～令和2年度	1	34	1	35	1	36	1	37	1	38
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期～令和3年7～9月期	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
文部科学省			1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
	学校基本調査	平成20年度～26年度	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省			5	34	5	37	5	40	5	45	5	47
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～令和元年	1	9	1	10	1	11	1	12	1	13
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年、26年、29年	1	3	1	3	1	3	1	4	1	4
	患者調査	平成20年、23年、26年、29年	1	3	1	3	1	3	1	4	1	4
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～令和元年	1	8	1	9	1	10	1	11	1	11
	賃金構造基本統計調査	平成18年～令和2年	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
農林水産省			5	30	5	31	5	31	5	43	5	47
	農業経営統計調査	平成20年～令和元年	1	8	1	9	1	9	1	11	1	12
	農林業センサス	平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	3	1	3	1	3	1	6	1	7
	漁業センサス	平成15年、20年、25年、30年	1	3	1	3	1	3	1	4	1	4
	海面漁業生産統計調査	平成19年～令和元年	1	10	1	10	1	10	1	12	1	13
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年～令和3年	1	6	1	6	1	6	1	10	1	11
経済産業省			1	9	1	10	1	11	1	12	1	13
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～2020年度調査(平成19年度実績～2019年度実績)	1	9	1	10	1	11	1	12	1	13
国土交通省			1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
	建築着工統計調査	平成21年4月～令和3年3月(月次調査)	1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
環境省			1	1	1	1	2	2	2	3	2	4
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	平成26年10月～27年9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査	平成29年度～31年度	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3
(国の行政機関)小計			27	286	27	301	29	315	29	343	29	359
日本銀行			1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降、受付時点で公表済みの各調査回(最新調査回を除く)	1	14	1	15	1	16	1	17	1	18
合計			28	300	28	316	30	331	30	360	30	377

(注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年	1	2	1	2	1	4	1	4	1	4
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年	1	3	1	5	1	5	1	5	1	5
	労働力調査	平成元年1月～令和元年12月(月次調査)	1	24	1	24	1	24	1	29	1	31
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6
			1	5	1	7	1	7	1	7	1	8
	厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年、28年	1	5	1	7	1	7	1	7	1
合計			7	46	7	50	7	52	7	57	7	66

資料26 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	累計
内閣府		0	0	1	0	1	7
	企業行動に関するアンケート調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	0	0	0	0	1
	消費動向調査	0	0	1	0	1	6
総務省		17	18	25	14	18	193
	国勢調査	4	9	13	4	3	83
	住宅・土地統計調査	3	2	2	2	4	29
	労働力調査	2	0	1	0	2	11
	就業構造基本調査	6	3	7	2	2	33
	社会生活基本調査	0	2	0	1	1	10
	経済センサス-基礎調査	0	0	0	0	0	0
	経済センサス-活動調査	0	0	0	2	1	3
	家計調査	3	1	3	2	3	21
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	1	1	0	1	1	7
家計消費状況調査	0	0	0	0	3	3	
財務省		0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	0	0	0	0	1
文部科学省		0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	0	0	0	0	0	1
厚生労働省		5	4	2	1	2	27
	人口動態調査(出生票、死亡票)	2	2	2	1	2	14
	医療施設(静態)調査	0	0	0	0	0	0
	患者調査	1	1	0	0	0	5
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0
賃金構造基本統計調査	2	1	0	0	0	8	
農林水産省		0	0	0	0	1	1
	農業経営統計調査	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	1	1
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0
木材統計調査(製材月別統計調査)	0	0	0	0	0	0	
経済産業省		0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査	0	0	0	0	0	0
国土交通省		3	1	5	3	4	22
	建築着工統計調査	3	1	5	3	4	22
環境省		0	0	1	1	0	2
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	0	0	1	0	0	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査(家庭CO2統計)	0	0	0	1	0	1
(国の行政機関)小計		25	22	34	19	26	251
日本銀行		0	0	1	0	0	2
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	1	0	0	2
合計		25	22	35	19	26	253

- (注1) 利用目的は、平成25年度の就業構造基本調査(1件)、28年度の消費動向調査(1件)、29年度の就業構造基本調査(2件)及び令和3年度の就業構造基本調査(1件)に係る利用が教育目的(高等教育目的)、令和元年度の住宅・土地統計調査(1件)、就業構造基本調査(1件)及び建築着工統計調査(2件)に係る利用が官民データ統計利活用事業目的、令和3年度の住宅・土地統計調査(2件)、建築着工統計調査(4件)に係る利用がデジタル社会形成統計利活用事業目的である。その他の利用は全て学術研究目的である。
- 平成30年の統計法改正(令和元年5月1日施行)により、オーダーメイド集計の利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。
- (注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数値は一致しない。
- (注3) 当該数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して、平成24年度、28年度、29年度、令和元年度及び3年度は複数の統計調査に係る提供があり、また、平成24年度及び30年度は複数省が所管する統計調査に係る提供があり、各統計調査にそれぞれ計上しているため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数値及び各統計調査の提供件数の合計と合計欄の数値はそれぞれ一致しない。
- (注4) 累計欄の数値は、平成21年度以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	累計
合計	27	23	36	19	28	262

## (2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数					
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	累計
総務省		39	38	17	22	15	374
	学術研究目的	37	36	16	20	13	344
	教育目的(高等教育目的)	2	2	1	1	2	29
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	1	0	1
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	50	52	19	28	20	455
	学術研究目的	44	50	18	24	17	409
	教育目的(高等教育目的)	6	2	1	3	3	45
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	1	0	1
	国勢調査	2	6	2	9	5	32
	学術研究目的	2	6	2	8	4	30
	教育目的(高等教育目的)	0	0	0	1	1	2
	住宅・土地統計調査	2	4	3	2	0	27
	学術研究目的	1	4	3	1	0	23
	教育目的(高等教育目的)	1	0	0	1	0	4
	労働力調査	2	2	1	1	1	19
	学術研究目的	1	2	1	0	1	15
	教育目的(高等教育目的)	1	0	0	0	0	3
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	1	0	1
	就業構造基本調査	15	16	5	8	4	114
	学術研究目的	13	15	5	8	3	97
	教育目的(高等教育目的)	2	1	0	0	1	17
	社会生活基本調査	17	11	3	5	4	131
	学術研究目的	16	10	3	5	4	123
教育目的(高等教育目的)	1	1	0	0	0	8	
全国家計構造調査	12	13	5	3	6	132	
学術研究目的	11	13	4	2	5	121	
教育目的(高等教育目的)	1	0	1	1	1	11	
厚生労働省		6	11	9	10	6	77
	学術研究目的	6	11	7	8	6	70
	教育目的(高等教育目的)	0	0	2	1	0	6
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	1	0	1
	国民生活基礎調査	6	11	9	10	6	77
	学術研究目的	6	11	7	8	6	70
	教育目的(高等教育目的)	0	0	2	1	0	6
国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	1	0	1	
合計		45	49	26	32	21	451
	学術研究目的	43	47	23	28	19	414
	教育目的(高等教育目的)	2	2	3	2	2	35
	国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	2	0	2

(注1) 平成30年の統計法改正(令和元年5月1日施行)により、匿名データの利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。

(注2) 利用目的について、官民データ統計利活用事業及びデジタル社会形成統計利活用事業目的は提供実績がないため、記載していない。

(注3) 当該数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数値は一致しない。

(注4) 累計欄の数値は、平成21年度以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)					
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	累計
合計	56	63	28	38	26	532
学術研究目的	50	61	25	32	23	479
教育目的(高等教育目的)	6	2	3	4	3	51
国際比較統計利活用事業目的	0	0	0	2	0	2
デジタル社会形成統計利活用事業目的 (官民データ統計利活用事業目的)	0	0	0	0	0	0

## 資料27 統計委員会委員名簿

(令和2年(2020年)7月1日～令和3年(2021年)10月13日)

委員長	北村 行伸	立正大学経済学部教授
委員長代理	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 情報・システム研究機構統計数理研究所長
委員	伊藤 敦子	東日本旅客鉄道株式会社執行役員総合企画本部経営企画部長
	岩下 真理	大和証券チーフマーケットエコノミスト
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	神田 玲子	公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構理事・研究調査部長
	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授
	佐藤 香	東京大学社会科学研究所教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白塚 重典	慶應義塾大学経済学部教授
	津谷 典子	慶應義塾大学教授
	中村 洋一	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注1) 令和3年度(2021年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和2年(2020年)7月1日時点

(令和3年(2021年)10月14日～令和4年(2022年)3月31日)

委員長	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 統計数理研究所長
委員長代理	津谷 典子	慶應義塾大学教授
委員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ日本共同代表
	伊藤 恵子	中央大学商学部教授
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	清原 慶子	杏林大学・ルーテル学院大学客員教授
	佐藤 香	東京大学社会科学研究所教授
	白塚 重典	慶應義塾大学経済学部教授
	菅 幹雄	法政大学経済学部教授
	樋 浩一	学習院大学経済学部特別客員教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松村 圭一	第一生命経済研究所取締役総合調査部長
	村上 由美子	MPower Partners Fund L.P. ゼネラル・パートナー

(注1) 令和3年度(2021年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和4年(2022年)3月末日時点



資料28 統計委員会臨時委員名簿

部会名（設置時期）	臨時委員名（所属期間）	
企画部会 (H30.7.20～)	西郷 浩 篠 恭彦 清水 千弘	早稲田大学政治経済学術院教授 (R3.10.20～) 一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (R4.1.26～) 日本大学スポーツ科学部教授 (R3.12.24～)
国民経済計算体系 の整備部会 (H29.2.23～)	菅 幹雄 宮川 幸三 山澤 成康	法政大学経済学部教授 (R1.10.18～R3.10.13) 立正大学経済学部教授 (R3.10.20～) 跡見学園女子大学マネジメント学部教授 (R1.10.18～R3.10.13、 R3.10.20～)
人口・社会統計部会 (H19.10.5～)	宇南山 卓 加藤 久和 川口 大司	京都大学経済研究所教授 (R1.10.18～R3.10.13、R3.10.20～) 明治大学政治経済学部教授 (R3.10.20～) 東京大学大学院経済学研究科教授 (R1.10.18～R3.10.13、R3.10.20 ～)
産業統計部会 (H19.10.29～)	宇南山 卓 小西 葉子 清水 千弘	京都大学経済研究所教授 (R1.10.18～R3.10.13、R3.10.20～) 独立行政法人経済産業研究所上席研究員 (R3.10.20～) 日本大学スポーツ科学部教授 (R3.10.20～)
サービス統計・企業 統計部会 (H21.4.1～)	會田 雅人 小西 葉子 菅 幹雄 成田 礼子	滋賀大学データサイエンス教育研究センター特任教授 (R3.10.20～) 独立行政法人経済産業研究所上席研究員 (R3.10.20～) 法政大学経済学部教授 (R2.8.7～R3.10.13) EY新日本有限責任監査法人パートナー (R1.10.18～R3.10.13、 R3.10.20～)
統計基準部会 (H21.1.19～)	菅 幹雄 宮川 幸三	法政大学経済学部教授 (R1.10.18～R3.10.13) 立正大学経済学部教授 (R3.10.20～)
統計制度部会 (H30.7.20～)	會田 雅人 縣 公一郎 石井 夏生利 加藤 久和 藤原 静雄	滋賀大学データサイエンス教育研究センター特任教授 (R3.10.20～) 早稲田大学政治経済学術院教授 (R1.10.18～R3.10.13) 中央大学国際情報学部教授 (R1.10.18～R3.10.13、R3.10.20～) 明治大学政治経済学部教授 (R3.10.20～) 中央大学大学院法務研究科教授 (R1.10.18～R3.10.13)
統計作成プロセス 部会 (R2.10.1～)	篠 恭彦 成田 礼子	一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (R3.10.20～) EY新日本有限責任監査法人パートナー (R2.10.1～R3.10.13、 R3.10.20～)

部会名（設置時期）	臨時委員名（所属期間）	
評価分科会 (H30. 8. 31～)	神林 龍	一橋大学経済研究所経済制度・経済政策研究部門教授 (R3. 10. 14～)
	久我 尚子	株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部上席研究員 (R1. 10. 14 ～R3. 10. 13、R3. 10. 14～)
	山本 渉	電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授 (R1. 10. 14～ R3. 10. 13、R3. 10. 14～)
	美添 泰人	青山学院大学経営学部プロジェクト教授 (R1. 10. 14～R3. 10. 13)

(注1) 令和3年度(2021年度)中に在任していた臨時委員について記載

(注2) 部会は、令和3年度(2021年度)に設置されていた部会について記載

(注3) 役職は、直近の任命時点

資料 29 統計委員会専門委員名簿

部会名（設置時期）	専門委員名（所属期間）	
企画部会 (H30. 7. 20～)	清水 千弘 細川 努	日本大学スポーツ科学部教授 (R1. 10. 18～R3. 10. 13) 株式会社アーキテクタス代表取締役社長 (R4. 1. 26～)
国民経済計算体系的整備部会 (H29. 2. 23～)	小巻 泰之 斎藤 太郎 新家 義貴 滝澤 美帆 宮川 幸三	大阪経済大学経済学部教授 (R1. 10. 18～R3. 10. 13、R3. 10. 20～) 株式会社ニッセイ基礎研究所経済研究部経済調査部長 (R1. 10. 18～R3. 10. 13、R3. 10. 20～) 第一生命経済研究所経済調査部長、主席エコノミスト (R1. 10. 18～R3. 10. 13、R3. 10. 20～) 学習院大学経済学部経済学科教授 (R1. 10. 18～R3. 10. 13、R3. 10. 20～) 立正大学経済学部教授 (R1. 10. 18～R3. 10. 13)
人口・社会統計部会 (H19. 10. 5～)	該当する専門委員なし	
産業統計部会 (H19. 10. 29～)	小針 美和 滝澤 美帆	株式会社農林中金総合研究所主任研究員 (R3. 4. 22～R3. 7. 30) 学習院大学経済学部経済学科教授 (R3. 10. 20～)
サービス統計・企業統計部会 (H21. 4. 1～)	該当する専門委員なし	
統計基準部会 (H21. 1. 19～)	該当する専門委員なし	
統計制度部会 (H30. 7. 20～)	該当する専門委員なし	
統計作成プロセス部会 (R2. 10. 1～)	篠 恭彦 西 美幸 細川 努	一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (R2. 10. 1～R3. 10. 19) アビームコンサルティング株式会社公共ビジネスユニットシニアマネージャー (R2. 10. 1～R3. 10. 13、R3. 10. 20～) 株式会社アーキテクタス代表取締役社長 (R3. 10. 20～)
評価分科会 (H30. 8. 31～)	神林 龍 土屋 隆裕	一橋大学経済研究所経済制度・経済政策研究部門教授 (R1. 10. 14～R3. 10. 13) 横浜市立大学データサイエンス学部教授 (R3. 10. 14～)
—	康永 秀生	東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授

(注1) 令和3年度(2021年度)中に在任していた専門委員について記載

(注2) 部会は、令和3年度(2021年度)に設置されていた部会について記載

(注3) 役職は、直近の任命時点

資料30 統計委員会開催状況（第163回～第175回）

回数	開催年月日	審議事項
第163回	令和3年 (2021年) 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第151号「農業経営統計調査の変更について」</li> <li>・部会の審議状況について</li> <li>・統計委員会専門委員の発令等について</li> <li>・毎月勤労統計調査について</li> </ul>
第164回	令和3年 (2021年) 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第152号「国民生活基礎調査の変更について」</li> <li>・諮問第153号「木材統計調査の変更について」</li> <li>・諮問第154号「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」</li> <li>・部会の審議状況について</li> <li>・「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」について</li> <li>・住宅・土地統計調査の標本設計の見直しについて</li> </ul>
第165回	令和3年 (2021年) 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(案)について</li> <li>・諮問第149号の答申「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」</li> <li>・諮問第153号の答申「木材統計調査の変更について」</li> <li>・諮問第155号「毎月勤労統計調査の変更について」</li> <li>・部会の審議状況について</li> </ul>
第166回	令和3年 (2021年) 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第151号の答申「農業経営統計調査の変更について」</li> <li>・諮問第152号の答申「国民生活基礎調査の変更について」</li> <li>・諮問第154号の答申「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」</li> <li>・部会の審議状況について</li> <li>・令和2年度統計法施行状況について</li> <li>・「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」及び「統計法第45条の2ただし書きにおける「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」の改正について</li> <li>・毎月勤労統計調査について</li> </ul>
第167回	令和3年 (2021年) 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第155号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」</li> </ul>
第168回	令和3年 (2021年) 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の審議状況について</li> <li>・令和4年度における統計リソースの要求状況について</li> <li>・官民の統計コスト削減に係る最終フォローアップ結果について</li> <li>・患者調査の集計方法の変更について</li> <li>・国民生活基礎調査の匿名データについて</li> <li>・経済産業省生産動態統計調査に関する今後の課題の対応状況について</li> </ul>
第169回	令和3年 (2021年) 10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統計委員会委員の発令、委員長互選、委員長代理及び部会長の指名等について</li> <li>・諮問第156号「就業構造基本調査の変更について」</li> </ul>
第170回	令和3年 (2021年) 11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問第157号「学校保健統計調査の変更について」</li> <li>・部会の審議状況について</li> </ul>

回数	開催年月日	審議事項
第 171 回	令和 3 年 (2021 年) 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第156号の答申「就業構造基本調査の変更について」</li> <li>・ 諮問第157号の答申「学校保健統計調査の変更について」</li> <li>・ 諮問第158号「石油製品需給動態統計調査の変更について」</li> <li>・ 建設工事受注動態統計調査について</li> </ul>
第 172 回	令和 4 年 (2022 年) 1 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事受注動態統計調査について</li> </ul>
第 173 回	令和 4 年 (2022 年) 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第159号「労働力調査の変更について」</li> <li>・ 部会の審議状況について</li> <li>・ 集計方法の変更の報告</li> <li>・ 建設工事受注動態統計調査について</li> </ul>
第 174 回	令和 4 年 (2022 年) 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第160号「学校教員統計調査の変更について」</li> <li>・ 毎月勤労統計調査について</li> <li>・ 令和 4 年度における統計リソースの確保状況について</li> <li>・ 建設工事受注動態統計調査について</li> </ul>
第 175 回	令和 4 年 (2022 年) 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問第160号の答申「学校教員統計調査の変更について」</li> <li>・ 諮問第161号「賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について」</li> <li>・ 公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について（報告）</li> <li>・ 国が実施する統計調査に関する提案の状況について</li> <li>・ 建築工事費調査について</li> </ul>

資料31 統計委員会における諮問・答申実績

(令和3年度(2021年度))

諮問 番号	件名	諮問者	諮問日	答申日
149	経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について	総務大臣	令和3年 (2021年) 3月24日	令和3年 (2021年) 6月30日
151	農業経営統計調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 4月22日	令和3年 (2021年) 7月30日
152	国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 5月26日	令和3年 (2021年) 7月30日
153	木材統計調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 5月26日	令和3年 (2021年) 6月30日
154	科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 5月26日	令和3年 (2021年) 7月30日
155	毎月勤労統計調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 6月30日	令和3年 (2021年) 8月27日
156	就業構造基本調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 10月20日	令和3年 (2021年) 12月24日
157	学校保健統計調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 11月24日	令和3年 (2021年) 12月24日
158	石油製品需給動態統計調査の変更について	総務大臣	令和3年 (2021年) 12月24日	令和3年 (2021年) 12月24日
159	労働力調査の変更について	総務大臣	令和4年 (2022年) 1月26日	令和4年 (2022年) 1月26日
160	学校教員統計調査の変更について	総務大臣	令和4年 (2022年) 2月21日	令和4年 (2022年) 3月28日
161	賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について	厚生労働大臣	令和4年 (2022年) 3月24日	令和4年 (2022年) 3月28日

(注) 本表は、令和3年度(2021年度)に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。同年度以外のものは日付を括弧書きとしている。

## 資料 32 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

統計法第9条第4項ただし書における  
「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

〔平成 21 年 3 月 9 日〕  
統計委員会決定  
改正 平成 30 年 9 月 28 日  
改正 令和 2 年 3 月 16 日  
改正 令和 3 年 7 月 30 日

- 1 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 4 項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げる場合を指すものとする。
  - ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更、同一母集団情報の定期的な更新等に伴い当然必要とされる事項の変更
  - ② 市町村の廃置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
  - ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
  - ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
  - ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないもの（郵送調査を実施している場合のオンラインによる調査方法の追加又は郵送調査及びオンライン調査の民間委託を含む。）
  - ⑥ 効率的な統計作成のための調査事項への法人番号の追加
  - ⑦ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便等に資する観点から行う変更（公表期日の早期化、インターネットによる公表方法の追加又はインターネット公表を行っている場合における印刷物による公表の廃止や印刷物に掲載する統計表の縮減を含む。）
  - ⑧ 災害や感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更
  - ⑨ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
  - ⑩ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）
  - ⑪ 上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計制度担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

統計法第45条の2ただし書における  
「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

〔平成30年9月28日〕  
統計委員会決定  
改正 令和3年7月30日

- 1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
  - ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
  - ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
  - ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
  - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更
  
- 2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかったときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計制度担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。



資料 33 令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議  
(令和3年(2021年)6月30日)

(公印・契印省略)

統計委第9号  
令和3年6月30日

総務大臣  
武田良太殿

統計委員会委員長  
北村行伸

令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、令和4年度における統計リソース(予算・人員)の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和4年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

公的統計は、各種行政施策の立案・評価及び国民・企業などの意思決定のための基礎的資料として活用され、国民生活の向上や社会経済の発展のために重要な役割を担っているところ、新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束しない中で、社会経済の急激な変化を正確かつ継続的に捉えるものとして、その重要性が改めて認識されている。

一年以上続くコロナ禍の中、一部の統計調査は中止、延期を余儀なくされたものの、各府省は、緊急的・暫定的措置として郵送調査・オンライン調査を導入する等により、多くの調査を実施してきた。

しかしながら、昨今の統計調査の現場に目を向けると、保健所等の調査の経由機関においては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする業務上の負担が増大し、迅速な情報共有ができなくなっただけでなく、統計調査業務に支障を来すようになったほか、統計調査員による対面調査も困難になるなど、新型コロナウイルス感染症対策に係る調査体制の課題も明らかとなった。こうした中、今後も統計調査を継続的に実施していくためには、調査の経由機関の業務体制の強化を図るほか、オンライン調査の一層の拡充などによ

り、報告者や統計調査員の負担軽減や安全の確保を図ることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、政府全体がデジタル化の必要性を強く認識するきっかけとなった。今後、デジタル改革関連法に基づくデジタル庁の設置等により、公的統計においても、デジタル技術の活用やデータを利活用しやすくすることが一層求められることとなる。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴う社会経済情勢の急激な変化を機動的に捉えるため、官民のデータホルダーの連携等により、行政記録情報・民間ビッグデータの特性を見極めながら、統計へのこれらの活用を加速することが重要である。このほか、緊急時においても、誤りのない統計データを早期に提供できるよう、統計関係情報システムの見直し等による業務効率化を図ることに加え、PDCAサイクルの確立のための体制整備など、統計作成プロセスを不断に見直していくことも必要である。さらには、緊急時において、各種の行政記録情報をオンラインで取得できるようにする取組が随時進められているところである。その際、オンラインで取得した行政記録情報を、効率的に統計作成に活用できるシステムの構築を図るなど、各種データの連携・集約を意識した取組が期待される。

また、統計データの利活用に当たっては、利用しやすい形式で誰もが容易にデータを扱えるようアクセシビリティを確保する必要があるため、機械判読可能な統計データの提供、メタデータの整備など、統計データの提供の高度化を進めるとともに、二次的利用の推進に当たっては、調査票情報を再集計しやすい形で蓄積する取組を進める必要がある。

さらに、高度化する統計データを扱うことができる高い専門知識を有する統計職員を育成することは急務となっており、これまで以上に一層の取組を進める必要がある。

以上を踏まえ、政府においては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に記載されている取組を中心に、統計改革や公的統計の品質向上などを引き続き着実に実行していくことが重要である。

## 2 令和4年度の重点分野

上記1の基本的な考え方にに基づき、令和4年度の概算要求等においては、以下の課題に統計リソースを重点的に配分すべきと考える。なお、今年度から着手できる事項については、令和4年度概算要求等を待たずに取りかかるべきである。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は現在も継続していることから、今後の状況を踏まえ、統計委員会として追加的な要請を行うこともあり得る。

(1) デジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化等

① 行政記録情報・ビッグデータ等や新技術の統計への活用

- ・ 行政記録情報やビッグデータ等の統計への積極的な活用（行政記録情報を活用するためのシステムなどの構築のほか、ビッグデータ等の特性の確認並びにその活用を通じた革新的なデータ収集・分析手法及び調査の効率化手法に関する調査研究、ビッグデータ等の補完データとしての活用及び活用した公的統計に関する情報の網羅的な把握等）
- ・ ドローンなどのリモートセンシング技術を活用した実測調査手法や、A I を活用した人工衛星データの画像解析等の新技術の統計への活用

② システムの見直し、デジタル機器の活用等による業務効率化

- ・ オンライン調査システムの拡充など政府統計共同利用システムの見直し、緊急時における施策の立案や効果検証に必要とされる各種統計の提供の早期化のための業務・システムの見直し、システムによるエラーチェックや分析的審査の導入及び調査票の回収状況等の調査の進捗管理など、業務効率化に資する統計関係情報システムの見直し
- ・ 民間クラウドの機能を最大限に活用した統計関係情報システムのブラックボックス化の解消・防止
- ・ タブレット、スマートフォン等のデジタル機器を活用した、効率的な統計調査の実施、統計調査員による調査の進捗管理及び統計調査員に対する効率的・効果的な指導監督等

③ 統計作成プロセスの見直し

- ・ 報告者の負担軽減や、統計ユーザーのE B P M等のニーズに対応した統計を作成するとともに、統計の品質確保を図るため、P D C Aサイクルの確立、監査の実施及び分析的審査の強化に向けた体制整備や、統計業務マニュアルの整備、統計関係情報システムの構築など、統計作成プロセスの不断の見直し

④ 調査の経由機関や統計調査員等の負担軽減等

- ・ 調査の経由機関である地方公共団体等の負担軽減や、統計調査員による対面調査を極力回避するための調査手法の見直し（コールセンターの設置やA I を活用した調査客体等からの照会対応、個人情報保護・

情報セキュリティを確保した民間委託やオンライン調査の新規導入・  
範囲拡大等)

**(2) 統計データの利活用促進**

- ・ DX (デジタルトランスフォーメーション) の進展に伴う統計ユーザーのニーズに対応する、e-Stat 等における統計データの提供の高度化 (機械判読可能な統計データの提供、メタデータの整備、各種情報が入手できるデータベースの利便性の向上等)
- ・ BI (ビジネスインテリジェンスツール) の活用やGIS (地理情報システム) の高度化など、視覚的・直感的な理解に資するビジュアル化した形式での統計データの提供
- ・ 統計データ提供のための基盤強化 (オンサイト施設の設置や利用促進のほか、オンサイト利用が可能な統計調査の拡充及び利用者の利便性に配慮した情報の付加など、利用しやすい形による調査票情報の蓄積等)

**(3) 調査体制の強化と人材の確保・育成**

- ・ 調査の経由機関である保健所等の業務体制の強化
- ・ 統計データアナリスト・統計データアナリスト補などの統計データ人材の目標数を定めた計画的な確保・育成や、広く統計に関する知識・経験を有する人材の計画的な確保・育成、統計研修の充実 (国・地方の職員向けのオンライン研修の推進・拡充、新任の幹部・管理職向け研修の実施、統計調査員研修の充実 (e ラーニングなどオンライン化))、高等教育機関におけるデータサイエンティスト育成との連携・協力、専門機関への派遣、データ教育・統計教育の充実
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用、統計調査員の適切な管理・支援に必要な体制の確保

**(4) その他の重点項目**

- ・ 国民経済計算の整備 (基礎統計の改善、QEの精度向上、産業連関表のSUT体系への移行に向けた対応等)
- ・ 地方公共団体への支援強化 (地方公共団体の統計職員の業務の標準化、調査環境の悪化や統計調査員の高齢化等の課題への対応)
- ・ ジェンダー統計<sup>※</sup>の充実 (各種統計の整備状況の調査・公表、男女別データの収集、分析の推進)

<sup>※</sup> 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計

### 3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、統計委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求等の検討に資するため、本建議の内容を、各府省の統計幹事等に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、統計委員会に報告すること。
- ・ 「令和4年度各府省統計調査計画等審査」において、本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求等の前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること。
- ・ 令和4年度の政府予算案や機構・定員要求の審査結果が明らかとなった後、各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を統計委員会に報告すること。

資料34 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2022年3月末現在

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
合計	176	27,383	4,422	11,107	11,854
ESCAP 域内国	58	26,637	4,047	11,074	11,516
アフガニスタン	228	65	108	55	
米領サモア	9	0	9	0	
アルメニア	160	18	48	94	
オーストラリア	56	3	25	28	
アゼルバイジャン	126	22	22	82	
バングラデシュ	758	202	338	218	
ブータン	325	90	196	39	
ブルネイ	252	21	187	44	
カンボジア	583	116	319	148	
中華人民共和国	3,841	164	605	3,072	
香港	294	92	144	58	
マカオ	181	7	121	53	
クック諸島	114	28	72	14	
北朝鮮	98	0	98	0	
フィジー	387	88	224	75	
ジョージア	115	21	31	63	
グアム	38	0	35	3	
インド	734	191	261	282	
インドネシア	3,801	223	440	3,138	
イラン	699	128	361	210	
日本	189	64	71	54	
カザフスタン	142	34	43	65	
キリバス	162	24	132	6	
キルギス	77	26	22	29	
ラオス	589	128	340	121	
マレーシア	830	191	495	144	
モルディブ	695	91	483	121	
マーシャル諸島	105	16	87	2	
ミクロネシア連邦	98	29	51	18	
モンゴル	755	147	416	192	
ミャンマー	1,227	138	432	657	
ナウル	17	6	7	4	
ネパール	784	139	569	76	
ニューカレドニア	40	1	37	2	
ニュージーランド	28	0	13	15	
ニウエ	49	7	40	2	
北マリアナ諸島	2	0	2	0	
パキスタン	626	152	430	44	
パラオ	17	4	8	5	
パプアニューギニア	308	70	232	6	
フィリピン	1,491	226	721	544	
大韓民国	457	110	312	35	
ロシア	257	4	21	232	
サモア	294	81	119	94	
シンガポール	217	49	45	123	
ソロモン諸島	144	32	94	18	
スリランカ	1,001	198	605	198	
タジキスタン	112	44	57	11	
タイ	1,217	219	634	364	
東ティモール	214	42	137	35	
トンガ	160	43	89	28	
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0	
トルコ	194	15	15	164	
トルクメニスタン	22	9	3	10	
ツバル	63	12	44	7	
ウズベキスタン	158	37	13	108	
バヌアツ	143	33	92	18	
ベトナム	914	140	486	288	

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
ESCAP 域外国	99	695	375	33	287
アルバニア	3	3	0	0	
アルジェリア	5	1	0	4	
アンゴラ	3	2	0	1	
オーストリア	1	0	0	1	
アンティグアバーブダー	3	0	0	3	
アルゼンチン	2	1	0	1	
バーレーン	1	0	0	1	
バルバドス	1	1	0	0	
ベラルーシ	2	1	0	1	
ベリーズ	2	2	0	0	
ベナン	3	1	0	2	
ボリビア	5	4	0	1	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0	
ボツワナ	10	3	0	7	
ブラジル	7	6	1	0	
ブルガリア	2	2	0	0	
ブルンジ	3	0	0	3	
カメルーン	15	12	0	3	
コロンビア	1	1	0	0	
コモロ	4	1	0	3	
コスタリカ	1	0	0	1	
コートジボワール	1	1	0	0	
クロアチア	1	0	0	1	
キューバ	3	3	0	0	
チェコ共和国	1	1	0	0	
コンゴ民主共和国	2	2	0	0	
ジブチ	1	1	0	0	
ドミニカ国	2	2	0	0	
ドミニカ共和国	1	1	0	0	
エクアドル	4	4	0	0	
エジプト	27	23	0	4	
赤道ギニア	4	1	0	3	
エスワティニ	9	9	0	0	
エチオピア	16	15	0	1	
フランス	13	0	10	3	
ドイツ	2	0	1	1	
ガーナ	33	23	0	10	
グアテマラ	5	5	0	0	
ギニア	2	0	0	2	
ガイアナ	8	0	0	8	
ホンジュラス	4	4	0	0	
イラク	29	27	0	2	
イタリア	1	1	0	0	
ジャマイカ	4	4	0	0	
ヨルダン	1	0	0	1	
ケニア	24	9	0	15	
コソボ	6	6	0	0	
ラトビア	1	1	0	0	
レバノン	1	1	0	0	
レソト	10	10	0	0	
ルクセンブルク	2	0	2	0	
マダガスカル	1	1	0	0	
マラウイ	12	9	0	3	
マリ	2	2	0	0	
モーリタニア	1	1	0	0	
モーリシャス	20	4	0	16	
メキシコ	8	0	0	8	
モロッコ	23	0	0	23	
モザンビーク	10	4	0	6	
ナミビア	19	0	0	19	
ニジェール	3	2	0	1	

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ナイジェリア	23	18	0	5
ノルウェー	1	0	1	0
オマーン	13	10	0	3
パレスチナ	15	15	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
カタール	7	0	0	7
モルドバ	3	3	0	0
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	15	11	0	4
セントルシア	18	1	1	16
セントキッツネヴィス	4	0	0	4
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	6	4	0	2
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	5	1	0	4
シエラレオネ	3	3	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南アフリカ	1	1	0	0
南スーダン	6	6	0	0
スーダン	13	12	0	1
スイス	5	0	4	1
シリア	18	8	0	10
トリニダード・トバゴ	2	0	0	2
チュニジア	2	2	0	0
ウガンダ	8	1	0	7
ウクライナ	2	2	0	0
タンザニア	60	25	0	35
米国	23	0	12	11
連合王国	2	0	0	2
アラブ首長国連邦	3	0	0	3
ウルグアイ	2	1	0	1
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	11	8	0	3
ジンバブエ	9	2	0	7
国際機関	19	51	0	51



## 資料 35 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

The image shows the e-Stat website interface. At the top, there is a navigation bar with the e-Stat logo, the text '統計で見る日本' (Statistics to see Japan), and a description 'e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです' (e-Stat is a government statistics portal site where Japanese statistics can be browsed). There are also links for 'お問い合わせ | ヘルプ | English', 'ログイン' (Login), and '新規登録' (New Registration).

Below the navigation bar, there are several main sections:

- 統計データを探す (政府統計の調査結果を探します)**: This section includes buttons for 'すべて' (All), '分野' (Field), and '組織' (Organization). It also features a keyword search box with the example '例：国勢調査' (Example: National Census) and a '検索' (Search) button.
- 統計データを活用する**: This section includes buttons for 'グラフ' (Graph), '時系列表' (Time Series Table), '地図' (Map), and '地域' (Region).
- その他の絞込**: A button for additional filtering options.
- 利用ガイド**: A section for user guides, including '統計データの高度利用' (Advanced use of statistics), 'マイクロデータの利用' (Use of microdata), '開発者向け' (For developers), and '統計関連情報' (Statistics-related information).

Three callout boxes provide detailed information:

- 【統計データを探す】**: Explains that users can search for specific statistics and download them. It mentions using '絞込み' (filtering) and 'キーワード検索' (keyword search) to find relevant data.
- 【統計データを活用する】**: Lists features like visualizing data in a '統計ダッシュボード' (statistics dashboard), displaying data on a map using 'JSTAT MAP', and providing search functions for regional data.
- 【統計データの高度利用等】**: Describes advanced features such as using microdata, accessing APIs for automatic data retrieval, and providing explanations for classification terms and survey samples.

Examples of data visualizations and interfaces are shown in the callouts, including a table of statistics, a bar chart, a map, and a dashboard for 'miripo' (mirrored population).

資料 36 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年) 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

